平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	6月　6日	月	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
2	6月　7日	火	休　　会	
3	6月　8日	水	休会（発言通告締切午後５時まで）	
4	6月　9日	木	休　　会	
5	6月　10日	金	質疑・一般質問	
6	6月　11日	（土）	休　　会	
7	6月　12日	（日）		
8	6月　13日	月	質疑・一般質問・委員会付託	
9	6月　14日	火	休　　会	
１０	6月　15日	水		
１１	6月　16日	木		
１２	6月　17日	金	本会議なし	福祉厚生
１３	6月　18日	（土）	休　　会	
１４	6月　19日	（日）		
１５	6月　20日	月	本会議なし	経済観光
１６	6月　21日	火		建設環境
１７	6月　22日	水		総務文教
１８	6月　23日	木		議会運営
１９	6月　24日	金	委員長報告･討論･採決･閉会	

平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会

目　次

第１号（６月６日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 3

３．出席議員 …… 4

４．欠席議員 …… 4

５．説明のため出席した者 …… 5

６．事務局職員出席者 …… 5

７．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6

８．日程第２　会期の決定 …… 6

９．日程第３　議案第57号～議案第68号
報告第５号～報告第11号 …… 7

10．提案理由の説明 …… 8

（１）議案第57号（富田市民福祉部長） …… 8

（２）議案第58号（富田市民福祉部長） …… 8

（３）議案第59号（本多総務部長） …… 9

（４）議案第60号（本多総務部長） …… 9

（５）議案第61号（有働市民福祉部次長） …… 10

（６）議案第62号（倉原教育部長） …… 10

（７）議案第63号（本多総務部長） …… 10

（８）議案第64号（本多総務部長） …… 11

（９）議案第65号（本多総務部長） …… 12

(10) 議案第66号（潮﨑農林部長） …… 12

(11) 議案第67号（池田副市長） …… 13

(12) 議案第68号（池田副市長） …… 13

(13) 報告第５号（緒方建設部長） …… 13

(14) 報告第６号（潮﨑農林部長） …… 14

(15) 報告第７号（三森商工観光部長） …… 14

(16) 報告第８号（富田市民福祉部長） …… 15

(17) 報告第９号（本多総務部長） …… 15

(18) 報告第10号（宮本水道局長） …… 15

(19) 報告第11号（荒木病院事務部長） …… 16
11. 散　会 …… 16

第２号（６月10日）
１．議事日程 …… 19
２．本日の会議に付した事件 …… 20
３．出席議員 …… 20
４．説明のため出席した者 …… 21
５．事務局職員出席者 …… 22
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 23
（１）太田黒鐵郎議員第１回質疑 …… 23
〇川野首席教育審議員答弁 …… 24
〇緒方建設部長答弁 …… 25
（２）太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 26
〇本多総務部長答弁 …… 29
〇倉原教育部長答弁 …… 31
（３）太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（１回目） …… 32
〇中嶋市長答弁 …… 33
〇杉本教育長答弁 …… 33
（４）太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（２回目） …… 35
〇杉本教育長答弁 …… 35
（５）森川昭彦議員第１問目一般質問（１回目） …… 36
〇川野首席教育審議員答弁 …… 37
（６）森川昭彦議員第１問目一般質問（２回目） …… 38
〇川野首席教育審議員答弁 …… 39
（７）森川昭彦議員第２問目一般質問（１回目） …… 39
〇潮﨑農林部長答弁 …… 41
（８）森川昭彦議員第２問目一般質問（２回目） …… 43
〇潮﨑農林部長答弁 …… 43
（９）森　久雄議員第１回目一般質問 …… 44
〇本多総務部長答弁 …… 47
〇中嶋市長答弁 …… 48
〇緒方建設部長答弁 …… 49
(10) 森　久雄議員第２回目一般質問 …… 50

○本多総務部長答弁 …… 51
(11) 福本義文議員第１問目一般質問（１回目） …… 52
○杉本教育長答弁 …… 53
(12) 福本義文議員第１問目一般質問（２回目） …… 53
○杉本教育長答弁 …… 54
(13) 福本義文議員第２問目一般質問（１回目） …… 55
○杉本教育長答弁 …… 56
(14) 福本義文議員第２問目一般質問（２回目） …… 57
○杉本教育長答弁 …… 58
(15) 福本義文議員第２問目一般質問（３回目） …… 59
(16) 北原昭三議員第１回目一般質問 …… 60
○本多総務部長答弁 …… 62
○古荘環境部長答弁 …… 63
○本多総務部長答弁 …… 64
(17) 北原昭三議員第２回目一般質問 …… 65
○本多総務部長答弁 …… 68
○緒方選挙管理委員会事務局長答弁 …… 68
(18) 北原昭三議員第３回目一般質問 …… 69
○富田市民福祉部長答弁 …… 70
○緒方選挙管理委員会事務局長答弁 …… 70
(19) 冨丸洋一郎議員第１回目一般質問 …… 71
○本多総務部長答弁 …… 74
○富田市民福祉部長答弁 …… 75
○古荘環境部長答弁 …… 76
(20) 冨丸洋一郎議員第２回目一般質問 …… 77
○中嶋市長答弁 …… 77
７．散　会 …… 78

第３号（６月13日）

１．議事日程 …… 81
２．本日の会議に付した事件 …… 82
３．出席議員 …… 82
４．説明のため出席した者 …… 83
５．事務局職員出席者 …… 84

６．日程第１　質疑・一般質問 …… 86
（１）稲葉　昇議員第１回目一般質問 …… 86
〇潮﨑農林部長答弁 …… 88
（２）稲葉　昇議員第２回目一般質問 …… 89
（３）原　　徹議員第１問目一般質問（１回目） …… 90
〇中嶋市長答弁 …… 92
（４）原　　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 92
〇中嶋市長答弁 …… 94
（５）原　　徹議員第１問目一般質問（３回目） …… 95
〇中嶋市長答弁 …… 96
（６）原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（１回目） …… 97
〇倉原教育部長答弁 …… 99
〇杉本教育長答弁 …… 99
（７）原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（２回目） …… 100
〇倉原教育部長答弁 …… 101
〇杉本教育長答弁 …… 102
（８）原　　徹議員第３問目一般質問（３回目） …… 103
〇杉本教育長答弁 …… 104
（９）藤原　弘議員第１回目一般質問 …… 105
〇古荘環境部長答弁 …… 106
〇緒方建設部長答弁 …… 107
(10) 藤原　弘議員第２回目一般質問 …… 108
(11) 芹川正美議員第１回目一般質問 …… 108
〇本多総務部長答弁 …… 109
〇倉原教育部長答弁 …… 110
(12) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 111
〇本多総務部長答弁 …… 112
(13) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 114
〇本多総務部長答弁 …… 115
(14) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 116
〇本多総務部長答弁 …… 117
(15) 川野　功議員第３問目一般質問（１回目） …… 118
(16) 永田紘二議員第１問目一般質問（１回目） …… 119
〇古荘環境部長答弁 …… 119

(17) 永田紘二議員第１問目一般質問（２回目） …… 120
〇古荘環境部長答弁 …… 120
(18) 永田紘二議員第１問目一般質問（３回目） …… 121
〇古荘環境部長答弁 …… 122
(19) 永田紘二議員第２問目一般質問（１回目） …… 122
〇潮﨑農林部長答弁 …… 123
(20) 永田紘二議員第２問目一般質問（２回目） …… 124
７．日程第２　委員会付託…… 124
８．散　会 …… 125

第４号（６月24日）

１．議事日程 …… 129
２．本日の会議に付した事件 …… 129
３．出席議員 …… 130
４．説明のため出席した者 …… 131
５．事務局職員出席者 …… 132
６．日程第１　表彰状の伝達 …… 133
７．日程第２　議案第57号～議案第68号
陳情第10号 …… 136
８．各常任委員長の報告 …… 136
（１）福祉厚生常任委員長報告 …… 136
（２）経済観光常任委員長報告 …… 137
（３）建設環境常任委員長報告 …… 138
（４）総務文教常任委員長報告 …… 138
９．質　疑 …… 139
10．討　論 …… 139
11．採　決 …… 139
12．日程追加　日程第３　議案第69号・議案第70号
意見書案第１号 …… 141
13．提案理由の説明 …… 141
（１）議案第69号・議案第70号（三森商工観光部長） …… 141
（２）意見書案第１号（職員朗読） …… 143
14．質疑 …… 145
15．討論 …… 145

16. 採決 …… 145
17. 閉　会 …… 146

６月６日(月曜日)

平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成23年６月６日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第64号　財産の取得について

議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第66号　字の区域の変更について

議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第５号　専決処分の報告について

報告第６号　専決処分の報告について

報告第７号　専決処分の報告について

報告第８号　専決処分の報告について

報告第９号　平成22年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第10号　平成22年度山鹿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第11号　平成22年度山鹿市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（29名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君
24番	高野誠二	君
25番	藤原　弘	君
26番	森　久雄	君
27番	太田黒鐵郎	君
28番	丸山寛治	君
29番	寺崎勇児	君
30番	丸山康昭	君

○

欠席議員（１名）

３番	藤本芳雄	君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮﨑昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
病院事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪
市民福祉部次長	有働　博君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
水道局長	宮本　稔君
総務課長	原　弘文君
財政課長	木下　実君
農村整備課長	池田廣二君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
病院事務部総務課長	野田修誠君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開会

○

○議長（横手啓介君）

ただいまから平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっていますので許可いたします。中嶋市長。

○市長（中嶋憲正君）

６月定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年６月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

さきの東日本大震災からやがて三月がたとうとしていますが、いまだ復興への道さえ示されない中、被災地の方々は一日一日を精いっぱい生き抜いておられます。本市からも被災地の復興に少しでもお役に立ちたいとの思いから、職員を派遣していますが、被災地の現状は想像を絶するものでございます。遠い場所のことではなく、足元の災害は大丈夫か、今一度検証するときであります。

また、原発事故に端を発した今夏の電力不足が懸念される中、いよいよ本市の重点施策、さくら湯の建設、学校再編、新庁舎整備など実働のときを迎えております。

本日から19日間にわたってご審議いただきます議案は、条例６件、予算１件、人事案件２件、その他３件の計12件と報告７件でございます。これらの諸議案につきましては、職員をして説明させていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつとします。

○

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横手啓介君）

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、冨丸洋一郎議員、藤本峰秀議員を指名いたします。

○

日程第２　会期の決定

○議長（横手啓介君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月24日までの19日間といた

したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

○

日程第３　議案第57号～議案第68号

報告第５号～報告第11号

○議長（横手啓介君）

日程第３、議案第57号から報告第11号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第58号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて

（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

議案第64号　財産の取得について

議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第66号　字の区域の変更について

議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

報告第５号　専決処分の報告について

報告第６号　専決処分の報告について

報告第７号　専決処分の報告について

報告第８号　専決処分の報告について

報告第９号　平成22年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第10号　平成22年度山鹿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第11号　平成22年度山鹿市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について

○

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年３月31日に公布され、同年４月１日から施行されたことにより、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決第６号として、平成23年３月30日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

３ページをお願いします。地方税法施行令第56条の88の２の国民健康保険税の限度額改正に伴いまして、条例第２条及び第23条中、医療分の基礎課税額50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額13万円を14万円に、介護納付金課税額10万円を12万円に、それぞれ課税限度額を改めるものです。附則としてこの条例は、平成23年４月１日から施行するものです。経過措置として、この条例は平成23年度以後の保険税に適用し、平成22年度までの保険税についてはなお従前の例によるものです。

続きまして、議案第58号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。本案は健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成23年３月30日に公布され、同年４月１日から施行されたことにより、山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決第７号として平成23年３月30日に専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

３ページをお願いします。第５条第１項中35万円を39万円に改め、附則第５項を削るものです。内容でございますが、改正前の附則第５項で本年３月までの特例措置として、39万円支給することとされていた出産育児一時金について、４月からも引き続き39万円を支給するものです。なお、一般的には産科医療補償制度による３万円を合わせまして、42万円が支給されるものです。附則としてこの条例は、平成23年４月１日から施行いたします。経過措置として、この条例による改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金に適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金は、従前の例によるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第59号　専決処分の承認を求めることについてご説明します。

本案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律が平成23年４月27日に公布され、同日から施行されました。これに伴い山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、専決第10号として平成23年５月９日付けをもって専決処分をしましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

３ページをお願いします。改正内容は、山鹿市税条例の本附則に次の３条を加えるものです。附則第22条は、個人市民税所得割の納税義務者の選択により、平成23年度の市民税納税通知書が送達されるときまでに、雑損控除の申告をした場合、東日本大震災による特例損失金額を平成22年に生じたものとして、雑損控除を受けることができることとするものであります。附則第23条は、東日本大震災によって被害を受けたことにより、居住の用に供することができなくなった場合においても、引き続き市民税の住宅借入金等特別税額控除を受けることができることとするものです。

４ページをお願いいたします。附則第24条は固定資産税において、被災した住宅用地を住宅用地とみなす、固定資産税の特例を受けるための必要な申告の手続き等について定めたものです。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、附則第23条に係る部分につきましては、平成24年１月１日から施行することとしています。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方交付税の特別措置の対象となる過疎地域及び集積区域における固定資産税の課税免除の適用期限が延長されたことに伴い、これに係る課税免除の措置を講ずるため、条例を改正する必要があり、提案するものです。改正の内容は、固定資産税の課税免除の対象となる設備の取得期限及び施設に係る計画の同意期限をそれぞれ平成25年３月31日までと、２年延長するものです。附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第３条及び第４条の規定は平成23年４月１日から適用するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

有働市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　有働　博君　登壇］

○市民福祉部次長（有働　博君）

議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、市が委嘱している婦人相談員の名称を、幅広い年齢層に対応しやすい表現として、女性福祉相談員に改称することに伴い、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

別表第２は、地方自治法第203条の２第２項の規定に基づき、条例で定める日額報酬以外の報酬額の表です。この表中の特別職の職員で非常勤のものの職名を婦人相談員から、女性福祉相談員に改めるものです。なお、附則としまして、この条例は平成23年７月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市立小中学校規模適正化基本計画に基づいて取り組む、学校再編整備事業で、最初に工事に着手します山鹿小学校と川辺小学校を統合して、新たな小学校を設置するため、条例の一部を改正するものであります。今回の新たな小学校の設置につきましては、その建設費用として国の義務教育諸学校施設費負担金を受ける際、新たな小学校の名称、位置、統合の日を明らかにすることが必要な要件とされてることから、条例の改正を行うものでありますが、現時点において、新たな小学校の名称が確定していないことから、仮称により改正するものであります。改正の内容は、学校の名称及び位置を示します、別表中より山鹿小学校及び川辺小学校を削り、仮称でありますが、「山鹿小と川辺小の統合小学校」を新たに設置するものです。附則としまして、この条例は平成25年４月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び地方債

の補正であります。第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に１億1085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を300億6785万円とするものであります。

４ページをお開きください。第２表地方債補正であります。地方債の追加につきましては、災害復旧事業に係る地方負債を追加するものであります。地方債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明します。

11ページをお開きください。

３　歳出、（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額は650万2000円です。農業振興施設等整備事業、391万4000円は、施設園芸農家の経営安定を図るため、防虫ネット、電気暖房器、省電力ランプ等の設備、機械導入を支援するものであります。また、12ページにあります、元気いきいき地域再生支援事業258万8000円は、地域資源である菊鹿町の干し柿を活用し、高齢者が担い手となる起業家への取り組みを支援するものであります。

（目）林業振興費の補正額、288万2000円は、荒廃竹林を整備、再生しながら竹の子の生産とともに、竹材製品の開発など循環利用が可能な竹資源を活用した地域産業づくりに取り組む団体を支援するものであります。なお、これらの二つの事業は、熊本県の地域づくり“夢チャレンジ”推進事業の、補助内示を受け実施するものであります。

13ページをお願いします。

（款）教育費、（項）小学校費、（目）教育振興費の補正額は146万6000円であります。水俣病の正しい理解や、環境モデル都市である水俣を体感、学習することで、環境保全や、環境問題に意欲的に関わる態度や、能力を育成する肥後っ子教室、学校及び地域に即した指導方法の改善、評価等通じて、児童の学力向上を図る学力充実、また家庭環境などから生じる教育格差を解消し、基礎学力の確実な定着を図る学力向上システム、そして、理科分野の専門家による授業、実験への支援を通じて、理科教育の充実を図る理科支援員配置であります。これら４事業は、熊本県からの研究校指定を受けて実施するものであります。

続きまして、（款）災害復旧費、（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額１億円につきましては、本年２月に発生した市道星原線の斜面崩落に伴う災害復旧事業であります。

以上が、歳出予算の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第64号　財産の取得についてご説明申し上げます。

消防団に配備いたします、消防小型動力ポンプ積載車の取得につきまして、議会

の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものです。取得する財産は、消防小型動力ポンプ積載車８台です。その内訳ですが、消防車両の更新基準に基づきまして、20年を経過した普通積載車両５台の更新及び中山間地域などの狭い道路での機動力を発揮する軽四輪駆動車両新規導入３台です。契約の方法は、指名競争入札であり、取得金額は2683万8000円です。契約の相手方は、熊本市神水２丁目６番７号、野々村ポンプ株式会社、代表取締役、湯本淳二です。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市も構成団体の一つであります、熊本県市町村総合事務組合において、当該組合を構成する玉名市玉東町病院組合、及び球磨郡公立多良木病院組合がそれぞれ当該病院組合の組織及び財務に関し、公営企業法の全部を適用する経営方式に改められ、併せて団体名を公立玉名中央病院企業団及び球磨郡公立多良木病院企業団に変更されたことに伴い、本規約中の構成団体名を変更するものです。

なお、規約の変更手続きにつきましては、地方自治法第286条第１項の規定に基づく関係地方公共団体の協議が必要であり、またこの協議については、同法第290条の規定に基づき、本組合を構成する全ての地方公共団体におきまして、同じ内容による議会の議決を経る必要があります。附則といたしまして、この規約は知事の許可の日から施行いたします。以上、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

議案第66号　字の区域の変更についてご説明申し上げます。県営中山間地域総合整備事業を実施しています、菊鹿町今村地区の区画整理事業に伴いまして、道路や水路等のつけかえが行われたことにより、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第１項の規定により、議会の議決を求めるため提案するものであります。

１ページをご覧ください。変更箇所は３カ所です。

２ページをご覧ください。変更箇所の位置図です。

３ページをご覧ください。薄い赤い色で表示しています、地番1719を字今村から字村ノ上に変更いたします。

４ページをご覧ください。同じく薄い赤い色で表示しています、右側の地番、

1972の２を字下ノ月から字前田に変更いたします。また、少し見づらくて申し訳ありませんが、左側の地番、2061の２に隣接する小さな三角形の道路を、字前田から字栗ノ拂に変更します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

池田副市長。

［副市長　池田永実君　登壇］

○副市長（池田永実君）

議案第67号及び議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

両案は、人権擁護委員のうち、２名の委員が本年９月30日をもちまして、任期満了となりますので、次期の人権擁護員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会のご意見を求めるものでございます。

議案第67号では、現委員、藤森純也氏の任期満了に伴い、再度同氏を推薦しようとするものです。

議案第68号では、現委員、東正隆氏の任期満了に伴い、新たに原口洋子氏を同委員に推薦しようとするものです。なお、次のページに略歴を記載しています。ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

報告第５号　専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、市営住宅に係る家賃及び住宅の明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決いたしましたので、地方自治法第180条第２項の規定により、ご報告するものです。

市営住宅の家賃滞納につきましては、滞納整理方針に基づき、厳正な姿勢で臨み、市営住宅の健全運営並びに適正管理を目指し、法的措置を含めた滞納整理を行っているところです。専決第５号、専決処分書、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、平成23年３月28日に次のとおり専決処分したものです。

当事者ですが、原告は山鹿市、被告は記載の３名です。事件の概要ですが、被告らは次のとおり、市営住宅の家賃を滞納しているため、賃貸契約を解除し、山鹿市住宅管理条例第40条第１項に基づく、建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに

損害賠償を求めるものです。団地名及び棟号氏名、滞納額は記載のとおりです。以上、説明を終わります。

○議長（横手啓介君）

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

報告第６号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る決定及び和解について専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成23年２月21日午後５時頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、国道３号の熊本市山室付近において、山鹿市方面に向かって直進していた公用車が、車線変更した際、国道３号に進入してきた相手方の車両と接触したものです。賠償割合は、山鹿市15、相手側85で山鹿市の損害賠償の額は、２万100円、相手方の損害賠償の額は、13万3198円です。和解事項といたしまして、双方とも損害金の支払い義務を認め、それぞれの賠償金を相殺し、相手方が山鹿市に対し、11万3098円を支払うこと、また双方とも、本和解条項に定めるほか、本件事項に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げますが、これからも車の運転には十分注意するよう職員へ周知してまいります。

○議長（横手啓介君）

三森商工観光部長。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

報告第７号　専決処分の報告についてご説明申し上げます

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をしましたのでご報告を申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成23年３月18日、午後２時30分頃です。相手方の住所並びに氏名は記載のとおりです。事故の概要は、祭りの後片づけのため、さくら湯建設予定地、湯の端臨時駐車場において、積荷のため公用車を停車させようとした際に、駐車していた相手方の車両に接触し、損傷させたものです。この事故に係る損害賠償の額は、９万4293円です。和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し、損害を賠償し、本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認

するものです。以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手啓介君）

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

報告第８号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、車両事故に係る和解について専決処分をいたしましので、ご報告申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成23年４月４日、午後２時20分頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、大坂整形外科医院の駐車場において、直進していた公用車が、駐車枠内から後進してきた相手方の車両と接触したものです。和解事項といたしまして、相手方は山鹿市に対して、賠償金として４万5444円を支払い、両者は、本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。以上、ご報告を申し上げます。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

報告第９号　平成22年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づきご報告いたします。

これは、さきの１月臨時会及び３月定例会におきまして、議決をいただいております繰越明許費14件に係る報告です。

２ページをお開きください。

（款）民生費、（項）高齢者福祉費、老人福祉センター管理費ほか、13事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ平成22年度から23年度へ繰越を行ったものです。財源は、未収入特定財源の国県支出金、地方債及び一般財源です。以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手啓介君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

○水道局長（宮本　稔君）

報告第10号　平成22年度山鹿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、ご報告いたします。

２ページをお願いします。平成22年度山鹿市水道事業会計予算繰越計算書によりご説明申し上げます。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、上水道配水管緊急対策整備事業に係わる予算計上額8000万円に対し、記載のとおり同額を平成22年度から23年度に繰越を行なったものです。財源は、他会計補助金、企業債、当年度損益勘定留保資金です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（横手啓介君）

荒木病院事務部長。

［病院事務部長　荒木　隆君　登壇］

○病院事務部長（荒木　隆君）

報告第11号　平成22年度山鹿市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について、地方公営企業法施行令第18条の２第１項の規定に基づきご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。平成22年度山鹿市病院事業会計継続費繰越計算書によりご説明します。

（款）資本的支出、（項）建設改良費、施設整備事業に係る支払義務発生額７億9963万7000円、翌年度逓次繰越額1437万2000円として、23年度に繰越たものです。財源は、企業債、損益勘定留保資金です。以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時36分　散会

～～～

６月１０日(金曜日)

平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成23年６月10日（金曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．太田黒　鐵郎

質　疑

（１）議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）

①Ｐ13（目）教育振興費　研究校指定事業

（目）現年発生土木施設災害復旧費　公共土木施設災害復旧事業

市道星原線

一般質問

（１）東日本大震災を教訓とする防災の見直しと今後の財政に対する影響について

（２）消費者教育の取り組みについて

２．森川　昭彦

一般質問

（１）平成24年度より完全実施をされる中学校武道必修化について

（２）地産地消の推進について

３．森　久雄

一般質問

（１）都市計画税の是非について

４．福本　義文

一般質問

（１）平山橋保存について

（２）城村城跡の国指定に向けて

５．北原　昭三

一般質問

（１）安心、安全な防災対策について

（２）節電対策の一環（緑のカーテンについて）

（３）自主財源の確保等について

（４）買い物弱者対応について

６．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）自然災害発生時の対策について

①ハザードマップで示されている避難場所の周知について

（２）一人で金婚を迎えられた方への表彰について

（３）ごみ処理問題について

①中間処理施設に対する取り組み状況は

②新たな可燃ごみ処理施設の建設に向けた考えはないか

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	永	田		健	君
２番	稲	葉		昇	君
３番	藤	本	芳	雄	君
４番	福	本	義	文	君
５番	冨	丸	洋一郎		君
６番	藤	本	峰	秀	君
７番	北	原	昭	三	君
８番	芹	川	正	美	君
９番	藤	原		豊	君
10番	立	山	秀	木	君
11番	立	山		隆	君
12番	原			徹	君
13番	平	井	邦	廣	君
14番	吉	本	政	幸	君
15番	池	田	誠	一	君
16番	堀		茂	幸	君
17番	永	田	紘	二	君
18番	森	川	昭	彦	君
19番	川	野		功	君
20番	古	荘	克	郎	君
21番	森		芳	顕	君
22番	家	入	憲	隆	君
23番	横	手	啓	介	君

24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮﨑昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
病院事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
総務部次長	本多隆文君
市民福祉部次長	有働　博君
農林部次長	冨田弘海君
環境部次長	中川秀人君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
総務課長	原　弘文君
財政課長	木下　実君
福祉課長	福永　浩君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
都市計画課長	中原　忍君
環境課長	冨田龍也君

監査事務局長兼選管事務局長　　緒　方　　栄　君

○

事務局職員出席者

議会事務局長　　幸　村　英　星　君
局長補佐兼議会総務係長　　渡　邊　義　明　君
議事係長　　中　村　武　志　君
書記　　森　　英　州　君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

27番、太田黒鐵郎でございます。

通告のとおり、質疑２点、それから一般質問２点について、質疑は一括して、一般質問は一問一答にてお伺いしたいと思います。

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）、13ページですが、教育振興費の研究校指定事業についてですが、肥後っ子教室、学力充実、学力向上システム、理科支援員配置、この四つの事業が今回提案されておりますけれども、この事業の内容を具体的にお示し願いたいと思います。

また、毎年こういう事業をいろいろやっておられますけれども、この事業は手を挙げて応募するのか、または県の方から一方的に指定されるのか、その辺についてお尋ねします。

それから、事業の成果ですが、毎年どういう事業がどの学校にということは予算の中で出てきますけれども、指定を受けて事業を実施して、その成果というものはなかなか我々には見えにくいわけですけれども、そのことにつきましてはどのようにされておるのか、まずお尋ねしたいと思います。

それから、質疑の２点目ですけれども、同じ13ページですが、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業、これは市道星原線でございまして、１億円の予算が計上されております。この星原線ですが、２月５日に山が崩壊いたしまして全面通行止めになっております。その後、関係４集落ございますけれども、約80戸ぐらいあると思いますが、この方々は多久方面に約３キロぐらい迂回しなくてはならない状態にあります。その道路も狭く、十分な離合もできないというようなところでございますので、もし大きな災害等が発生した場合においては大惨事を招くような可能性もございます。地域住民の方々も大変この辺には心配されておるところです。とにかくこの予算が可決されましてからですけれども、この事業の今後のスケジュールに

ついてお伺いをします。

２点について、質疑します。以上です。

○議長（横手啓介君）

これより、執行部の答弁を求めます。

川野首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○教育部首席教育審議員（川野富士夫君）

太田黒議員の質疑の１点目、議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）の13ページ、教育振興費の研究校指定事業についてお答いたします。

今回の４事業は、いずれも県の補助事業でありまして、昨年度から事業調整を進めておりましたが、県の内示等が当初予算調製後となりましたため、今回補正予算をお願いするものであります。

まず１点目の、各事業の内容についてご説明いたします。一つ目の肥後っ子教室は、環境立県くまもとの担い手の育成を図るため、公害の原点である水俣病を通して学んだ教訓を生かす視点から、社会科で公害や環境について学ぶ小学校５年生の全員に対し、語り部の方の講話を聞いたり、水俣病資料館を訪問したりするという体験活動を通して水俣病について正しく理解させるとともに、公害被害から環境再生へ、そして世界屈指の環境都市に成長した水俣の姿を学ばせるものです。さらに主体的な調べ学習等を通した児童の学習意欲の向上と学校あるいは家庭、地域における日常的な環境活動との関連づけにより、身近な生活の中から広がりのある取り組みへの発展を期待するものであります。昨年度までは、エコセミナーという名称で同様の事業がありましたが、本年度は多少内容が改正されて実施することとなりました。

二つ目の、学力充実にかかる研究校指定事業は、平成22年度に続き本年度まで三岳小学校が対象校として指定されたものであります。事業内容は、校内研修を中心とした研究主題を主体的に学びあう授業の創造として、研究組織づくりに努め、指導方法の改善、評価等を通じて児童の学力向上を目指す取り組みを行うものです。

三つ目の、学力向上システムにかかる研究校指定事業は、小学校低学年において、生活環境の中から生じている学力差を早期に解消し、基礎学力の確実な定着を図るため、学校内外のシステムづくりに関する研究を図るものです。対象校は昨年に続き大道小学校が指定校となっております。同校の大道っ子応援団などの連携により、学習支援、家庭教育支援、体験活動支援及び安心安全支援などの取り組みを進めるものです。

四つ目の、理科支援員配置事業は、理科専科の配置のない小規模校に対して理科

の指導実績のある人材を支援員として派遣し、観察や実験等の計画、準備、及び実施などの支援を行うことで理科指導の充実を図るものです。毎年１、２校ずつ指定して派遣しておりますが、今年度は岳間小学校と岩野小学校に派遣の予定をしております。

続きまして、指定校の決定等ですが、大きくは県から幾つかの指定事業があり、鹿本教育事務所の方に県から何校か指定の依頼がございます。その中で、鹿本教育事務所単位で山鹿市の学校に要請をされて決定するという場合が一つございます。それから、例えば理科支援員配置事業等におきましては、山鹿市で理科支援員の配置ができるということで県の方から鹿本教育事務所を通じて通知がきた場合には、山鹿市の方でその配置を決定するという状況もございます。

また、続きまして、指定事業の成果の検証と周知について、お答えします。まず、事業周知の現状ですが、指定校の看板設置や事業の実施案内を含め、ＰＴＡ会員や学校間での周知が中心になっている状況です。ただ、指定事業の過程で成果発表会や研究のまとめなど実施することがございますので、これを学校の授業参観日に合わせて開催するなどの工夫を行い、できるだけ多くの皆さんが参加できるよう努めております。また、発表会等につきましては、オフトークや学校便りなどで開催予定を周知し、多くの方々に学校へ足を運んでいただくよう努力しております。

次に、事業成果の検証ですが、具体的な数値で表されるものや、子どもへの意識調査により確認できるものなど、事業内容によりさまざまな形がございます。これまでは、この結果を地域など学校外部に対して周知・啓発し、事業効果を活用していく努力が不足していたように思われます。今後、教育委員会が発行しております広報紙の「ゆめーる」なども活用して、保護者や地域の皆さんに分かりやすい形でお知らせし、参加・応援していただくような方向で進めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

太田黒議員の質疑の２点目、市道星原線公共土木施設災害復旧工事について、お答えする前に、現在も全面通行止めしていることに対しまして、地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。この場をお借りしましてお詫び申し上げます。本路線につきましては、平成22年７月12日の梅雨前線豪雨により被災し、公共土木施設災害復旧事業として工事を実施してまいりました。今年は例年にない冷え込みと降雪があり、もともと風化した岩が緩んだ状態であったことに加え、割れ目に流入

した雪解け水の凍結融解作用によって岩盤の緩みが著しく促進され、今年２月５日ブロック積を施工中、道路のり面が崩壊しました。今後も崩壊の恐れがあり、危険であると判断し、関係機関と協議を行い、全面通行止めをした経緯がございます。工事完了の時期につきましては、７月11日の週に国の災害査定が行われる予定で、査定終了後、直ちに実施設計に組み替え、県の審査を受けて入札を行い、工事着工したいと考えております。現在、四つの工法を提案し、国土交通省と協議を進めており、７月の査定で事業費、工法等が決定します。査定が終わらないと工法が決まりませんので、完了時期は分かりませんけれども、最長で来年の３月末まで、最短で本年12月末までと考えております。以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

１点目の学校関係につきましては、今、具体的にご説明をいただきましたので分かりましたけれども、やはり申し上げましたように、こういう事業を毎年いろいろやられて、その事業の成果というものが非常に大事なことであるというようなことを考えるところでありますし、また、ＰＴＡだけでなくて、地域住民全体にこういうことが知れ渡って、みんなで協力ができるように、そういうことを今後努力していただきたいと思います。

それから、２点目の星原線の通行止めのことですが、ただいま建設部長からの答弁の中で、いろいろな工法があるというようなことでした。そういう工法についてはまだ決定していないというようなことですけれども、とにかく１日も早く通行できるようにしてもらわないといけないということです。いわゆる今、迂回路になっておりますところが、この梅雨時にもし崩壊でもして通行止めになったというようなことを仮定するならば、ここは岩野の奥の方から広域林道を使うのか、それとも福岡県の黒木の方から入ってくるのか、それから茂田井まで上って広域林道を下ってくるのか、そういう道路しかないわけですので、この地域の方々の実状をしっかり考えながら研究していただきたいと思います。

そして、工法次第でどうなるか分かりませんけれども、できるなら、まだ工事が完了しなくても片側でも通行ができるなら片側通行でもさせていただくというよう

な工夫をしていただきたいと強く要望しておきます。

次に、一般質問に入ります。１点目、東日本大震災を教訓とする本市の防災計画の見直しと今後の財政に対する影響について、お伺いをします。

去る３月11日、未曾有の大災害をもたらしたというようなことで、東日本大震災と津波、あわせて福島第１原子力発電所の事故、それによりまして６月５日現在で死者１万5365人、行方不明者8206人、避難者９万8505人、被災された方々に対しまして衷心より哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げるところです。なお、復興支援に派遣されました職員の方々に対しまして、衷心より敬意を表しながら、感謝申し上げるところです。この大惨事を教訓に、私たち山鹿市におきましても防災について真剣に考え直す必要があると思います。山鹿市では、平成18年３月に山鹿市地域防災計画や地域防災マップが立派に整備されているところではございますが、災害はいつ発生するか分からないわけです。災害と言いましてもいろいろございますが、万一の大災害に備えて、防災計画の再度の見直し、そういうことが必要ではないだろうかと考えるところです。既に熊本市あたりは５月からもう見直しに入っているというような情報もございます。計画書に基づき、いろいろな関係機関が合同の図上訓練などはなされているだろうか。図上訓練といいますと、警察からもちろん市、警察、広域消防、いろいろありますけれども、全部集まって地図を広げて、ここにどういう災害が起きたときにはどういうふうにやる、ここが通行止めになったときには災害ヘリをどこに降ろすとかいうようなことで、日ごろからのそういう図上訓練をやる必要があるというようなことを考えます。そういうことをやっておられるかおられないか、やっておられないということであれば早急にそういうことを実施していただきたい。それから、災害現場における指揮隊の配置の計画についてはどうなっているか。災害が起きた、小さな災害は別でございますが、大きな災害が起きたというようなときに、例えばボランティアがよそから入ってきたというようなときに、その人たちは現地の事情は分からないというような人たちですので、そこで誰かが指揮、こういうことをしてください、あなたはどっちの方に行ってくださいというような指揮をするという指揮隊をちゃんと日ごろからしておかないと、誰かするだろうというようなことでは非常に戸惑うというようなことになりはしないだろうかというようなことを考えるわけです。それから、大きな災害の場合、ライフラインの敏速な対応について。今、テレビで毎日、毎朝、毎晩放送しておりますように、まだ東日本でも水道が来ない、電気が来ない、いろいろな問題があるようですが、その対応を日ごろから考えておかなくてはならないと思います。それから、ボランティアの受け入れ態勢、こういうときにはどの辺のボランティアにお願いする、どこからどういうつてをたどってボランティアを募集して、

来ていただくかというようなことも非常に大切ではないかと思います。次に避難場所ですが、この災害マップの中に、特に気がつきますことは、各集落の公民館と書いてある。各集落の公民館といっても、実際、どの公民館でも点検をして、そこを避難場所としてここは大丈夫ということでしてあるのか。それとも、公民館にしておけというような感じなのかということで、公民館次第では、個人の家がまだ立派にしておるというようなところもございますので、この辺の避難場所につきましては、早急に再点検をして、こういうときには公民館ではなくてどっちの方がいいというようなところを、ちゃんと日ごろからしておかなくてはならないというようなことでの再点検をお願いしたいと思います。それから、災害時の食料及び物資の備蓄状況、してあると思いますけれども、どれぐらいあるのか、そしてその備蓄というのは、特に食料の場合、米からいろいろあると思いますけれども、それは何年ぐらいで、毎年毎年こういうことが使われるわけではありませんので、何年でそれを入れかえるのかというようなことでお伺いしたいと思います。

次に、地域の自主防災組織の設立についてですけれども、自主防災組織とは、地域住民が自主的に連携して防災活動を行うということですけれど、私の鹿北町では全集落100％の設立で、活動が行われているところですが、聞くところによりますと、市全体で30％というようなところであるということです。特に鹿本町ではゼロということです。鹿本町は狭くて平たん地で、これは災害には無縁だろうかというようなことを考えますけれども、地震等におきましては、平たん地も山間地もないわけですので、その辺については、今後どういうふうに指導されるのか。災害に対する意識がこういう東日本大震災後には非常に高まっているところですので、山鹿市は100％設立して、自主防災ができますように、ご指導いただきますようお願いします。

次に、学校施設の耐震化事業は日ごろからやっておられます。どの程度、耐震耐震と言いましても、今耐震事業を完了したところは、どの辺までの震度に対応できるようなものか、お伺いします。また、６月７日の新聞に掲載されておりますことは皆さんもご承知のとおりですけれども、県内で山鹿市が耐震化率が最低、61.1％ということです。事情は分かります。規模適正化を進めているからということかもしれませんが、まだまだ最後までいくには、中学校まで規模適正化が終わるには非常に時間もかかりますし、行き着くかどうか分かりませんので、この辺の今後の計画についてお尋ねをします。

それから、今度の大震災に対する財政の影響についてですが、ご承知のとおり、我が国は国債900兆円というようなことに達しようとしているわけです。それに合わせまして、今回の大震災、復興にかかる費用が25兆円とも30兆円とも言われるわ

けですが、この数字は福島原発の方は入れずに出された数字です。原発まですれば、まだかかるだろう。これも単年度ではもちろんできませんので、10年ぐらいかかるのではなかろうかというような予測がされております。そういう中で、山鹿市におきましては普通交付税あたりも特別の上乗せ部分が平成27年度から減額されてくるということは、既にご承知のとおりですけれども、その上に今回の震災の復興ということで、特交あたりが非常に減額されるのではないかというようなことで想定するわけですが、今のところまだ国の方も非常に進まない状態で、不透明な点が多うございますが、分かる範囲内で今後の震災の影響による市財政の見通しについて分かる範囲内でお願いしたいと思います。

以上、お尋ねします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

太田黒議員の一般質問の１点目、東日本大震災を教訓とする防災の見直しと今後の財政に対する影響について、お答えいたします。

まず、ご質問の山鹿市の防災体制についてお答えいたします。本市の防災体制につきましては、災害対策基本法に基づき、平成18年３月に策定しました山鹿市地域防災計画を基本としており、本計画において万一の災害発生に備えた災害対策本部の設置基準をはじめ、市の組織体制と各部の役割分担や職員配備計画、自衛隊や警察、消防署など、関係機関との連絡体制、避難所やヘリポートの指定などについて明記をしているところです。また、今回の東日本大震災のような大規模な災害発生も想定し、その際における被害状況の確認やライフラインの早期復旧を図るため、建設業関係団体などと支援活動に対する協定を締結をいたしております。その他、社会福祉協議会を核とした円滑なボランティア活動が行えるよう、災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を締結している他、県内13市や義士友好都市、かざぐるま友好都市との間にも災害時における相互応援に関する協定を締結するなど、予測できない災害に備えた支援、協力体制の整備を図っております。さらに、非常時に備えた備蓄品としまして、飲料水、米、パン、缶詰などの食料品、約300人分の３日2700食や、マスクや手袋、救急箱、感染防止用品などの衛生用品を保管いたしております。備蓄の消費期限につきましてはおおむね３年から５年でございます。なお、今回の東日本大震災を受け、本市としましても防災体制の再確認が必要であるということを認識しているところであり、特に災害発生時においては初動体制が重要であることから、より実効性ある行動計画としていくために、既存の地

域防災計画をベースとした職員の初動マニュアルの見直しと、周知を図るとともに、広域消防本部など関係機関と連携した大規模災害発生時を想定したシミュレーション訓練を実施する計画です。さらに中山間地などで、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された地区については、関係地区住民に危険個所の周知を図り、避難場所の確認を促していくとともに、避難場所の再点検にも努めてまいりたいと考えております。

次に２点目の、自主防災組織の設立促進と組織の育成についてお答えします。本市におけます自主防災組織の状況につきましては、市内261行政区のうち現在102行政区に設立されておりますが、組織率にしてみますと、39％にとどまるなど、今後とも組織の設立に向けた取り組みが求められています。特に市街地や平たん地など、一般的な自然災害である地すべりやがけ崩れなどの発生の可能性が低い地域や、過去に自然災害の発生のない地区での組織化が遅れていることから、地形に関係なく発生する地震などに備えた地域での防災対策を確立するための啓発活動に取り組んでいく必要がございます。このため、組織の設立において重要な役割を果たしていただく地域の防災リーダーの育成を大きな柱として捉え、嘱託員や消防関係者を対象とした研修会の開催や、地域住民の危機管理意識を高めるための出前講座の活用を促進してまいりたいと考えます。また、既に設立されている組織に対しましては、防災や他の自主防災組織の活動に関する情報提供を行うとともに、市の自主防災組織育成事業補助金を活用していただき、防災用品の整備や避難訓練、炊き出し訓練などの定着化を図るなど、組織強化に努めてまいりたいと考えております。

最後に、質問の３点目です、財政運営に対する影響につきまして、お答え申し上げます。ご承知のとおり、現在、政府与党内においては、復興の理念などを盛り込んだ復興基本法案の成立に向けた調整が進められております。これからの焦点といたしましては、復興に向けての財源、（仮称）復興再生債を含む第２次補正予算案、そして本年度予算の歳入の４割を占める赤字国債の発行に係る公債特例法案の成立であります。特に公債特例法案に関しましては、国の平成23年の予算は成立をしておりますが、関連法案としての当該法案が成立しておりませんので、このままの状況が続くとなると、秋には国の資金繰りが行き詰まる事態となります。このような状況から推測をしますと、まずは平成23年度予算案については、盛り込まれている政策の多くは実行不可能となります。本市におきましても、政策的事業や地方交付税などに多大な影響があるものと危惧をいたしております。そして、次に、震災関連の影響につきましては、各省庁において平成23年度予算のうち、５％規模の予算が留保されており、各分野におきましてその影響が見られているところです。また、特別交付税については、その大半が復興経費に振り返られることが予測されるため、

大幅な減額が見込まれます。長期的には今回の震災はその復興に10年、またそれ以上の期間を要するという専門家の見方もございます。そしてまたその復興費用は20兆円とも30兆円とも言われております。これらのことから、今回の震災に対する影響は今後長期にわたって、国、地方を問わず、相当の影響があるものと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

太田黒議員の教育委員会に関しますご質問の１点目、学校施設の耐震化はどの程度の震度を想定しているのかということに関しましてお答えいたします。

学校施設の耐震化につきましては、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金事業により実施をしております。この事業の交付金を受けるためには、建物の耐震性能を示す指標としてあります、ＩＳ値の数値が0.7以上になるように必要な補強を講じなければなりません。ＩＳ値につきましては、0.6以上であれば地震に対して倒壊、または崩壊する危険性が低いと国土交通省の告示で示されているところですが、子どもたちが学ぶ学校施設は、より安全を考慮して、0.7以上と厳しくされているところです。耐震性能の目標としましては、現在の建築基準法施行令でも示されている、震度６強から震度７程度の大地震時に建物に部分的な損傷は生じるものの、倒壊などの大きな損傷を防ぎ、人命が失われないようにすることを目標として耐震補強を実施しているものでございます。

次に、学校施設の耐震化率の低い理由ですが、現在、学校施設の老朽化対策もその目的の一つとして、学校規模適正化事業を小学校から着手をしております。統廃合をすることにより、老朽化施設の解体や未使用化が可能となり、今後、再編が進むことにより、耐震化率も改善されることとなります。また、学校規模適正化事業との整合性をとり、中学校施設の耐震化には平成20年度から着手をしております。今年度は鶴城中学校と米野岳中学校の耐震化を完了し、平成26年度までには中学校の耐震化を完了したいと考えております。子どもたちの安全安心を確保するため、関係各位のご理解を得ながら耐震化を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とします。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

あとの質問もありますので、時間が非常にありませんので簡単に終わりたいと思います。とにかく、防災計画につきましては立派なものができておりますけれども、これが実行に伴わないといけないわけです。ただいまの総務部長の説明のとおり、早急にこれを充実していただきたいと思います。それから、学校の耐震化についてですけれども、耐震化をしたから絶対安全というようなことは考えられない。この頃は想定外という言葉が流行っておりますように、想定外というようなことが起きるというようなことです。子どもたちに対する避難訓練など、十分に対策を講じられて安全なものになるように努めていただきたいと思います。

この件について最後に市長にお伺いします。山鹿市民の生命、身体及び財産を災害から保護するという視点に立って、防災に対する市長の思いをお伺いしまして、１点目の質問を終わります。

次に２点目ですが、消費者教育の取り組みについて、教育長にお伺いします。平成19年の消費者庁発足に伴い、消費者教育が消費者安全法に盛り込まれました。小学校を皮切りに中学校、高校と適用となり、新指導要領でも消費者教育に関する記述が加わっているところです。私は人が成長して賢い社会人となるためには、子どものころから物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えることで正しい金銭感覚を持つことは将来に向けて大変重要なことであると思います。昨今は子どもたちまでがインターネットオークション詐欺、それからデート商法とか携帯電話の広告メールによる不当請求など、被害に遭っているという報道がなされておるわけですけれども、全国の消費者生活情報ネットワークシステムの集計データによると、中学生の消費者相談件数は年間に7000、8000件、ただし相談窓口に届けてくる苦情は全体の４、５％だろう。実際の件数はこの20倍あるとすると、年間に10万件以上のトラブルが発生しているということです。被害額で一番多いのが大体10万円台であるということです。このようなことから、小中学生に正しい消費者意識を身につけてもらうということを目的に、消費者教育を推進している学校が全国に広がっています。最近では消費者教育と言われますけれども、これは昔は社会勉強というふうに言われておったわけですけれども、人間は、まず勤労精神、これを養うことが大事と思います。働いて金を稼ぐということが基本であるということ。それから、賢い社会人として生活をして、社会のために税金を納め、その税金がどのように使われているかということ。例えば高校の授業料無償化ということに現在なっている

わけですけれども、これは3900億円の税金が投入されております。このようなことを今の高校生がどの程度考えているだろうかと思うところです。特に先の質疑の中でお尋ねしましたように、肥後っ子教室とか学力向上というようなことも大変大事な事業であると思いますけれど、立派な社会人として意義ある人生を送って賢い、堅実な家庭生活を築いていくためには、消費者教育はいわゆる社会勉強ですが、基本であると考えます。教育長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員のご質問にお答えいたします。

震災から３カ月が過ぎ、さまざまな支援により復興が進む中、今回の災害が人ごとではなく、みずからのこととして山鹿市の防災の現状を再確認する重要な機会だと思っておるところです。本市の防災体制や今後の取り組みにつきましては、先ほど総務部長が答弁を申し上げたとおりですが、私が常に心に思っておりますことは、さまざまな災害が山鹿市で発生した場合、まず第一に素早く行動すること、すなわち初動体制を素早く整えることです。第二に、災害の度合いを大きく想定すること。第三に、体制の一元化、指令系統を一つにまとめ、情報の伝達や支援を的確に行うことが非常に大事であると思っておるところです。また、今回の大震災において再認識しましたことは、行政の役割の第一として、市民の安全・安心を守ること、人命の安全を図ることが最優先であるということであります。そのためにも、非常時への備えが重要であり、確実な情報の把握や、防災無線などによる情報伝達体制の整備を図るとともに、自主防災組織などによる地域コミュニティ力の向上が不可欠であると考えます。今回の大災害により被災された方々の地域のより早い復興を願いますとともに、山鹿市におきましても元気な日本の再生に向かって、市民の皆様とともに精一杯の努力をしてまいりたいと考えているところです。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの太田黒議員の消費者教育の取り組みについての１回目のご質問にお答えをします。

少子化、高齢化、国際化、情報化など、我が国の社会の急激な変化に伴いまして、

子どもを取り巻く環境は大変変化し、規範意識の低下や倫理観や社会性の不足、自立の遅れなど、さまざまな問題が指摘されております。ご質問の消費者教育に関する取り組みは、現在の学校教育におきまして大変必要性のあるものだと考えます。まず、本市の取り組みの現状ですが、現在、鹿本中学校が平成22、23年度の２カ年間にわたりまして鹿本地区租税教育推進協議会の委嘱を受けまして、租税教育の研究実践特校としてその研究実践に取り組んでいます。鹿本中学校では平成22年度、最初に生徒の租税に対する意識や知識に関する実態調査を全校生徒に対して行われました。その結果、生徒は税についての学習の必要性は感じているものの、さまざまな疑問をそのままにしていることが多く、そのために税についてのあいまいな知識、理解にとどまり、租税を通して社会のあり方や日本の将来、さらに世界の国々との関わりについて見つめる力が不十分であるということが判明しました。したがって、鹿本中学校ではその課題を解決するために、社会科の授業を中心とした租税に関する授業、それから文化部が中心になって、消費税に関する生徒みずからの調査研究活動、それから作文やポスター、統計グラフ作成等の体験的な活動を通して、多くの生徒が税について考える機会をふやし、税に関する生徒の意識や認識を向上させるという成果を上げております。特に本年度は、生徒の意欲がますます高まり、震災の復興に関する租税の使われ方というテーマで新しい調査研究に取り組んでいるところです。このことは、県下においても非常に注目されており、租税教育の先進校であることは間違いありません。今後、本市におきましては、鹿本地区租税教育推進協議会が各中学校に委嘱して、租税教育の取り組みを実施していきますが、委嘱を受けていない学校でも社会科や道徳の授業及び中学校における職場体験学習等のキャリア教育を通して、勤労観、職業観の育成、物やお金を大切にすること等の規範意識の育成に取り組んでいます。ただ、議員ご指摘のとおり、今後とも児童生徒が租税や金融に関心を持ち、健全な金銭感覚を身につけ、正しい判断をすることができるようにすることが大変重要であると考えます。あわせて子どもたちが自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任について理解を深め、将来、豊かな生活を送るために必要な知識や考え方を身につけることができるよう、学校における消費者教育を推進してまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員、了解ですか。

○27番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

○27番（太田黒鐵郎君）

ただいま教育長から答弁いただきましたけれども、こういうことは既にご承知と思いますけれども、熊本県にも金融広報委員会といのがあるそうで、これは賢い生活者として自立するための意識の啓発をしている団体でして、賢く自立した生活者となるためには、一人一人が正しい知識を持ち、情報を的確に判断するとともに健全な価値観を持つことが大切です。そのためのお手伝いとして、金融経済情報提供、生活設計の勧め、金融教育の普及、これを主要テーマとして幅広い活動をしておられるところです。この委員会は熊本県の九州財務局、日本銀行熊本支店と連携し、県内金融機関団体等を構成メンバーとして熊本県環境部県民生活局消費生活課というところに事務局があるそうです。ここでは資料の提供、ビデオの貸し出しは無料、それから金融生活設計、金融教育等に関する資料、小遣い帳の提供など、こういうのをやっておられるというようあことでありますので、このようなものを活用して、今後の消費者教育、消費者教育と言いましても幅広いわけでありますけれども、税金の事だけが消費者教育ではありませんので、今後、更に義務教育の小学校、中学校で消費者教育の幅広い取り組みをしていただきたい。その取り組みについて最後に教育長に再度お伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

太田黒議員の２回目のご質問にお答いたします。まず、１点目といたしまして、租税教育の取り組みを積極的に実施するというふうに考えております。授業の一環として、山鹿税務署と連携した租税教育を実施します。その一つとして、現在も実施しております小学校６年生及び中学校３年生を対象に租税教室を、今後も実施します。その際、税務署から講師の先生を派遣していただき、将来の納税者として我が国を担う児童生徒の税に関する関心を深め、税の意義や役割を正しく認識できるよう指導し、地域を愛し、公共の施設を大切にする心をはぐくんでまいります。また、２点目といたしまして、各学校のキャリア教育や道徳の時間、総合的な学習の時間の授業の中に、消費者教育の視点を盛り込んだ指導を行うようにしたいと思います。例えば、中学校における各事業所での職場体験を通しまして、働くことの意義やすばらしさを実感させる指導、道徳の時間において偉人の伝記等を資料として取り扱い、物やお金を大切にする感謝の心の育成、具体的な場面を設定し、どう考え、どのように行動するかの具体的な指導を行い、誘惑や間違った情報をうのみに

しないような正しい思考力や判断力の育成に努めてまいります。将来を担う山鹿市の児童生徒の生きる力の育成のために、議員のご指摘を学校教育活動の中に、より以上に取り入れていくように努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、太田黒議員の質疑・一般質問は終了しました。

ここで、しばらく休憩します。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、森川昭彦議員の発言を許します。森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

○18番（森川昭彦君）

議席番号18番、森川昭彦でございます。発言通告に従いまして２問、一般質問をします。一問一答方式でお願いをします。

まず、平成24年度から中学校において武道が必修化となるということです。中学校の武道は、新学習指導要領の保健体育に組み込まれまして、平成24年度から完全実施に移行するということです。私個人といたしましては少々遅きに失したという感じがございますが、中教審では伝統を重んじ、日本古来の倫理、道徳観にも言及をしているようです。武道必修を機に礼儀正しさを身につけて、そしてまた目標とする国際社会を生きる日本人を育成できることを多いに期待しておりますし、武道の関係者には激減をしております武道人口の底辺の拡大というものに大きな期待を持っている向きもございます。

７点について質問します。答弁は川野首席教育審議員がされると思いますが、１点１点についてご答弁は結構ですので、７点質問をしますから、そのことについて包括してご答弁をお願いしたいと思います。

まず１点目、中学校で武道が取り入れられた経緯について。２点目、武道を必修とする目的やその修得をする時間数について。３点目、文部科学省が示す武道の種目、そしてその種目の決定の裁量権はどこにあるか。４点目、市内の中学校では幾つかの種目を指定されるのか、それとも一つの種目にお絞りになるのか。５点目、指導者の確保というのはできているか。中学校あたり、例えば鹿北中、鶴城中学校あたりに少なくとも部活を指導される専門の顧問の先生というのはいらっしゃらな

いようです。保体の先生は先生の免許を取るときに何十時間かは柔道、剣道あたりもお習いになるでしょうが、指導者の確保ができているかをお尋ねします。６点目、道着、用具の準備はどのようになっているのか。７点目、山鹿市においては、この武道の必修化に向けてどのような方向付けをされるのか。

以上についてお尋ねをいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野富士夫君）

森川議員のご質問にお答えいたします。

まず、中学校で武道が取り入れられてきた経緯についてご説明申し上げます。平成元年３月に改定されました学習指導要領におきまして、格技が武道と改められております。当時の教育課程の改善の方針の一つに、国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することが挙げられており、体育については諸外国に誇れる我が国固有の文化として歴史と伝統のもとに培われてきた武道を取り上げ、その特性を生かした指導ができるようにということで、その頃から中学校において武道が取り入れられてきております。

さて、現行の学習指導要領におきましては、１年生において武道及びダンスの２領域から一つ選択することになっています。２年生におきましては球技、武道、ダンスの３領域から二つ選択となっております。現在、山鹿市内６中学校とも体育の武道の種目として、柔道を実施しております。その選択状況については、次のようになっております。

まず選択につきまして、男女とも武道として柔道を行っております。例えば１、２年生で必ず柔道、ダンスを履修しており、例えば１年時に男子は柔道、女子はダンス、２年時に男子はダンス、女子は柔道というように、交代で選択をしております。ある意味では、武道につきましては既に１年生、２年生で必ず選択をするようになっているという現状がございます。森川議員のご質問のとおり、平成24年度からの新学習指導要領では、中学校体育におきまして武道必修化となっております。まず武道は、我が国固有の文化です。武道に積極的に取り組むことを通して、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動です。また、武道固有のものの見方、考え方もございまして、一つには伝統的に精神的な面を尊重する考え方が重視されています。より修養的あるいは鍛錬的な目的も強く持っているとも言われています。二つには、武道では礼に始まり礼に終わると言われますように、礼を重んじ、礼法を身につけるなど、人間とし

ての望ましい自己形成を重視するといった考え方がございます。三つには、武道における試合を行う者同士の関係は、人間としての生き方、あり方を共に学び合う仲間同士であるという考え方がございます。このように、我が国の伝統的な運動文化である武道を体育学習の内容として重視していくことは、我が国の文化や伝統を尊重することはもとより、これからの国際社会において、世界に生きる日本人を育成していく立場からも有意義なことであると考えられています。また、年間の指導時数としましては、各学校の実状にもよりますが、年間12時間から15時間の範囲での指導時数となっております。また、文部科学省が示しております武道は、柔道、剣道、相撲です。その中から一つを必修として選択することになります。また、その武道の種目決定につきましては、各学校の実状に合わせて決定している状況です。現在、山鹿市の中学校におきましては、すべての学校が武道として柔道を行っております。もちろん、地域によりましては、その地域の特性に応じた武道を取り入れている学校もあると聞いております。平成24年度の山鹿市の６中学校の武道の予定を尋ねましたところ、来年度からも武道は柔道を行い、１、２年生の２年間で必ず履修する、必修ですが、という計画をされております。理由としましては、これまで柔道を武道として実施してきた経緯がございますので、柔道着等も学校用として揃えられていること。剣道につきましては、防具のことや施設の問題。相撲につきましても指導者のことや施設の問題等もございます。また、学校の体育の中の活動ですので、体育の教員が学習指導要領のねらいに即しながら指導しております。現在の限られた指導者と限られた施設の中で取り組むことになりますので、これまで通り、武道としての柔道を行うことになります。山鹿市におきましては、特段、武道として他の種目を取り入れていくという状況には現在のところございません。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川昭彦君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

○18番（森川昭彦君）

ただいま武道を取り入れられる経緯、また必修化になっての方向づけということで、ご答弁をいただきました。なぜ今、教科の中に武道を取り入れなければならないのか。今回の武道必修化ということの意義をですね、しっかりと考えて、そして

武道の持つ精神論、技術論を12時間から15時間でそんなことができるのかなと思いますが、そこら辺も尊重しながら、しっかり指導に当たられるような体制をぜひ取っていただきたいと思います。指導者につきましては、必修科目でありますから、当然民間の教員資格を持たない人が入って指導するというわけにはいけないのだろうと思いますが、万全な体制をとって指導に当たられることをお願いをいたしたいと思います。

このことについてのお考えをお聞かせください。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野富士夫君）

お答えいたします。武道は中学校で初めて学習する内容です。生徒たちが武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、また分担した役割を果たそうとすることなど、健康、安全に気を配ることができるようにすることが大切です。また、武道は単に試合の勝敗を目指すだけでなく、技能の習得などを通して礼法を身につけるなど、人間として望ましい自己形成を重視するという考え方があることを生徒が理解できるようにすることも重要なねらいです。現在、指導に当たりましては、中学校の体育教師が学習指導要領に基づいて指導をしております。柔道や剣道等の武道に関しましては、ほとんどの体育教師が学んできているところではございますが、専門的に取り組んできた者、そうではない者もおります。仮に、学校から武道固有の精神的な面や技術的な面の指導において、外部の方からの支援が必要であるという要望がありましたら、武道を専門的に行っておられた退職の先生方にご協力をいただいたり、可能であるかどうか分かりませんが、一般の方々にゲストティーチャーとしてご協力をいただいたりすることも今後視野に入れていきたいと思っております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川昭彦君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

○18番（森川昭彦君）

山鹿市内の中学校におきましては、柔道をされるということです。先ほど申し上げましたように、時間数が12時間から15時間ということで、少なくとも受け身、そして基本の技、まずはその精神的な礼に始まって礼に終わるというところぐらいは指導ができるのではないかなと思います。

それから、要望を一ついたしておきますが、女子生徒にも柔道をさせるということでありまして、今、女子生徒、実生活にも非常に役に立ちます護身術というのがあります。これは柔道と合気道を合わせたようなものでありまして、警察の逮捕術あたりにも取り入れてあります。立派な指導者もおられますので、やはりその保健体育の先生方にそのような指導者としての指導をするような場所をおつくりになって、柔道でもそうですが、体験の中から出てくるものでありますから、学校の教員の免許を取るための何時間かではとてもじゃないが修得できるものではありません。だから、その指導に当たられる先生方の指導を指導者をご紹介しますので、ぜひとも先生方のご指導をよろしくお願いをいたしておきます。答弁は要りません。

２問目の地産地消の推進についてお尋ねをします。地産地消という言葉は秋田県の米農家の方々の中から生まれたというふうに聞いております。平成16年４月に旧山鹿市におきまして、広報やまがの６ページにわたって、今なぜ地産地消かという特集記事が掲載されておりました。平成17年の合併で、山鹿市において農業そして農業者の占める割合というのが合併前よりうんと大きなものになっていると思っています。高齢化社会の到来で農業者の高齢化も急激に進んでまいりますし、後継者の問題も大変厳しい状況にございます。高齢の農業者、そして小規模農家に元気とやる気を起こさせるには、地元でつくった物を地元で消費する地産地消においてないというふうに思っています。現在の地産地消、そして将来にわたってどのように地産地消を推進していかれるのかをお尋ねをします。

まず１点目に、地産地消の大きな力となるのは物産館であり、直売所であるというふうに思います。市が関与する物産館等の施設において、地元の産物はどのくらいの割合で販売をされていますか。また、関与する物産館の過去３年間の売上について、数字でお示しをいただきたいと思います。

２点目、出荷者に対しまして、行政やＪＡ、特にそれぞれの施設からどのような情報発信が行われていますか。

３点目、周辺の大型店での地元産物の出品、そして出品の要請はどのようにされていますか。先般、山鹿の大型店の一つに行きましたところ、多くのスペースを割いて地産地消コーナーというのが作ってありまして、それぞれ名前を書かれて個人でお出しになっているのでしょうか、農産物が出ていましたので、そのような要請をされているのかお尋ねをします。

４点目、学校等の公的機関での地元産物の利用状況、また今後どのように指導していかれるのか。

５点目、家庭、地域と市民に対する啓蒙やＰＲはどのようにされておりますか。

６点目、消費者、特に今から山鹿の次代を背負う子どもたちに農業体験と農業にふれあうことのできる機会をつくる。そのような施策はどのようにされていますか。

以上につきまして、お尋ねをします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

お答えいたします。

地産地消の推進については、山鹿市総合計画の後期基本計画において、地域資源を生かした農村地域の活性化の中で、地産地消や食育の推進として取り上げ、担い手の確保や魅力ある農産物の生産、加工、販売の促進などと一体的に進めていくこととしています。まずは市民の皆様方に山鹿市産農林産物を認知いただき、大いに消費していただく地産地消は、農家の所得向上はもとより、地域経済の循環や地域活性化あるいは郷土愛を育む面からも重要な取り組みと考えています。

ご質問の取り組み状況についてですが、まず直売所の状況については、主なものとして市が設置しています直売機能を有する四つの物産館、それからＪＡかもとファーマーズマーケット夢大地館がございます。生産者にとっては、所得確保の場となり、市民を初め利用者にとっては安全安心な新鮮野菜などが購入でき、地産地消を初め地域活性化の拠点となっています。これら物産館等におけます山鹿市産農産物の割合は７割から９割です。過去３カ年間の総売上額は平成20年度で17億円、平成21年度で16億円、平成22年度はＪＡ夢大地館を加えまして約23億円となり、これは山鹿市全体の米の生産額に匹敵するほどの売上です。ちなみに、利用者の数は約200万人、出荷者の会員数は約1700人となっています。また、昨年９月には物産館等を構成団体とした山鹿市物産館連絡協議会が設立され、地元の農産物等を使った料理や加工品の消費拡大のための共同グルメフェアやまが秋味めぐり、米粉を使ったピザやスィーツを開発・商品化するくまもとの米粉地域特産品づくりなど、連携した取り組みが実施されています。また、本年度におきましては新たにやまが特産品まつりや物産館巡りバスツアーなど、さらなる取り組みが予定されています。出荷者に対します情報発信につきましては、出荷した農産物の売れ行き状況の確認ができ、在庫の補充等を効率的に行うことができる携帯メール配信システムが水辺プラザかもと、それからＪＡ夢大地館、それと小栗郷の三つの施設で導入されていま

す。また、出荷する交通手段の確保が困難な高齢農業者のための集荷車両の導入を計画している施設もございます。市内のスーパーマーケットにつきましては、地元農産物の直売コーナーが設置されているところも見受けられますし、地産地消協力店として熊本県の指定を受けているスーパーもございます。今後は、ホテル、飲食店なども含めまして、地産地消協力店への参加を呼びかけるなど、取り組みの輪を広げてまいりたいと考えています。

次に、学校給食における取り組み状況についてですが、まず米につきましては、週３回の米飯給食が実施され、県の学校給食会を通じ山鹿市産米が利用されています。また、週２回のパン食のうち、県の学校給食会が月に２回、県内産の米粉パンの提供を行っています。平成22年度におきましては、山鹿市物産館連絡協議会が主体となりまして、山鹿市産の米粉を使い、水辺プラザかもと及びＪＡ夢大地館が製造しました米粉パンの提供を市内の全小学校において実施しています。米以外に、野菜や果物につきましても、学校給食において山鹿産の利用について努力をいただいています。物産館などから市内の学校給食や旅館、病院等への納品状況は、年間1100万円程度になっています。

次に、市民に対するＰＲにつきましては、山鹿市農産物のガイドブックが近々完成をしますので、認知度向上に向けて積極的に活用してまいりたいと思っています。また、地域資源を生かした加工品の開発も積極的に行われていまして、山鹿灯籠浪漫百華百彩の開催にあわせた山鹿マーケット新商品発表物産展などを通じ、市内外の消費者にＰＲしてまいります。

次に、消費者や子どもたちを対象とした農業体験につきましては、小学校における学習田への支援やからいもオーナー制度に取り組んでいます。また、各物産館でも農産物の収穫体験や、木工体験などが積極的に実施されています。また、県が認定しますふるさと食の名人による小中学生や一般消費者を対象とした料理教室など、伝統料理や郷土料理の継承活動も行われているところです。さらに、木材の地産地消につきましても、山鹿産材利用の木造公共施設整備を積極的に推進するとともに、本年度より個人住宅への新たな支援として、温もりのある住まいづくりに取り組むなど、地元産材の利用拡大による林業の活性化とあわせ、定住化を促進してまいります。

以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川昭彦君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

○18番（森川昭彦君）

２回目の質問をします。

市長は、３月議会において田舎は山鹿の宝であるとおっしゃいました。宝である田舎を元気にしていかなければなりません。そのような中で、出荷をしたくても交通手段の確保が困難な高齢農業者、また過疎地区農業者のために、集荷車両の導入を考えているということで、大変すばらしいことです。ぜひとも全物産館でそのことが実現できるように、行政からの強力なご支援をお願いいたしておきます。

先日、曽於市食育まちづくり推進条例というのを制定してあります。鹿児島県の曽於市に視察に行ってまいりました。全庁一丸となって地産地消に向けての取り組みが進められていました。熊本県でも平成21年度からくまもと地産地消推進県民条例が制定をされています。本市におきましても県の条例にしっかりと則って、農林部だけではなくて、全庁的な地産地消への推進、取り組みを強くお願いを申し上げます。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

お答えいたします。

まず、高齢農業者に対する対応についてですけれども、生産振興面におきまして、がんばる農林業チャレンジ支援事業での支援がございます。高齢者が比較的取り組みやすいアスパラバス、ショウガ、カライモなどの軽量野菜や、日本山ニンジン、サンショなど、余り手の掛からない新規作物の栽培に取り組まれる事例が増えてきております。また、本定例会で補正予算として提出しております元気いきいき地域再生支援事業では、高齢者が担い手となり、あんぽ柿を活用した起業化の取り組みを支援します。

代表的なものをご紹介申し上げましたが、高齢農業者の皆様がこれまで培ってこられた技術、経験を生かしながら意欲的な取り組みを掘り起こし、引き続きしっかり支援していく方針でございます。

もう１点、全庁的な取り組みの推進につきましてですが、新規農産物を使った新たな商品開発につきましては商工観光部と、学校給食や学習田につきましては教育委員会と連携して取り組んでいます。今後は市民福祉部、あるいは病院など、福祉

や医療分野との連携に向け協議を進めてまいりたいと考えています。

今回、地産地消についてのご質問をいただきましたけれども、これからも周辺地域の基幹産業であります農林業の活性化を通じ、地域に元気と賑わいを生み出せるような施策を講じてまいります。以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

森川議員、了解ですか。

○18番（森川昭彦君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、森川議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

26番、民主党、森久雄です。今回は、一般質問のみを行わせていただきたいと思います。

まず、質問の１です。都市計画税の是非についてということでお尋ねをしてまいります。この質問の動機は、都市計画区域内にお住まいの年金生活者の方からのお尋ねからでございます。そもそも都市計画税とは、都市計画事業等の費用に充てるため、目的税として課せられている地方税です。しかし、納税者の立場からは、その使途や受益と負担の関係が必ずしも明らかではない、実感として恩恵いわゆる受益というものを感じない。それなのに納税通知書はいや応なしに届くのです。納得いくように教えていただきたいということから、このたびの質問にさせていただいた次第です。私自身、市民の方のご質問に明確な答えを返せませんでしたので、税の維持か廃止の是非を含めて、幾つかの質問をします。

１、本税は使途が特定された目的税であります。よって、目的にしたがって適切に運用されてきたものと思います。以下、数点伺います。①平成22年度以前、すなわち税の創設から昨年度までの都市計画事業の内訳と事業費総額。②①のうちの国、県の補助金を除きます本市の負担額。そのうちの収納都市計画税総額。③都市計画税は目的税でありますが、目的以外に流用されてきたことはないのかどうか。

２、都市計画税はそもそも都市基盤整備が喫緊の課題であった時代において、都市計画事業等の実施によって利益を受ける者に負担を求めるという受益者負担の趣旨を徹底する観点から導入されたものであると理解をします。しかし今日においては、都市基盤の大規模新規創出や災害復旧の必要がある場合は別にいたしまして、本市の都市計画区域内は一定の都市基盤整備が済んでおり、今や通常の都市基盤の

維持改良に伴う不動産の一般的な価値の向上という受益は、課税標準となる価格の上昇という形で固定資産税の中で評価が尽くされていると言えるのではないでしょうか。であるとすれば、都市計画税を今後も維持する理由は失われているのではないでしょうか。この観点から、以下の質問をします。①今年度以降も計画区域内の土地、家屋所有者を都市計画事業の受益対象者として、都市計画税を賦課徴収するに当たって、いかなる周知や説明がなされましたか。②納税通知書は固定資産税・都市計画税納税通知書という形で送付されています。しかし、課税趣旨は異なっており、一方は普通税、一方は目的税であり、性質は異なるものです。でありながら、便宜を理由に一括通知、課税という扱いは、市当局が固定資産税プラス都市計画税という程度の認識ではないかと思えてしまいます。正しい扱いだったと思っておられますか。③本市の都市計画税条例には、税率は土地、家屋に対し、その価格を課税標準として課税する。税率は100分の0.3とすると定めてあります。しかし、よく考えてみますとこの都市計画税は、受益者負担の考えに立つものであって、都市計画事業等の事業量に応じて定められるべきものであります。今や事業量との整合性は見出せないのではありませんか。今日、これがメインの都市計画事業だというのはおよそ聞き得ません。にもかかわらず、事業量と関係なく税率、制限税率の上限が設定されてきたことは、納税者にとって理不尽なことと言わざるを得ません。ある意味、返還訴訟の事件にも該当すべきものではないかとも思います。この点はいかが認識されておられますか。④③に関連して、この税率を維持することは、国との関係において交付税や起債等に不利益をこうむるなどの関係があるのかどうか、お伺いをします。⑤あくまでも都市計画税は目的税です。今後、新たな事業の計画、あるいは都市計画地域の変更があってこそ、賦課の大義が存在するものと思います。本年度の課税総額の対象計画の全容と、事業費の積算総額を明示いただきたいと思います。⑥⑤の続きになりますが、今後変更なく現状のまま推移をしていくというのであれば、重ねて申し上げます。今や通常の都市基盤の維持改良に伴う不動産の一般的な価値の向上という受益は、課税標準となる価格の上昇という形で固定資産税の中で評価が尽くされていると考えます。よって、先ほどから申し上げていますように、既存の計画区域における事業はほぼ終了しており、税の目的、役割は終わっている、維持する理由は失っていると申し上げたいと思います。平成24年度の賦課作業の是非を含め、見解をお伺いしたいと思います。

質問の２、東北太平洋沿岸大震災に見る公務員の姿についてということでお伺いをします。東北太平洋沿岸を襲った未曾有の災害は、およそ想像を超える数の尊い命を奪い、生存者に対してはすべてを破壊し尽くし、かけがえのない身内をも奪い去ってしまいました。今、被災された皆様にお会いをしたといたしましても、おか

けする言葉が探せないと思っています。ただただ、ここに改めて心からお見舞いを申し上げるばかりでございます。

さて、津波がその命を奪う直前まで、住民に避難するよう放送をし続けた地方公務員がおられたことは、日本国中、知らぬ方はおられぬぐらい尊い事実です。この方を初め、家を無くし、家族を亡くした公務員さんが我が身を振り返らず、被災住民のため、復旧復興のため、夙夜を問わず頑張っておられる事実。警察、消防、自衛隊の職業公務員の方たちの長期間、長時間に渡る働き、いずれの皆様方にも深く深く敬意を表します。さらに、数えれば枚挙にいとまがないほど多くの公務員と言われる職業の皆様が、有事に際して真の姿を示しておられます。本市からも支援のため職員の皆さんが派遣されています。心からご苦労さまですとねぎらいを申し上げます。今回のような大災害の中、自らも被災者であるにもかかわらず、公務に従事する精神は平素からどのように培えばよいのか、なかなか想像もつきません。しかし、本市の職員についても有事に遭遇すれば同じように勤めを果たす公務員魂といいますか、精神が宿っているものと確信をします。本市も日常的に危機管理体制が確立されていることは当然のことでありますが、想定外はまさに想定外でありまして、そのような事態に遭遇した際、市民が最も頼りとしますのは市役所であろうと思います。

この際、市長にお伺いをします。20年前の島原雲仙岳噴火時における、鐘ヶ江市長の火砕流到達距離の判断、つまり避難区域設定については、いまだ記憶に新しいものがあります。判断ミスになっていれば犠牲者、被害の量は相当なものになっていたのではないかと思います。そしてまた、今日、東北の被災自治体首長におかれましてもさまざまな場面における判断や指示は、脳漿を絞り出し、胃に穴が開くほどに考えられているものと思います。いまだ復旧復興のめどが立たない現状を、遠い地にある山鹿の地から市長はどのように見て考えておられるのか。

二つ目には、本市職員の幹部、中堅、若手、新人の皆さんに対し、この大震災にかんがみ、言葉をかけられるとすればどのような言葉をかけられるのか。ぜひお伺いをしたいと思います。以上で１回目のお尋ねを終わります。

○議長（横手啓介君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時56分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

森議員のご質問につきまして、お答えいたします。

ご質問の、都市計画税の是非につきまして、質問事項に沿って申し上げます。

質問事項の都市計画事業の総額につきましては、都市計画区域に係る用途地域の指定がなされました昭和46年度から平成21年度までの期間について、毎年総務省に提出しています地方財政状況調査に基づき申し上げます。事業総額は353億2986万6000円であります。その内訳は、街路事業が47億6818万1000円、公園費が105億7370万8000円、下水道費が143億943万円、その他区画整理費等で56億7854万7000円です。事業総額に対する一般財源は203億6924万4000円、うち都市計画税の充当額が43億4943万5000円であります。

次の質問事項であります、都市計画税の充当状況につきましては、収入しました全額を事業目的に沿って充当いたしています。

続きまして、都市計画税の周知、課税趣旨説明でありますが、本市の場合、ホームページのくらしの情報の中の山鹿市の市税におきまして、掲載をいたしています。また、納税通知書におきまして根拠法令等について明記し、平成９年度から課税明細により課税物件ごとの評価額、課税標準額、税相当額等について納税通知書に添付してお知らせをしているところです。

次の、納税のあり方につきましては、納税通知書において普通税、目的税という性質の異なるものを便宜を理由に一括通知、課税は正しい扱いかということでございますが、都市計画税は都市計画事業等に要する費用に充てるために課せる目的税であり、普通税の固定資産税とは性格が異なるものであることは認識をしているところでございます。なお、都市計画税の賦課徴収につきましては、地方税法第702条の８第１項の規定において、都市計画税の賦課徴収が固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとするとの規定に基づき、一括課税、通知を行っています。

続きまして、税率の取り扱いにつきましては、制限税率の範囲内において充当事業の状況を勘案し設定をしています。また、都市計画税は都市計画事業等に限って充当しますので、余剰金等が生じる場合は、税率の見直しを含めて適切な措置を講ずるべきものと認識をいたしています。都市計画税は、都市計画事業等の実施により、一般的に課税区域内の土地及び家屋の利用価値が向上するという一般的受益関係に着目して課税するものであり、個別の事業と個々の土地及び家屋の具体的な受益の程度に応じて課税するものではないため、土地及び家屋の固定資産税の課税標

準となるべき価格を課税標準として課税するものであり、個々の土地及び家屋に対しての課税は適性であると考えています。

続きまして、都市計画税とその他の財源、国庫支出金、地方交付税、地方債等との関係でありますが、あくまで一般財源でありますので、地方債の発行や地方交付税の算定において不利益をこうむることはございません。

次の、本年度の課税総額及び対象事業につきましては、当初予算ベースで収入見込額１億5267万3000円に対しまして、充当事業総額が６億1736万4000円であります。内訳としましては、街路事業関係3823万8000円、下水道事業１億1232万9000円、地方債の償還４億6679万7000円です。

続きまして、これからの都市計画税のあり方、考え方について申し上げたいと思います。都市計画税の取り扱いにつきましては、近年、各地方自治体においても議論がなされています。事実、本市におきましても合併後、関係所管において是非を含めて検討を行っています。今後も当分の間は都市計画税を充当する対象事業が見込まれていますので、引き続き必要なものと考えています。しかしながら、合併から６年が経過した今日にありまして、社会、経済情勢の変化に伴い、地方行政はもとより住民生活を取り巻く環境は著しくさま変わりをしています。今回の東日本大震災の影響、社会保障と税の一体改革に係る消費税の論議が現実味を帯びてきた中にありましては、歳出全般にわたる徹底した見直しによる歳出削減と、あわせて、将来見通しの観点からも都市計画税については都市計画事業との関連、住民負担の考え方など、再度検討する時期にあるものというふうに考えています。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の２点目のご質問にお答えいたします。

まずは、先の未曾有の大震災によって、一瞬のうちにかけがえのない命を失われた多くの方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、改めて被災された地域の方々に、山鹿市民を代表して心から哀悼の意を表しますとともに、お見舞いを申し上げるものでございます。

先ほど森議員ご質問の中にもございました、津波にその命を奪われる直前まで住民に避難するよう放送し続けた職員の方を初め、公務に殉じられた方々、そしてまた今なお長期間にわたって懸命に公務として捜索・支援活動を黙々と取り組んでおられる多くの方々に、改めて言葉では言い尽くせない深甚なる敬意を表するもので

ございます。

今回の東日本大震災につきましては、農漁村地域を中心とする広域に渡る災害であり、地震、津波、原子力災害の複合的な災害でありまして、また都市の機能、行政機能を喪失している自治体もあるなど、阪神淡路大震災とはその性格が大きく異なり、その被災の度合いは言葉では言い尽くせないほど高いものであると感じています。そういった中にあって、まずは地域の方々の住居と生活基盤の再生が一番必要ではないかと考えているところです。今回の大震災を機に、改めて自然に対する謙虚さを持ち、人と自然の共生を基本に位置づけながら、本市における災害対策をしっかりとやっていかねばならないと考えているところです。

次に、今回の災害発生に対し、本市の職員の対応につきましては、被災地職員派遣に対しましてもいち早く多くの職員が率先して手を挙げ、現地に赴くとともに、留守を守る職場、職員の協力があって、心おきなく支援活動ができていますことにありがたい思いをいたしています。決して被災地の職員にひけを取らないほど、公務員としての使命感、高い職業意識、倫理観を十分持ち合わせていると思っています。さらに、日ごろから現場力を高めることや、職場外の消防団、ＰＴＡ、地区活動への参加を通して、地域コミュニケーション力の向上を促しておるところでございます。また、災害に関しましては、日々の職務遂行はもちろんのこと、いざ緊急のとき、いかに的確に素早く組織が一体となって事に臨むことができるか。危機のときこそ、その質が、その真価が問われます。そのために日ごろからしっかりと準備をしていくことが大切だと思っています。したがいまして、万が一、本市の非常時の際には職員が率先して、また一体となって地域住民の安全安心の確保に向けて、日ごろの成果を発揮できるものと確信しているものでございます。

そういったことを東日本大震災の支援会等で職員の方にしっかりと語りかけているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

森議員の一般質問、都市計画税の是非の中の、今後の新たな事業の計画について、お答えいたします。

都市計画における都市は、多くの人が働き、学び、遊び、そして生活する場所ですが、機能や人口が集中するにしたがい、さまざまな問題が生じてきています。快適で効率的な都市を実現するためには、計画的に整備を図っていく必要があります。

都市計画とは、このような都市の健全な発展と、秩序ある整備を図るために定める計画のことで、具体的には一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定し、その目指すべき都市像を実現するための計画でございます。その実現のために、適正な制限のもとに限られた土地の合理的利用が図られる必要があるため、都市計画区域や用途地域などの都市計画上の決まりごとや、都市施設の整備や市街地開発事業などに関する計画を定めることです。今まで本市では、都市計画区域及び用途地域を設定し、良好な市街地の形成を誘導し、都市計画道路や公園、下水道事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの都市計画事業を行ってまいりました。しかし、都市計画はその目的の実現にどうしても長期的な時間を要することになります。今後も都市計画決定されている未整備の都市計画道路や公園の整備、公共下水道事業及び耐用年数が近づきつつある下水道環境について、長寿命計画を立てて計画的に事業を進めてまいりたいと考えています。また、将来の市街地の動向や社会情勢の変化、各種計画の変更など、本市を取り巻く情勢を的確に把握し、都市計画の見直しを行う必要も出てくるのではないかと考えますので、それに応じた都市形成を図る上からも、都市計画事業は継続して取り組んでいく必要があると考えます。以上、お答えいたします。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

議長。

○議長（横手啓介君）

森議員。

［26番　森　久雄君　登壇］

○26番（森　久雄君）

市長からの答弁につきましては、いつもながら大変力強い答弁をいただいています。まさにその力強さを、声の中にも表れているようにも思います。ありがとうございました。

財政担当と建設部からご答弁をいただきましたので、２回目の質問をさせていただきたいと思います。

財政担当部署からの答弁につきましては、都市計画税を巡る検討の経過、そして今後については充当する対象事業が見込まれていまして、引き続き必要なものと考えているというふうに述べられました。ただし、是非については再度検討する時期にもあるものともお答えになりました。しかしながら、今年度はこれまでと変わらず、昨年度同様に継続するということです。そうでありますれば、再度お伺いをし

たいと思います。

私が冒頭、質問の動機を含め、市民の思いを述べましたことへの答弁は不十分であります。既存の周知方法が普遍的か否か、十分か否か、当局サイドの視点からではなく、該当住民サイドの視点に置きかえてみられればお気づきになられるものと思います。ホームページを見ることのできる環境を皆が皆持っているとの感覚等も、結果、説明不足となって市民の疑問等を生み出しているのではないでしょうか。目的税であればこそ、是非についての丁寧な周知、説明が不断に必要と思います。このことについて、もう一度お答えをください。

また、建設部のただいまの答弁につきましては、答弁をうのみにすればまさにそうであろうと思います。また、これまで事業担当部署として果たされてきた実績、成果については評価されるべきと思っています。しかし、今後ということについてという視点からは、トータル的な、あるいは個々に詰めた議論の必要性が一切無用とは言いがたい思いを持っていますので、このことについてはご承知おきをいただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

森議員の２回目のご質問につきまして、お答えいたします。

ご指摘のように、目的税である都市計画税に対する周知、説明責任につきましては、課税する立場としまして、不十分であり、改めるべきと考えています。税はあくまでも政策目的実現のための手段でありますので、市民の皆様から納めていただいたものがどのような施策の財源となり、その結果、サービスがどのように向上したのか明確に示す必要がございます。特段、目的税につきましては施策の実施とともに使途の明確化に努めていかなければならないものであります。具体例といたしましては、広報紙はもとより財政状況の公表、予算・決算書における参考資料に明記するなど、また一方では、事業説明会時に周知するなど、納税者に対する使途の明確化、説明責任を果たしてまいりたいと考えています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

森議員、了解ですか。

○26番（森　久雄君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、森議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、福本義文議員の発言を許します。福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

今回は、昨年９月議会での答弁の検証のつもりで、２点の質問をさせていただきます。答弁は一問一答にて教育長の方からお願いします。

まず１点目、平山橋の保存についてですが、５月24日に鹿本地域振興局土木部に山鹿文化財を守る会で、私もその中の一人のメンバーとして、現地保存のお願い、要望書を提出してまいりました。その中で、県土木部担当の方の話では、今の眼鏡橋は建設後、交通変更時点で用途廃止で切りかえ、撤去作業に移行したい考えである。また、河川断面が不足し、眼鏡橋は阻害率が高いとのことを言われましたが、平成２年７月２日の水害以来、河川改修工事が進み、ここ20年、平山地区においては水害はあっていません。県土木部が言われるように、眼鏡橋が河川断面を不足させているのであれば、その後も被害があっていると思います。平山橋は文久元年、1861年の築造で150年の年月が過ぎ、いまだに現役で、大型バス、ダンプカー等の往来に耐え抜いていますのは、山鹿市内でこの平山橋ただ一つだけであります。また、八千代座のことを例に挙げるなら、今年築100年と言われています。この八千代座も一時、雨漏り等で解体の話もありましたが、瓦１枚運動など、老人会の皆様や市民の熱い保存に向けての運動で、今では皆様ご存知のように、山鹿一の観光施設になっています。また、先日の熊日新聞で玉名市の高瀬裏川花しょうぶ祭りの記事で、江戸時代の石橋や石垣と、二、三分咲きの花ショウブを背に着物姿の女性や家族連れが記念撮影をしていたという記事がありました。また、私も初めて聞いた文言ですけど、英国発祥の公的な散歩道を意味するフットパス構想で、美里町ではこの地域とふれあい、楽しみながら里山、石橋、棚田など、風光明媚な散歩道をつくる構想が進んでいる記事もありました。平山橋も近くにある湯山橋とともに、自然の中の平山温泉とセットに考えるならば、平山の観光スポットになるのではないでしょうか。

そこで、昨年９月議会の私の質問で、平山橋の重要性の思いと、保存について、教育委員会の思いと考え、そしてこれからの地元への進め方について質問をさせていただきました。その答弁として、倉原教育部長は、現平山橋が水害の原因になるため、撤去してほしいと地元の要望により計画された、しかし現在では、平山橋の下流において河川改修工事も進み、ここ20年間は当地区で床下浸水などの水害被害は発生していないが、異常気象の影響による局地的な豪雨も懸念される今日においては、降雨量の想定により、河川流量の測定は非常に困難と言わざるを得ませんが、

地域の人々の暮らしに密着させて活用されてきたかけがえのない文化財であると言われ、教育委員会としては県文化課と連携して保存に向けて努力してまいりたいと答弁されました。また、杉本教育長は、過去の水害被害の記録や、河川改修後の流下状況の聞き取り調査などを実施して、近年における現状の把握とともに、地域の皆様と平山橋の文化財としての価値について説明し、ご理解を図り、可能な限りこのまま保存していただけるようお願いしてまいりたいと答弁されました。

そこで質問です。河川改修後の流下状況の聞き取り調査など、実施は行われたか。二つ目に、地域の皆様に平山橋の文化財としての価値について説明はなされたのか。

これを１回目の質問とします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの福本議員の平山橋の保存について、お答えいたします。

まず、過去の水害被害の記録や、河川改修後の流下状況の調査につきましては、山鹿市広報や菊池川の水害記録の調査、またさかのぼれる範囲での管内の年間降水量調査などを実施しましたが、いずれの場合も、湯山地区周辺の具体的状況を確認できるものではありませんでした。

次に、平山橋の文化財的価値についての地元説明についてということですが、文化課において昨年10月には、地元への現地保存をお願いするための説明資料を作成し、説明会開催の準備を行っていたところですが、開催までは至っておりません。その最大の理由は、地元との協議の折、平成２年７月の水害の状況についてお話を伺い、水害対策の必要性を痛感させられたためです。地元に対して、石橋の保存を訴えるためには、まず水害対策が必須であると考え、熊本県文化課と協同で、岩村川河川管理者であります熊本県鹿本地域振興局土木部との協議を進めました。そういう状態です。以上、ご答弁とします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

今の話を聞けば、去年９月から今日まで、努力はされたけど全く実っていないというのが現実ではないでしょうか。近いうちに、地元、湯山の皆様と文化財保護団体との話し合いによっては、新しい橋ができた段階で撤去ということが現実味にありますから、私も６月７日にコンクリートの橋がかかったという話を聞き、現場に行ってきました。そして、現場の工事監督者と話をした段階では、このコンクリートの新しい橋の完成が８月末と聞いておりますし、万が一、撤去となった場合には、その先山鹿市教育委員会文化課としてはどう考えているか。これは私的な提案ですけど、もし撤去とか何かの話があれば、できれば岩村の方へ、身近に言えば寿楽園がありますけど、そちらの方に山鹿市道があります。できればその下に隧道をつくり、川のバイパスを造るのはどうかというのが一つ私の提案です。また、もし解体されるのであれば、移転先を教育委員会としては考えておられるか。これも私的な考えですけど、新しい橋のすぐ上流に県所有の土地がありますし、そこへ移転したらどうか。また、100メーターほど下流の方に小さいあずまやのある公園がありますけど、そちらの方に移転できないかなど考えます。教育委員会としてはそのあたりどう考えておられるか、２回目の質問とします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

福本議員の２回目のご質問にお答えいたします。

石橋が流量を阻害する断面を確保するためのバイパスの設置につきましては、平山橋周辺の地理的条件下では非常に困難であると想定されます。もちろん、具体的には地質調査などを含めた詳細な測量設計が必要と考えますが、机上に置きましても周囲の建物等への影響などを考えますと、困難が予想されるところです。

また、現地保存がかなわない場合の移転復元につきましては、移転場所の選定や費用負担も含めまして、早急には大変厳しい現状にあると考えています。また、このことに関しての地元湯山区のお考えも確認する必要があると思っております。仮にそのようなことになりました場合は、まずは復元が可能な状態での解体と図面の作成、そして良好な状態での石材の保管が何より大切であると考えております。議員ご指摘の移転先のご提案につきましては、湯山区内であり、現在地にも近く、それが可能とすれば最適の場所であると思われます。いずれも、県有地ですので予算面も含め、復元の条件が整いました時点で協議を進めることになろうかと考えております。

以上、ご答弁します。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

今の答弁にもありましたけど、全く９月以降、万が一とかそういった段階の山鹿市教育委員会文化課としての考えがなかったと、私は本当に恥ずかしく思います。どうか、できれば来週でもそういった地元の人と文化財関係の人間が話し合いをするようになっていますから、その結果においては、今月中にでも結論を出さないといけない。もう時間がありません。８月いっぱいで新しい橋ができれば撤去するというのが今の県の考えでありますから、山鹿市としても地元として真剣に考えていただきたいと思います。

それでは、２点目の、城村城跡の国指定に向けてですが、これも昨年９月議会において、私、一般質問をさせていただきました。この城村城跡は、今から740年前に菊池８代能隆の４氏４番目の子ども隆経が初めて城村に来て、この地名を名乗って城主として入居しています。その後、天文19年、1550年ですけど、城主の９代目親冬という人がこの城村城を出て、今の熊本城ではなく、その前の隈本城に移りまして、その後が城村は空城になっていました。そこに隈部親永の子である親安が入城し、その後、天正15年、1587年、豊臣秀吉が肥後の国衆に命じた佐々成政と、隈部親永ら国衆との間に起きた戦いが、皆様ご存知の肥後国衆一揆であります。この日本の歴史に残る肥後国衆一揆は、兵農分離による身分制度の確立、そして秀吉の刀狩り令が、一揆が契機になったと言われています。隈部親永、親安親子が中心となり、城村城に男女、子ども合わせて１万5000人が立てこもり、戦いの主戦場でもあり、国衆一揆の中心舞台になったのがこの城村城であります。この場所は、当時の形状をそのまま残している中世城でもあり、価値のある城跡と考えられます。このことは教育委員会としても認識されていると思います。また、市立博物館では、ただいま企画展として肥後国衆一揆展が行われていますし、菊鹿町の隈部館跡も２年ほど前に国指定になり、今年は隈部親永のモニュメントがあんずの丘に計画もされています。また、同じ菊鹿町の鞠智城跡もただいま国指定の史跡でありますが、これを国営公園化に向けての運動、活動がなされています。山鹿市一体に古代山城中世城跡が点在する。これは歴史の町にふさわしいものと考えています。もしこれ

が現実味になれば、この城跡も市民の憩いの場所、また子ども、小学校、中学校の遠足のメッカにもなる、また観光にも結びつくのではないでしょうか。

そこで、昨年９月議会では、倉原教育部長は肥後国衆一揆関連史跡の位置づけで、国史跡の指定を受ける価値は十分にあると考えていると言われ、しかし国の指定を受けるには、事前に測量調査や発掘調査のほか、文献調査など、さまざまな詳細な調査が必要であり、さらに所有者からの意見が必要で、このようなことから国指定の業務については十分な時間と人員が必要である。そのため、中長期的な計画によって取り組みを進めていかねばならないと考えていると答えられました。また、杉本教育長は、現在、文化財関係事業の優先順位をつけながら、それぞれの事業を進めているので、今すぐ城村城跡の具体的な調査に取りかかるのは難しい状態であると言われています。それに対して私は、職員だけじゃなく、文化財保護委員会や文化財保護委員会の協力員に相談、協力をいただいたならどうかと提案しました。それに対して、城村城に関する文献や聞き取り調査などに取り組んでいただけないか、相談したいと思う。調査のご理解をいただければ、委員と今後どのようなスケジュールで進めていくか、年次計画について検討したいという答弁でありました。

そこで質問ですけど、一つ目、文化財関係事業の優先順位を具体的にお示しください。二つ目に、文化財保護委員会、協力員に相談はなされたのか。このあたりを具体的にお示しください。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

ただいまの福本議員のご質問にお答えいたします。

城村城は、私の住んでいる山鹿市平小城の城にございまして、関心があるところですが、本日はただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

城村城跡の国指定について、まず文化財保護関係事務の中での優先順位ということですが、実状といたしましては、定例的な事務も含めまして、緊急性や重要度において優先される事務から実施している。あるいは実施せざるを得ないという現状にございます。この点、どうかご理解を賜りたいと思います。

次に、城村城に関する取り組み状況については、昨年末の文化財保護委員会でご相談を申し上げたところです。保護委員の皆様方からは、遺跡の開発の危険性や鹿央地区の霜野城跡とのセットでの調査の必要性など、貴重なご意見をいただきましたが、最終的には具体的な実施スケジュールを示してほしいということでありました。国指定申請には、その歴史的価値を証する詳細な報告書や、指定同意書の添付

が必須なため、民有地が大半を占める城跡においては、発掘調査を含めた関係資料の収集には相当の準備が必要であると事務局として再認識したところです。また、他の関連する中世城の取り扱いも含めまして、国指定の基本的な方針の策定と、今後予想される用地取得や史跡整備、活用といった指定後の計画についても、ある程度の方向性を固めておく必要があると考えます。遺跡の重要性は十分認識をしているところですが、現状においては、実現性のある計画が立てにくく、具体的スケジュールについてはまだ保護委員会へ提案できていない状況です。以上、ご答弁とします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

それでは、２回目の質問に入りますけど、これも石橋の件と一緒で、なかなか計画どおりに進んでいないというのが現実のように感じました。

そこで、資料の配付を議長に許可していただきたいと思います。

○議長（横手啓介君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［資料配付］

○４番（福本義文君）

しつこく言っていますように、この城村城といいますのは、肥後国衆一揆の主戦場であります。ただいま配付させていただいた資料の地図の中を見ていただきますと、二の丸、三の丸、そのほかに出丸、船尾口、保柳口、原口枡形、大手原口、円通寺口、地蔵口など、よそにはない、そういった構え口があります。そして、下の方に黒い印になっています西付城、東付城、これが佐々軍のお城といいますか、城村城に対して攻めるために一日、二日で築いた城と言われています。そして裏面の写真の方ですけど、これは昭和37年の写真です。これは今、博物館でやっています国衆一揆展の資料収集で、職員があちこち走り回り、偶然この資料が出てきています。これを見ますと、東付城の矢印のところを見てほしいんですけど、私たち素人では分かりにくいかと思いますけど、はっきりと城郭の四角になっています。専門

家から見れば、城跡と確認ができると言っておられます。また、この場所は字名でも城字付城という字名まで付いていますから、ここもすばらしい城跡であったと思われます。しかしこれが昭和46年にこの一体の構造改善事業で基盤整備し、この表面が削り取られています。ただ、これを見ながら思いますことに、まだこれを50センチ、１メーター掘り下げれば立派な城郭がよみがえると期待をしています。

また、本日は手元に持ってきていませんけど、この国衆一揆展の収集で、菊鹿町からの子孫である荒尾市の方の家に、文久２年、1862年ですからこれも150年ぐらい前の90センチ四方の絵図が出てまいりました。私のその家にお邪魔して、その絵図を見て感動して帰りまして、今、博物館の方で展示されています。その中で、この城村城周辺を見た場合に、敵を防ぐために木の柱を立て、並べてつくられたと見られる柵、また囲いも確認できます。こういったことから、この城村城跡の国指定に向けては、これをきっかけにぜひ努力していただきたいと思います。

ちなみになかなか簡単に調査等ができないと言われますけど、隣、和水町の田中城は昭和61年から平成13年までの16年間の計画で、発掘調査の年次計画を立てられ、平成13年には国指定となっています。こういったことから、ぜひこれをきっかけに教育委員会や山鹿市として取り組んでいただきたいと思います。

これで２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

福本議員の、城村城跡についての２回目の質問にお答えいたします。

城村城跡についてのスケジュールの立案についてですが、先ほど申し上げましたとおり、具体的な作業への着手は現状において非常に困難であると考えているところです。したがいまして、文化財保護委員会に対しましてもご相談はしたものの、関係資料調査等に関しまして直接具体的な作業のお願いはしていないというのが実状です。また、先ほどから申し上げていますような理由によりまして、年次計画の策定についても実施できていませんし、今後において具体的なものの策定となれば、現状において厳しいものがあると考えます。しかしながら、議員ご指摘のように、国衆一揆の中心的城跡として、市としても重要な遺跡と位置づけているところです。今後、国衆一揆そのものの顕彰とあわせ、国史跡指定につながるよう、今現在、担当部局でできることを考え、努力してまいりたいと考えます。例えば、地元への周知を図るために市の広報を初め、平小城活性化協議会がございますが、ここが発行しています平小城だよりなどでの紹介を通じ、城村城跡の文化財としての価値の啓

発を図りたいと考えています。そして、城村城の文化財的価値をしっかりと市民に伝えることにより、国指定に対しての理解をあわせて図っていきたいと考えます。また、そうした活動につきまして、文化財保護委員会のご助言もいただきながら、関係者と協力して進めていけるならばと考えています。

先ほど議員からご紹介ありました、山鹿市立博物館での肥後国衆一揆展という特別展を現在開催していますが、現時点ではこのような地道な活動を続けていき、そして機が熟しましたら、しっかりとした計画を立てて、市民と行政が一体となった国指定への活動を進めていければと考えるところです。

また、あわせまして史跡内誘導案内板等の設置を図るなど、現在の状況で取り得る活用策を検討、実施してまいりたいと考えます。

最後になりましたが、東付城跡の調査につきましては、この城が城村城跡に関係する城跡でありますので、国指定に向けた調査の一環に位置づけるものと考えます。

先ほども申しましたように、国指定に向けた一連の計画の中で、専門の学識経験者の意見も拝聴しながら、調査についての検討をお願いしたいと考えるところです。以上、ご答弁とします。

○議長（横手啓介君）

福本議員、了解ですか。

○４番（福本義文君）

議長。

○議長（横手啓介君）

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

○４番（福本義文君）

ただいまの答弁でですね、これからの半年、１年先、どういった実施がなされていくか、これが絵に描いたもちにならないよう、強く要望しまして、質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、福本議員の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

午後１時57分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午後２時09分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

議席番号７番の北原昭三でございます。よろしくお願いします。

まずは、お礼を申し上げます。平成21年９月定例会におきまして、仕事との関係でなかなか市役所の開所時間に納税が間に合わないなどの多くの意見があり、昼夜問わず納税ができるコンビニ納税の導入について質問、要望をいたしておりました。本年５月より、支払いは１カ月の限定つきでしたけども、軽自動車税のコンビニ払いができるようになりました。今回のコンビニ納税ができたことで税収アップにつながればと思うわけです。経済的に非常に厳しい状況の中ですけども、今後も税の収納率向上に全力で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、発言通告にしたがいまして、一括質問にて、今回４件の一般質問をします。

午前中、太田黒議員より防災についてお尋ねがありましたが、私の方からも質問をいたしたいと思います。

このたびの東日本大震災で被災された方々、ご家族、ご友人を亡くされた皆様方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。今回の東日本大震災で、今までの防災対策への信頼が吹き飛んだように思います。防災危機管理ジャーナリストの渡辺実さんは、世界各地の被災地を見てきたが、世界史上まれにみる超広域津波被害、今回の大地震はけた違いだと言われています。日本の防災対策を大きく見直すべきと言われています。今後、災害はあってはなりませんが、今までの想定を大きく超えて発生する可能性が十分あると思われます。今回、被災を受けた庁舎は対応が機能せず、復旧への作業も大分遅れが生じているそうです。また、市役所にあるデータが失われてしまい、どこにどんな被災者の方がいるかなどの情報面でも大きな被害が生じているそうです。今後、あらゆることを想定し、いろんな対応策等を検討していかなければならないと思います。今回の被災地の現状を目の当たりにしたときに、今後の山鹿市の防災対応について、どのようにお考えかお伺いをします。

２件目は、節電対策の一環として、緑のカーテンについてです。気象庁は６月５日、九州北部地方と山口県が梅雨入りしたと発表しました。ともに平年並みで、昨年に比べると１週間早いそうです。今夏の天気予報は高めだけれど、今のところ去年のような極端な暑さはない見込みですが、梅雨が明けると蒸し暑い晴れ模様との天気予報です。今年は特に緑のカーテンを多く見るように思います。壁面や窓ガラスから伝わる熱による室内の上昇が抑制される効果があり、省エネにも貢献できます。緑のカーテンの有無で、室温は平均２度から最大４度違ってくるそうです。東

日本大震災で、全国的に節電が求められており、安い費用でできるエコではないでしょうか。中学校、小学校には現在扇風機もないところもあるようです。生徒たちが大変暑さを感じると思われます。取り組んでいるところもありますが、少しでも暑さを和らげるこの緑のカーテンを学校、庁舎、公共施設で取り組んでみてはどうでしょうか。私は、平成20年９月定例会におきまして、公共施設及び学校で緑のカーテン、屋上緑化事業を推進し、地球温暖化防止を推進していくべきであるとの質問をいたしました。その後の本市の取り組み、また今後の取り組みについてお伺いをします。前回は、教育委員会から答弁をいただきましたが、今回は環境の一環として、環境部長から答弁との事ですので、所管のため１回の質問で終わりますので、部長の明解な答弁をお願いいたします。

続きまして、３件目、自主財源の確保等について、お伺いをします。平成18年６月定例会におきまして、広告事業を推進する財源確保対策についてということで質問をしていました。その後、いろいろご検討いただき、広報やまがへの有料広告並びにホームページへのバナー広告などを実施していただきました。これは一例ですけども、他の市町村では、業務用封筒広告、納税通知書封筒広告、ごみの分け方出し方パンフレット等への広告、循環バスの車内広告等の展開をされているところもあります。自主財源を確保し、地域経済の活性化を図るため、本市としての自主財源の確保について、どのように取り組みがなされているかお尋ねをします。また、広報やまが、ホームページのバナー広告で金額的にどれくらいの結果が出ていますでしょうか、お伺いをします。

続きまして、４件目の、買い物弱者についてお伺いをします。少子高齢化や過疎地域が進む中、移動手段がない高齢者を中心とする買い物弱者がふえています。最近では、中山間部ではなく地方都市や首都圏近郊の団地にも広がっており、経済産業省の推計によりますと、買い物弱者は全国で600万人程度にも上ります。全国的にインフラ整備が進み、物資も豊富な我が国において、こうした問題がなぜ生じているのか。買い物弱者の現状を検証し、解決に向けた取り組みについて210年５月に経済産業省の消耗流通グループ流通政策課が地域生活インフラを支える流通のあり方研究報告書として取りまとめ、公表をしました。報告書では、車の運転ができず、家族の支援も得られずに、食品などの買い物に困る高齢者を買い物弱者と位置づけ、過疎地域だけではなく、大都市近郊の団地などでも深刻化していると指摘をされています。医療や介護のような公的制度が整備されていないことも踏まえ、社会問題として対応することが必要と、各省庁の連携も呼びかけをしています。

そこでお伺いします。市は買い物弱者について実態を把握するための調査等は行われているでしょうか。支援策として、宅配サービスや移動販売、交通手段などの

提供などを挙げ、民間が採算が取りにくい地域では、自治体の補助や公的施設の活用も提言をしています。具体的にはスーパーや宅配業者などが、高齢者も操作しやすい注文用端末を公共施設に置き、買い物支援の基点となることなどを例として挙げています。全国でも宅配、移動販売、店舗送迎など、企業、団体の些細なサービスも紹介されており、支援が進展しているようですが、必ずしも成功例ばかりとは言えないようです。そこには、住民と交通、流通、販売といった公的な要素や採算性が複雑に絡んでいるからです。例えば佐賀市では、食品店のない地域に生鮮食料品店を試験開店し、アンケート調査を実施しています。行政はどの地域に買い物弱者がいるかを把握し、それぞれの実態に合わせた問題を解決していくのだと私は思っております。

本市におきましては、買い物弱者の方に、また中には高齢者になられ、車の免許証を返納した、その結果、買い物や病院に行かれない、またバスもほとんど来ない、タクシーで行きたいけれども金銭的に非常に厳しい、そういう思いを話されまして、宅配や買い物代行サービスがあれば助かるということでした。さいたま市では65歳以上が地元で買い物をされる際に、シルバーカードというものをつくっておられるそうです。65歳以上、提示すると商品の割引きが受けられるシルバー元気応援ショップ制度を開始しています。このシルバーカードは今お話しましたように、65歳以上の市民の方々全員に交付されています。また、さいたま市では要介護者等に向けた日用品の無料宅配など、いろんな特典をこれからそういう店に提案していきたい、そのように説明をされています。また、茨城県小美玉市でも車両での移動販売事業を試験的にスタートされたそうです。

一部事例としてご紹介をしました。市として、高齢者等への宅配や買い物代行サービス、そして宅配などへの助成について、どのようにお考えかお伺いをします。そして、一番大事な今後の取り組み、対応についてお伺いをします。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

北原議員の質問の１件目、安心・安全な防災対策について。東日本大震災を踏まえた今後の山鹿市の対応につきまして、太田黒議員への答弁と一部重複する部分もあるかと思いますが、お答えいたします。

今回の未曾有の大災害を教訓に、国を初め全国の地方公共団体で防災体制のチェックに取り組んでいるところです。本市では、市民の安否確認や救援活動に必要な

基本情報となります住民基本台帳情報については、バックアップデータを取り、耐火金庫に保管することで情報の消失を防止しているところです。また、今回の震災を受け災害発生時に最優先させるべきは、人命の保護であることを改めて認識したところでありまして、災害対策の拠点となります市行政において、まずは職員の取るべき行動の再確認を行うため、職員初動マニュアルの見直しと、職員への周知に取り組んでいきたいと考えています。現在、被災地の早期復興と被災者の方々の生活再建を願い、市職員を順次被災地へ派遣し、現地での支援業務に従事をさせていますが、当初派遣した職員から耳にしましたことは、情報の錯綜による業務の混乱が見られたということでありました。言うまでもありませんが、緊急事態においては、初動体制が最も重要なことであり、被害状況の的確な把握と情報の正確な伝達が、その後の活動に大きな影響を及ぼします。また、住民をいち早く保護するための避難場所の設置と運営が求められますが、本市では各地域の小中学校を中心に、各集落の公民館を含め247カ所の施設を避難所として指定しているところです。なお、大規模な災害発生時におきましては、これらの中から各地域の被害状況などを確認した上で、適切な避難所への誘導を図ることといたしています。

以上、お答えいたします。

○議長（横手啓介君）

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

北原議員の一般質問、節電対策の一環としての緑のカーテン事業の学校及び公共施設での取り組みにつきましては、各施設の管理が各部にわたりますので、環境施策の一環として捉え、環境部よりご答弁申し上げます。

まず、幼稚園及び小中学校での取り組みにつきましては、平成20年度に八幡小学校など数校において実施されている状況でした。本年度は29カ所中22カ所が取り組まれています。また、公立保育園におきましては、平成22年度は13園中９園での取り組みでしたが、本年度は全園で取り組まれている状況となっています。

次に、庁舎等の公共施設では、各課、各施設でそれぞれできる限り取り組んでいるところです。緑のカーテン事業は、各学校及び公共施設が独自に取り組まれ、設置場所や設置方法もそれぞれあり、緑化の植物もヘチマ、ゴーヤ、アサガオ、ヒョウタン、フウセンカズラ、琉球アサガオなど、多くのものが取り入れられています。議員ご案内のとおり、緑のカーテンで緑化されている室内は非緑化の室内と比較しますと最大で４℃ほど違ってくるとのデータもあり、学習環境や生活環境が改善されることも期待できますし、また節電やCO_2削減にもつながり、省エネ効果も期

待できます。今後も緑のカーテン事業を通して、地球温暖化防止の重要性など、環境に対する認識をさらに深めていただくとともに、施設の緑化や環境整備にご理解をいただきながら推進してまいりたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

一般質問の３件目、自主財源確保のご質問につきまして、お答いたします。

合併後から実施しています自主財源の確保対策としましては、市有財産の売却において103件、３億7954万1124円。市税の滞納処分強化において9279万4468円を初め、その他行政財産使用料の見直しなどに取り組んでまいりました。

次に、平成18年度より取り組んでおります広報やまが広告掲載及びホームページバナー広告に係る収入総額は347万7150円。内訳は、広報やまが分287万250円、バナー広告分60万6900円であります。これからの取り組みとしましては、未利用財産の積極的売却、市税等の滞納整理の強化はもちろんのこと、公共施設における命名権など、全国各自治体の取り組み等も参考にしながら、自主財源の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、一般質問の４件目、買い物弱者対応についてお答えいたします。まず、質問の１点目、買い物弱者の実態調査につきましては、現在のところ、特に買い物をする際の環境に的を絞った実態調査は行っていません。なお、高齢者の日常生活の概況を把握する目的で、昨年７月に、地域包括支援センターが行ったアンケート調査がございますが、これも現在、生活をする上で困っていることがあるかという質問に対し、九つの選択肢の一つとして、日常的な買い物をする場所の有無を回答項目に掲げた調査に過ぎません。しかしながら、このアンケート調査は65歳以上の市民のうち、要介護認定者を除く１万3724人を対象としたもので、72.4％に当たる9940人から回答があったことから、いわゆるサンプル調査ではなく、対象者の多くの声が反映されたものであると考えています。参考までに申し上げますと、複数回答ではございますが、日常的な買い物をする場所がないと答えた割合が全体の11.5％であり、公共交通機関の不便さや通院の困難さなどに次ぐ高い順位です。

次に２点目の、買い物弱者への対応についてお答えいたします。表現としては少々荒い感じは否めませんが、帯広畜産大学の杉田聡教授がその著書の中で、食料品や生活必需品の買い物に困る人々を買い物難民と名づけ、特に車などの移動手段を持たず、身体的にも経済的にも対応が難しい高齢者を中心に深刻な問題になりつ

つあることを指摘しておられます。しかし、こうした状況は何も今に始まったことではないというのが本当のところだと思います。事実、高齢化や過疎化による買い物客の減少が商店やスーパーマーケットの閉店、撤退を招き、ますます買い物が不自由になる状況は、既にかなり以前から新聞やテレビ、雑誌等で報道されてきました。内閣府が平成17年度に実施した高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査によると、60歳以上の高齢者が現在住んでいる地域で不便な点として、日常の買い物と答える割合が16.6％であったことから、経済産業省はこれに全国の高齢者数を乗じて約600万人の買い物弱者がいると推計をしています。

ところで、買い物支援につきましては、ご案内のとおり全国でさまざまな取り組みが行われています。その代表的な類型としましては、宅配サービス、移動販売、店舗への移動手段の提供、便利な店舗立地の四つがございますが、サービスの提供主体は民間企業であったりＮＰＯなどの公的団体であったり、さまざまです。仮に行政が支援に取り組むのであれば、議員ご指摘のとおり、まずは地域ごとのニーズをしっかり把握し、それぞれの実状に合わせて問題を可決していくことが重要だと思います。

１点目のご質問にお答えしましたように、特に買い物をする際の環境に的を絞った実態調査を行っておりませんので、買い物弱者への対応対策についてはっきりとしたお答えはできませんが、一口に買い物弱者への支援と申しましても、高齢者や障害者などへの生活支援という福祉施策として行うのか、または公益的要素を持つ新たな商業活動への支援という商業施策として行うのか、あるいは店舗への円滑な移動手段の提供という公共交通施策の一環として行うのか、それともこれらの複合施策で行うのかなど、いろんな行政サービスの切り口を考えなければならないと思っています。いずれにいたしましても、こうした点を含めまして、今後調査研究を進めてまいりたいと考えています。以上、お答えいたします。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

緑のカーテンにつきましては、先ほどの答弁では、まだ何カ所の学校で取り組みがなされてないとの答弁でしたけども、それは取り組まれない理由があると思いま

すが、先ほど申し上げましたように、扇風機のない学校もあるわけです。とにかく暑いと思います。少しでも涼しい環境の中で勉強ができますように、調査の上、教育委員会の方より推進をよろしくお願いしておきたいと思います。また、買い物弱者につきましては、地域の実態に応じた柔軟な視点を持ちながら、企業また事業主、地域住民と連携し、買い物弱者の解消に向けた環境整備を早急に進めていただきたいと思います。また、交通便の悪い地域への相乗りタクシー等の整備も早急にお願いをしておきたいと思います。

それでは、２回目の質問に入ります。

１件目の安心安全な防災対策についてです。被災者支援システムについてお伺いをします。被災者台帳、被災者証明書の発行、義援金の交付、避難所の管理、仮設住宅の管理等を次々と短期間に開発し、救済、復旧、復興業務において大きな力を発揮しました兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムの導入について、ご見解をお尋ねするものです。西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、阪神淡路大震災で被災した経験から、災害直後に自治体が担う業務を一括で管理できるように工夫されたソフトです。このシステムは、被災者の属性情報を管理する被災者台帳、そして被害を受けた家屋属性情報を管理する被災家屋台帳の二つのシステムで構成をされており、刻一刻と変化する被災者の状況や家屋被害状況を記録・更新できるようになっています。被災者への罹災証明書、被災家屋の所有者の被災家屋証明書の発行はもとより、さまざまな義援金の給付や生活支援金の貸付管理など、被災者支援に関する各種支援制度の管理も行われるようになっています。被災者支援システムは未曾有の災害となった阪神淡路大震災直後から、西宮市の職員が開発を続けた災害業務支援システムがもととなっております。この震災業務支援システムは被災者支援や復旧また復興業務に絶大な効果を発揮し、今もなおその一部の稼働を続けているそうです。被災者だから得られた教訓を生かした震災業務支援システムは、全国の地方公共団体で利用できるようにと、被災者支援システムの名称で、汎用ウェブシステムとして生まれ変わりました。総務省の外郭団体である地方自治情報センターが実施している地方公共団体業務用プログラムライブラリーにより、この被災者支援システムが第一号として登録され、これによりまして全国の地方公共団体が無償で同システムを簡単に入手でき、災害時の緊急対応の際の利活用が可能になりました。しかしながら、総務省がシステムの本格的な普及促進を目的に、被災者支援プログラムのＣＤ－ＲＯＭを全国の自治体に配布したにもかかわらず、導入の申請があったのは今年の５月末時点で約200団体にとどまっています。既にシステムを稼働している自治体と合わせましても、被災者支援システムを導入している自治体は全体の約１割というのが現状です。また、このソフトを導入して実際

に災害を想定してシステムを稼働させるなどの実地訓練を実施していないケースもあるとのことです。このように、まだまだ全国への波及、そして実用には時間がかかりそうな本システムですけども、その主な利点は、まずは無料で導入できるという点です。メーカー主導型のシステムは、構築に莫大な費用がかかります。そして、その割には限界もございます。その点、この被災者支援システムはオープンシステムであり、参加している多くのユーザーにより常にバージョンアップが図られています。また、当然のことですが、災害は行政単位で発生するものではありませんので、隣接する自治体は共通のシステムを導入していることが望ましいということは言うまでもありません。

以上のような理由から、本市におきましても積極的に被災者支援システムの利活用を検討していただきたいと考えています。災害発生時における行政の素早い対応が復旧復興には不可欠であり、災害時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、また避難先、被災者証明書などの発行を総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築していくことは極めて重要であるとの観点から、以下についてお尋ねをします。

まず１点目に、災害時の教訓と情報のノウハウを生かした西宮市の被災者支援システムを本市でも導入すべきであると考えますが、本市としての見解と今後の予定についてお伺いをします。

２点目に、全国自治体の多くが被災者支援システムをいまだに導入してしていないわけですけども、今後は恐らく各市町村で導入してくると思います。本市が導入に至っていない理由についてお伺いをします。

次に３件目ですけども、自主財源の確保とは、異なりますけども、保存期間が過ぎた投票用紙の処理についてお伺いをします。

皆様ご存じのとおりと思いますけども、5月25日のニュースに、清き一票がボールペンに川崎市選管がプラ原料に資源化、という記事がありました。内容を紹介しますと、投票用紙がボールペンに変身。川崎市選挙管理委員会は、本年度から保存期間が過ぎた投票用紙などの資源化に取り組む、これまでの焼却処分から一転、プラスチック原料に資源化することによって温暖化防止とリサイクルの一石二鳥を図っていく。市選管によりますと廃棄処分投票用紙のリサイクルは県内で初めてということです。対象は2007年の統一地方選で使用した投票用紙と、今年４月の統一選で余った投票用紙の計367万枚、約３トン、26日以降、さいたま市内の処理工場に運び粉砕、溶解作業を経て、プラスチック原料、プレートに再生し、ボールペンなどに再利用可能な状態にするということです。川崎市選管によりますと、川崎市では1992年４月の統一選挙から開票作業がしやすい石油化学合成樹脂をベースにした

投票用紙を使用しており、ほぼ100％のリサイクル可能という同様の取り組みは、東京都世田谷区、大阪市で行われています。焼却処分をやめることで二酸化炭素の排出を少しでも和らげる温暖化防止とともに、資源としても有効活用ができます。川崎市選挙管理委員からは本年度から保存期間が過ぎた投票用紙などの資源化に取り組むとのことです。

それでは、質問をいたします。投票用紙の保存期間は何年になっていますでしょうか。また、山鹿市は保存期間が過ぎた投票用紙はどのような処理をされていますでしょうか。２点についてお伺いをいたします。以上で、２回目の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

安心・安全な防災対策についての２回目の質問、被災者支援システムの導入について、お答えいたします。

ご質問の１点目、導入に関する今後の予定につきまして、現在、熊本県内では４自治体で導入されているとのことです。本市といたしましても今回の大規模な災害を目の当たりにして、災害発生の防止対策のみではなく、被災後における復旧活動と市民への支援活動など、さらなる防災体制の強化の必要性を感じたところです。なお、本システムにつきましては、基本的には無償で利用可能となっていますが、運用可能な状態にするためにはサーバー等の導入など、別途費用が発生するとのことであります。そのようなことから、本システムの導入検討に当たりましては、実用性、費用対効果などについて慎重に検証してまいりたいと考えます。

ご質問の２点目、システム導入に至っていない理由につきまして、お答えします。本市では、総合計画にも掲げていますとおり、防災体制の強化における課題の中で、特に防災情報伝達基盤となります防災行政無線施設について、未整備地区への早期整備を目標に掲げ、事業計画に取り組んできたところです。そのようなことから当システムについては導入に至っていない状況です。以上、答弁を終わります。

○議長（横手啓介君）

緒方選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　緒方　栄君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（緒方　栄君）

２回目の自主財源確保等について、お答えいたします。北原議員ご紹介にありましたように、川崎市選挙管理委員会同様、山鹿市選挙管理委員会でもプラスチック

でできたＢＰコート用紙を使用しています。原料は石油であり、限りある資源でありますので、焼却処分せずにプラスチック原料として再利用すれば、温暖化防止にもつながるものです。公職選挙法では、投票、投票録等の保存期間は当該選挙に係る議員または長の任期間保存しなければならないと規定されています。山鹿市では、使用済み投票用紙は次回選挙が終了するまでの４年間、もしくは６年間保存し、保存期限を過ぎた投票用紙は焼却処分といたしています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

北原議員、了解ですか。

○７番（北原昭三君）

議長。

○議長（横手啓介君）

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

○７番（北原昭三君）

それでは、３回目の質問をいたします。

まず、安心安全な防災対策についてです。私は平成21年12月定例会におきまして、災害時の要援護支援者の支援対策体制につきまして質問をしています。そのときの答弁では、災害時要援護者支援計画、平成22年度前半には全体計画を策定します、その後、避難支援災害発生時対策等の個別計画につきましては、策定していく計画がございます、とのことでした。

それでは、質問をします。

１点目、公共施設の避難所はどこを指定されていますか。２点目、個別的配慮が必要な人の移送はどのようになっていますか。また、災害時要援護者の個別計画はどのようになっていますか。お伺いをします。

続きまして、投票用紙の件ですけども、保存期間が過ぎた投票用紙は山鹿市も焼却処分であれば、焼却処分をやめることで二酸化炭素の排出を少しでも減らし、温暖化防止につながると思います。規模的には比較できない川崎市の事例を紹介しました。この方法がベターとは言いませんが、焼却処分はやめたほうがいいと私は思います。熊本県全体で考えれば、投票用紙はかなりの量になると思います。ちょっとしたアイデアで、今よりいい方向にいく気がします。山鹿発で県に訴えていただき、保存期間を過ぎた投票用紙のリサイクル等の推進をよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

安心・安全な防災対策についての３回目、災害時に支援が必要な要援護者の支援体制についてお答えします。

まず１点目の公共施設の避難場所につきましては、要援護者について身近で安全な場所に地域支援者等が避難誘導できる体制を整え、地域防災計画で定める避難所である公民館、小中学校はもとより、社会福祉施設、介護施設、病院等の協力を得ながら、福祉避難所としての設置の検討も進めていきたいと考えています。

２点目の個別的配慮が必要な人の移送につきましては、地域における住民の協力が必要です。そのため、平常時から地域支援者、民生委員等と協力しながら所在や状況の把握に努め、災害発生時における迅速かつ的確な要援護者の支援を行ってまいります。

次に３点目の災害時要援護者避難支援個別計画についてお答えします。この個別計画は、災害時要援護者登録申請書により登録された情報をもとに作成するものです。申請・登録につきましては、広報紙やホームページなどを通して広く市民へ周知するとともに、個々には地域の民生委員等にご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えています。また、要援護者が抱える災害時のハンディはそれぞれ異なっています。そのため、災害時要援護者一人一人の状況を把握し、民生委員、嘱託員、消防団、自主防災組織、消防本部、警察等との連携を図りながら支援体制を構築してまいります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

緒方選挙管理委員会事務局長。

［選挙管理委員会事務局長　緒方　栄君　登壇］

○選挙管理委員会事務局長（緒方　栄君）

３回目の自主財源確保についてお答えします。ここ数年、投票用紙のリサイクルが大都市を中心に実施されつつあるようです。東京都内のＮＰＯ法人が受託し、関東の関連企業の協賛を得て投票用紙の回収、搬送、再生処理、工業原料、製品の製造・販売等を行っているということです。しかしながら、ある程度まとまった投票用紙の量、約300万枚が必要であり、小規模市町村単独では経費的に割高であること、守秘義務の観点から投票用紙の運搬から裁断まで、選挙管理委員会職員の立ち会いが必要であることなど、課題もあるようです。

平成19年に東京都世田谷区を皮切りに、平成20年には大阪市が投票用紙のリサイクルを実施しています。昨年度、三重県では県選管が旗振り役となり、県内29市町のうち19市町が参加し、投票用紙290万枚を回収し、リサイクルに取り組んだとい

うことです。なお、三重県選管ではリサイクルで商品化したクリアファイルを購入されているということです。

このリサイクル事業では、投票用紙を有価物として１キログラム１円で買い上げるものの、数千円程度にしかならず、川崎市では22万8000円の委託費が本年度予算に計上されているということです。また、三重県では約24万円の経費を要したということで、財源確保のための取り組みというよりも、環境負荷の軽減、資源の再利用を目的とした取り組みのようです。

山鹿市単独の実施では、経費も割高になるようですので、議員からも提案がありましたように、まずは先進地の三重県の例に倣って、熊本県全体での取り組みを提唱してまいりたいと考えています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、冨丸洋一郎議員の発言を許します。冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸洋一郎君）

本日最後の質問者になりまして、皆様方も大分、上のまぶたと下のまぶたが仲よくなっている時間だと思いますけれども、少しの間、耳だけお貸しいただきたいと思います。

５番の鹿進会、冨丸でございます。一般質問３問を一括してお尋ねをいたしたいと思います。ご答弁よろしくお願いします。

まず１点目の問題ですが、自然災害発生時における対策について、このことにつきましては午前中、太田黒議員のご質問の中に非常に詳しくお尋ねがあり、答弁も私の思ったような答弁が返ってきています。しかしながら私もせっかく用意しましたから、私なりに、地域限定の質問になろうかと思いますがお尋ねをさせていただきます。

３月11日に発生しました東日本大震災は、大地震によって発生した大津波で東北三陸地方の海岸沿いの町はもとより、内陸部の集落まで破壊してしまった。そしてまた、福島原子力発電所においては、その地震、津波で破壊され、原子炉から流出した放射性物質の汚染対策が進まないままに、国内外に非常に風評被害を生むなど、未曾有の大惨事となってしまいました。３カ月が経過する中で、１万5000人以上の方がお亡くなりになり、今なお8000人以上の方々が行方が分からない、ご家族の悲しみを考えますときに、いかばかりかというふうな思いをいたします。そしてまた、原発事故で避難されている方も含めますと、現在なお９万3000人以上が避難されているという報道に、今回発生しましたこの大震災が、いかに大きいものであるかと

いうことを改めて痛感させられた次第です。ここで謹んで被災されました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、１日も早い復旧復興が進みますことを心からお祈りするところです。今回の大震災につきましては、誰もが想定できなかった大惨事から、私たちも自然災害の恐ろしさをもう一回検証する中で、山鹿市としてもこの対策を見直す時期にきていのではなかろうかという思いでお尋ねするわけです。山鹿市におきましては津波の問題はないかと思いますが、やはり局地的な集中豪雨あるいは地震等々の災害対策は万全にしておかなければならないという思いの中に、平成18年にハザードマップ、要するに防災マップが示されていますけれども、それからもう５年が経過しようとしているわけですので、その中に示してあります避難場所についても、あらゆる災害を想定して、見直しも必要ではないかという思いを持っています。今から21年前になりますけれども、平成２年７月２日に局地的な集中豪雨によって私たちの地域も一部冠水し、中富小学校、あるいは川北部落、川南、そして日置という部落で一部冠水もして、そしてまた中富小学校にそのときいた児童が交通の手段がなくて、自宅に帰るまで大変な時間がかかったという話も聞いています。

そこで、限定で私たちの集落を考えてみますときに、分田、中分田、下分田、小柳、そして鹿央町の奥永、ここは合志川、菊池川、千田川に挟まれた非常に平たんな高低差のない地形になっています。従来より大雨が降りますと浸水がたびたび発生するなど、一部、遊水池的は側面もあるようです。現在は小柳には先に堪水防除が完成しておりましたし、平成２年以降は川北、藤井に堪水防除が完成しておりますが、この２カ所についてはまだ実際の洪水に対する発揮能力というのは見えないような状況であります。こういう地形の中で、私たちの避難場所は地図上では下分田センターという公民館的な要素のところでございますけれども、いかんせん平たん地につくってありますから、実際、局地的な集中豪雨等で果たしてそこが避難場所として大丈夫なのかということをもう１回、再検討をする必要があるということで、いろんな方々の心配されるこの東北の震災を機に、今、心配される声が届いているということも事実です。生命財産を守るのを最大目標として、自主避難が出て、そしてまた避難勧告が出て、そして発令された場所のその避難場所が実際私たちがどういうルートでいくのか、そういったものの再検証も必要ではなかろうかなと思います。とりわけこの菊池川、分田橋上流に関しましては、上内田川、そして迫間川、この迫間川の上流には龍門ダムがあります。この龍門ダムの満水、要するに許容範囲を超した場合、放水ということになりますと、たちどころに菊池川は合志川との合流を含めまして、相当の量が流れ込んでくるという話もあります。そしてまた、いかんせん老朽化が進んでいます分田橋については、河川の幅よりも橋の幅が

狭い。ですから、両脇10メーターぐらいのよどみができるわけですが、そこにかかる負担は相当大きいものだろうというふうに思いますときに、堤防決壊などの恐れがあるときには、私たちは一体どこに行くのか。真っ先に分田橋の通行止め、自転車道である第二分田橋、それから奉迎橋、中川橋、多分すぐ通行止めになるかと思いますが、そういう場合、私たちがまず考えられるのは、国道３号線に向かって行かざるを得ないということです。ですから私たちは、お隣の熊本市にお願いしてでも避難場所を見つけておかなければならないのかなという思いもありますけれども、その防災地図上で見ますと、まだほかにも鹿央町の方にもあるようですが、そこに行くまで私たちがどういうルートで行っていいのか、誘導すらまだ分からない状況の中では、そういったことも改めて住民に周知する必要があると思いますし、またその避難箇所につきましては、ここが避難箇所であるというそういった看板を設置する必要があるんじゃなかろうかなという思いで、ぜひ検討していただきたいという思いでご見解をお尋ねするわけです。

次に、２問目に移りますが、私は、一人で金婚を迎えられた方々への表彰ということについて、これはむしろ提言といいますか、こういったことをしてほしいということで発言をさせていただきたいと思います。毎年この時期になりますと、金婚夫婦該当者の調査が実施されています。本年該当する人は昭和36年１月１日から12月31日までの間に結婚または同居して満50年を迎えるご夫婦を山鹿・鹿北地区は嘱託員を通じて申込み、菊鹿・鹿本・鹿央地区は各総合支所市民生活課へ直接申込みをというような案内が広報やまがを通じて掲載されています。ご夫婦揃ってともに健康で金婚を迎えられる。それまでには家族を守り、家庭の繁栄を願いながら、お互いに手を携えながら50年をつつがなく過ごされたことに対して、大変なご苦労もあったことかと思いますが、心から表彰に値される方には敬意を表したいと思います。と同時に、私は一人で50年の長きに渡った結婚記念日を迎えられる方もいらっしゃると思います。結婚後、配偶者の不慮の事故や病によって死別され、仕事をしながら子育てをし、家庭の幸福を願い、50年を迎えられた方々にもぜひスポットを当ててほしいものだと思います。私事で大変恐縮ですけれども、私の母も夫と死別後、結婚50年を迎えたときに当時の鹿本町長であられた中嶋憲正現山鹿市長の発案で一人だけの金婚の表彰をしていただきました。本人はもとより私たち子どもにとっても今でも感激した思いを持った１枚の表彰状になっています。文面をちょっと紹介しますと、あなたは夫亡き後の家庭を守り、50年の長きにわたり世の苦楽を乗り越えられてきました。その尊い人生の偉業に対して深い敬意を捧げ、一人だけの金婚を祝福して、ここに表彰いたします。この１枚の表彰状でありますけれども、非常に温かみのある表彰状であったというふうに思います。そしてまた、最近新聞

の投稿欄にも一人だけの金婚を祝っていただいて大変嬉しかったとの記事も載せてあります。そういったものを見ましたときに、本市においても高齢化が進む中で、該当する方々を表彰することで山鹿市民でよかったと感じていただくのも高齢者に優しい山鹿になるのではないかという思いがありまして、ぜひとも検討していただくように提言をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから３問目ですが、ごみ処理問題について、①、②掲げていますけれども、このごみ処理問題については、私も３月定例会の一般質問でもこの問題についてお尋ねをしました。これまでもこのごみの問題につきましては、多くの議員の方々が再々取り上げてこられています。それだけに、このごみ処理に関して多くの方々が平成25年４月以降の現在稼働中のクリーンセンター以外での処理方法について、注目されているものと思います。３月お尋ねをしました答弁には、行政の責務として、自治体内から発生したごみは、自らの責任を持って処理することを基本に、資源循環型社会の実現に向けた中間処理施設の検討を急ぎ、適正な処理体制の確立を図りたいとの答弁をいただきました。そこで、前回の答弁で初めて出てきましたこの中間処理施設への取り組み状況について、お尋ねをいたします。中間処理施設は、私個人、理解するのはリサイクルできるごみを可能な限り分別収集して可燃ごみの減量化を推進するためのそういった施設だろうというふうに思いますけれども、今一度、この中間処理施設というのはどういった施設になるのか、そのこともお尋ねをしておきたいと思います。

いずれにしましても、生ごみを分別しましてもやはり最終的には可燃ごみとして焼却しなければならないということです。平成25年４月からどこかで焼却せねばならないわけですので、焼却場を持つのか、あるいはまだ外部委託にしていくのか、あと２年を切った段階の中で、もうそろそろ山鹿市としても本当に今後の焼却場建設に向けた取り組みをここでするのかしないのか、そういった方向づけだけは早く結論を出していただきたいという思いを持っていますので、非常にこのごみの問題につきましては月曜日も何名かの方がお尋ねになろうかと思いますけれども、いずれにしましてもこのごみ問題については多くの方々が注意深く見守りながら、事の推移を見ていきたいと、このようにお考えになっているんじゃなかろうかなというふうに思います。非常に難しい問題も抱えてあると思いますが、答弁のできる範囲でよろしくお願いします。終わります。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

冨丸議員の一般質問の１点目、自然災害発生時の対策についてのうち、ハザードマップで示されている避難場所の周知について、お答え申し上げます。

本市では、防災体制の整備の一環として、自然災害の発生の恐れがある地域や、万一、災害が発生した場合における避難場所を示した防災マップを平成18年度に作成し、全世帯に配布しているところです。災害が発生した場合、またはその恐れがある場合には、自主避難あるいは市の避難勧告などにより、防災マップに示された各地域における最寄りの避難場所に避難していただくことが基本となります。しかしながら、災害の内容、規模によっては各地域で指定された避難場所そのものが被災する恐れもあるため、避難する場合においては避難場所を慎重に選定する必要があります。災害規模が大きい場合には、地元消防団などと連絡を取りながら、現地の被災状況等について確認した上で、避難場所としての適否について判断をします。避難場所の変更が必要であると判断した場合には、防災行政無線、オフトーク、あるいは広報車等により住民に周知することとしています。なお、住民の皆様に災害状況に応じた適切な避難を行っていただくためには、最寄りの避難場所以外の避難場所についての認識が重要であり、家族での話し合いや地区の会合等において確認いただくよう、啓発に努めていきたいと考えています。特に自主防災組織による避難訓練等の実施について広く市民の皆様に呼びかけていきたいと思います。また、日ごろから避難場所として認識を深めていただけるよう、主要な避難施設には指定避難所の表示を行うことなど、施設管理者との協議を進めていきたいと考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（横手啓介君）

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

一般質問の２点目、一人で金婚を迎えられた方への表彰について、ご答弁申し上げます。

本市では、９月に敬老表彰式典として、80歳の傘寿、88歳の米寿の表彰と合わせ、金婚をお迎えのご夫婦の表彰を熊日新聞社との協賛で行っています。これらの表彰は、高齢者の方々のこれまでの真摯なご努力と地域社会への貢献に対して、敬意と感謝を表し、祝福するものです。ちなみに最近の金婚夫婦表彰対象者につきましては、平成21年度200組、平成22年度184組であります。ご提言の一人で金婚を迎えられた方の表彰につきましては、金婚夫婦として表彰される方と同じ年にご結婚され、不幸にも配偶者を亡くされ、ご夫婦二人で金婚表彰を迎えたくても迎えられないという心境や、郷土山鹿市を愛され、家族を愛される尊い精神と長年のご功労、ご尽

力、ご苦労に思いをはせ、心から敬意と感謝の意を表するところです。一人で金婚を迎えられる方に対しての表彰については、検討させていただきたいと思います。貴重なご提言ありがとうございました。以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

冨丸議員の一般質問の３点目、中間処理施設の検討状況について、また新たな可燃ごみの処理施設の建設について、お答えします。

まず、中間処理施設とは最終処分、いわゆる埋立を行う前に、ごみの減量化、安定化、無害化等を目的として行われる処理施設のことを言い、具体的には焼却、破砕、脱水、乾燥、中和、圧縮、選別などの処理を行うことの施設を指すものです。現在、山鹿市が利用している家庭系の一般廃棄物の中間処理施設は、山鹿植木広域事務組合で運営しておりますクリーンセンターとリサイクルプラザがありまして、クリーンセンターについては、その使用期限が協定書により平成25年３月までとなっております。市といたしましても、協定書は非常に重い約束であると受けとめ、まずは燃やすごみの減量化に向け、最大限努力しているところです。

現在燃やしているごみの量は年間約１万2000トンとなっているところです。今日まで広域事務組合と協議を重ね、可能な限りごみを燃やさない、減量化、資源化に向けた新たな中間処理について検討を行ってまいりました。その方策といたしまして、現在燃やしているごみの中で、約６割を占めている生ごみ、プラスチック類、紙製容器包装、草木類の４種類を新たに資源ごみとして市民と行政が一体となり、分別回収を推進するとともに、さらなる燃やすごみの減量化のため、排出された燃やすごみの中から資源ごみの選別を行う施設の設置や体制の確立などが有効な施策だと考えております。このように、減量化、資源化を徹底することにより、燃やすごみの量は約5600トンに半減することが可能であると考えております。このどうしても残ってしまうごみの処理方法につきましては、これまでは、ごみを燃やさない、焼却施設を持たない方向で検討してまいりましたが、広域事務組合と十分検討した結果、安定的、継続的な処理を第一に考え、また現状の処理技術や経費等を考慮すれば、中間処理施設としては焼却処理が望ましいとの結論に至りました。今後は、焼却施設の建設に向け検討を行ってまいります。以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員、了解ですか。

○５番（冨丸洋一郎君）

議長。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸洋一郎君）

１点目の避難箇所については、それぞれまた見直しも必要になってくるというふうなことにあって、やはり看板の設置などそういったものをやっていただけることを今後期待したいと考えています。

２点目の、一人だけの金婚につきましては、もし当時、鹿本町長であられたときの私の母に、母だけではありませんけれども、そういった表彰をしていただいた現中嶋市長に、今の率直なお気持ちを、通告いたしておりませんけれども、できましたら聞かせていただきたいと思います。

それから今、ごみの問題で環境部長の方から焼却施設をつくる方向で今後検討していくということでして、一定の方向性が出たかなというふうに思いますと同時に、この場所の選定、あるいは規模、そういったものについては非常に困難が予想されると思いますし、ひとつ時間をかけて、しっかりとした施設ができることを心からお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの冨丸議員の一人だけの金婚式、どうかというお尋ねです。これにつきましては、合併のときに合併協議の中で、しっかりと論議がなされてきたと思います。合併前につきましては、旧町、それぞれの取り組みの中で非常にきめ細やかな、そしてまたたくさんの施策があったわけですけども、合併するときにおきまして、新たな大きな自治体、そしてまた今日の厳しい状況、将来を見通す中でのそういった福祉行政のあり方等々は、やはりシビアに考えねばならないという、そういった協議の中で、内容もスリム化したものになったと、そんな思いがします。そういった状況の中で、今日、山鹿市全体の中を考えましたときに、ほかのいろんな福祉施策等もございます。そういった中で、新たに一人だけの金婚式を祝う、そういったことはなかなか厳しいと、そんな思いをいたしております。以上でございます。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員、了解ですか。

○５番（冨丸洋一郎君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、冨丸議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時22分　散会

～～～

６月１３日(月曜日)

平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成23年６月13日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．稲葉　昇

一般質問

（１）有害鳥獣被害対策について

２．原　徹

一般質問

（１）人口減少に歯止めをかける定住促進対策について（市長）

（２）山鹿市の防災対策について

（３）研究校指定事業について

３．藤原　弘

一般質問

（１）ごみ問題について

（２）道路管理について

４．芹川　正美

一般質問

（１）指定管理者制度移行後の現況について

（２）学校規模適正化基本計画の進捗状況について

５．川野　功

一般質問

（１）防災対策について

（２）光ブロードバンドについて

（３）ごみ問題について

６．永田　紘二

一般質問

（１）燃やすごみの処理方法について

①クリーンセンター使用期限後のごみ処理について

②予想される処理経費等について

③今後の動きについて

（２）生ごみの処理について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君
17番	永田紘二	君
18番	森川昭彦	君
19番	川野　功	君
20番	古荘克郎	君
21番	森　芳顕	君
22番	家入憲隆	君
23番	横手啓介	君

24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮﨑昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
病院事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	有働　博君
農林部次長	冨田弘海君
環境部次長	中川秀人君
教育部首席教育審議員	川野富士夫君
総務課長	原　弘文君
情報企画課長	松本賢治君
子育て支援課長	坂梨真樹君
農林振興課長	金光一誠君
商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
建設課長	宮崎錦也君
環境課長	冨田龍也君
農業委員会事務局長	西田博之君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
局長補佐兼議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

会議に先立ち、市長から発言の申し出があっておりますので、許可いたします。

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

議長のお許しをいただきましたので、先日６月10日、冨丸議員のごみ処理問題について、改めて私の方からお答えいたします。この件については、これまでごみを燃やさない、焼却施設を持たない方向で検討をしてきた中で、今回、中間処理施設としては焼却施設が望ましい、今後は焼却施設の建設に向け検討を行ってまいりますとの環境部長の答弁があったわけですが、この件については、重要案件かつ大きな方向転換であり、市長である私の言葉で申し上げるべきであったと深く反省をしております。深くお詫びを申し上げます。

また、いささか言葉足らずで説明不十分であったと感じましたので、改めて私の方からお答えさせていただきます。

燃やすごみの減量化、資源化をいたしましても、どうしても残ってしまうごみ処理方法については、これまでごみを燃やさない、焼却施設を持たない方向で検討してまいりましたが、山鹿市と広域事務組合が一体となり、検討した結果、安定的、継続的な処理を第一に考え、現状の処理技術や経費を考慮すれば、現時点では中間処理施設としては焼却処理が望ましいとの結論に至ったところです。なお、この分野における技術革新は目覚ましいものがあり、それらについてもあわせて検討することとしております。しかしながら、焼却施設の建設には、用地選定、設計、建設まで相当の期間を要すると考えております。地元との協定期間以降の平成25年４月１日から建設完了するまでの間の処理方法については、後ほどの質問に担当部長より答弁申し上げますが、このごみ処理問題については、本市にとりましても重要かつ喫緊の課題ですので、議員各位を初め市民の皆様のご理解をいただきながら、しっかりと取り組んでまいります。以上、答弁申し上げます。

○５番（冨丸洋一郎君）

議長、今の市長の発言は、私の質問に対する答弁を変更するということですか。

○議長（横手啓介君）

変更ではありません。

○５番（冨丸洋一郎君）

取り消すということですか。

○議長（横手啓介君）

取り消しでもありません。

○５番（冨丸洋一郎君）

環境部長が答弁してくれた内容を変えるということですか。

○議長（横手啓介君）

内容は一緒です。

市長みずから、昨日の答弁を申したということです。

○５番（冨丸洋一郎君）

だったら質問者にまずその旨連絡するなり、相談したりするのもあるのではないですか。

○議長（横手啓介君）

一つよろしいでしょうか。冨丸議員の一般質問は、昨日終了いたしましたので、こういう形を取らせていただきました。

○５番（冨丸洋一郎君）

字義を変えるということでしょう。

○議長（横手啓介君）

同じ答弁でしたので、中身の変更はあっておりません。

よろしいですか。

これより、本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（横手啓介君）

日程第１　６月10日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。稲葉　昇議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

金曜日から土曜、日曜で、大変大雨ということでして、近くではみんな水取りということで、大変お忙しい時期だと思います。震災から３カ月という時期も経ちましたけども、復興の目安もまだ立たないまま日が入りが過ぎているわけでもございます。被災者にとっては大変ご苦労なされているということを心から思うわけでございます。一生懸命頑張っている姿を見ると、私たちも行ってすぐにでもお手伝いをするという思いを持っておるところです。

私今回、有害鳥獣対策についてということで質問をさせていただきます。２番議員の稲葉昇です。よろしくお願いします。

実はこの有害鳥獣対策について、平成23年３月28日から29日にかけまして、鹿進会10名で佐賀県武雄市に視察に行ってまいりました。武雄市の中では、いのしし課という課までできて、非常に注目を浴びているところです。そういった中、研修視察の内容等を若干説明したいと思います。

イノシシ被害対策としては、イノシシの捕獲、個体の減少促進、防護柵、そして捕獲したイノシシを食肉化する食品加工施設など、さまざまな取り組みを研修してきました。まず最初に、防護柵の現地を視察に行きました。現場は山の中腹、いわば菊鹿あるいは鹿北というふうな山奥の棚田というところの防護柵の進入防止策として、簡単でお金が余りかからないということで、ワイヤーメッシュ柵ということで現場を見せていただきました。非常に簡単で、しかも価格が安上がり、地域での取り組みが非常にすばらしいと思いました。イノシシの進入対策事業としては、平成21年度より農林水産省の補助事業、有害鳥獣防止対策の事業を活用し、補助の割合が国が50％、協議会が10％、受益者負担が40％でした。それから電気柵は通常、どこの電気柵も一緒でした。ワイヤーのメッシュの柵は、材料は鋼鉄の番線、いわゆる８番線みたいなものでつくられて、高さが約１メーター、幅が２メーターということでつくられていました。編み目の間隔というのは10センチぐらいの間隔でつくられており、１個当たりの金額が１メーター当たり約530円ぐらいでできていると換算したわけです。そういったものから国庫補助、市補助を差し引くと１メーター当たり受益者負担が212円ぐらいで経費が非常に安く、広域的に設置し、被害も少なく効果的であるということで、受益者負担にすると非常に合理的に考えてありました。その支払いについても、受益者の方としましては、中山間地域等直接支払制度ですかね、このお金を利用し、協同的に取り組みがなされたり、そういった中、やはり我が山鹿市にとりましても導入したらいいなという思いで視察をしてまいりました。２日目については、鳥獣食肉加工処理施設を視察に行きました。平成20年度農林水産省補助事業の農村漁村活性化プロジェクト支援交付金というものを活用して建てられていました。加工センターは、平成20年11月に建てられ平成21年２月に竣工、４月に本格的に稼働がなされていました。施設の概要としましては、目的として有害鳥獣駆除で捕獲したイノシシを無駄にせず、地域の食資源として有効に活用し、イノシシの特産品化を目指して建てられていました。総事業費として約2000万円、国が1000万円の補助、市が200万円、それから事業主体が800万円の割合で建てられてありました。事業主体は猟友会、森林組合それから武雄市の三者で協力推進がしてありました。市内二人一組と指導員でパトロールを実施ということで、処理頭数ですけども年間250頭から300頭の見込みということで、販売目標金額としましては1000万円を見込んでいるということでございましたけども、経営的には今

少し問題があるなという思いで見てきました。それから、イノシシの被害対策として、緊急駆除ということで４月１日から５月31日まで、平成21年から22年度、佐賀県一円で一斉駆除、捕獲が実施されたということで、１頭当たりそのときには１万円県から支給されるということでした。６月１日から10月31日まで、特に６月から７月にかけては口蹄疫対策駆除強化月間ということで月間を決められて、11月１日から３月31日まで緊急特別個体調整事業ということで取り組みがなされていました。そういった中、佐賀県全体で鳥獣被害対策が前向きになされていうという思いで視察をしてまいりました。そういったものを換算して、山鹿市におきまして、有害鳥獣対策についての質問を今からしたいと思います。

質問の内容は、１点目に、平成21年度から22年度におけるイノシシの捕獲頭数と支払額について。２点目、平成22年度における電気柵、箱わなの設置数と補助額について。それから３点目に、平成23年度鳥獣被害緊急対策事業の概要と防護柵設置の要望状況について、説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

有害鳥獣対策について、お答え申し上げます。

まず、イノシシの捕獲頭数ですが、平成21年度が1000頭、平成22年度が1946頭で946頭の増となっています。補助金の支払額については、１頭当たり7000円ですので、平成21年度が700万円、平成22年度が1362万2000円です。662万2000円の増となっています。捕獲数の増加については、箱わな設置補助により箱わなの設置箇所がふえたこと、それから箱わなで親子など複数頭が捕獲される場合があることが主な要因になっていると考えております。

次に、平成22年度における電気柵並びに箱わなの設置数と補助額ですが、電気柵の設置数は176基で補助金額が326万3000円です。箱わなの設置数は28基で補助金額64万1000円となっています。

次に、平成23年度鳥獣被害緊急総合対策事業の概要ですが、これは中山間地域等での麦、大豆、野菜などの戦略作物の生産拡大を進めるため、戸別所得補償制度の導入にあわせて国が鳥獣被害対策を緊急的に実施するもので、本年度のみの事業となっています。その事業内容は、犬を活用した追い払いや大規模緩衝帯の設置などのソフト事業と進入防護柵などの設置や処理加工施設設置などのハード事業があり、補助率は２分の１となっています。今回、山鹿市が要望しています事業は、進入防

護柵の設置事業で、金網などで農地等を囲い込むために被害防止に最も効果的であると思われます。また、進入防護柵を自力施工で設置する場合には、資材相当分が補助対象となるため、自己負担金なしで整備ができます。この防護柵の設置要望の状況については、山鹿市全域に要望調査を実施しましたところ、山鹿地区で８行政区16件、鹿北地区21行政区の37件、菊鹿地区で４行政区９件の要望がございまして、市全体で33行政区の62件、関係農家数で401戸、受益面積で204ヘクタール、それから防護柵延長が69キロメートル、事業費としましては１億996万円と非常に多くの要望が上がっています。また、県全体の要望額８億3000万円に対しまして、国から県への配分額は２億7800万円と要望額の３分の１程度になっています。市町村への県からの配分方法は事業の投資効果をもとにポイント制による傾斜配分によって割り当てが行われ、先日、山鹿市への配分額は1713万7000円との連絡があっています。今後、要望地区の現地確認や事業の投資効果などを再確認しまして、採択地区を選定していくこととしています。また、防護柵に使用する金網や支柱などにつきましても、極力値段の安い資材の導入に努めまして、１メートルでも長く設置できるよう工夫をしてまいりたいと考えています。以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

第１問について、平成22年度におけるイノシシの捕獲頭数と支払額についてということですが、平成21年度が1000頭であり、昨年度については２倍ということで、支払額につきましても1362万円、今年度については捕獲頭数がふえたことは大変収穫だったと思います。市政として補正をいただき、大変ありがたく思っているわけです。

２番目については、平成22年度電気柵、箱わなの設置数、補助額としては電気柵が176基、補助金が326万3000円、箱わなが28基、64万1000円、補助金としては大変ありがたいが、基本代金を換算して電気柵が１基７万6000円ということを換算しますと、約176基で1337万6000円、それから箱わなが28基、約１基で５万円として140万円、合計いたしますと1500万円ぐらいかかっているということです。被害を受ける１年間にむだな支出というふうに私は考えるわけです。大変な事態というふうに

思うわけです。

それから、３番目に、平成23年度鳥獣被害緊急総合対策事業の説明を聞きますと、今年度１年間のみと、大変簡単な助成だと思いませんか。１年間でイノシシや他の被害が撲滅するわけでもないし、ぜひ継続をお願いしたいと思っているわけです。

山鹿市における防護柵設置の要望ということで、33行政区として62件、農家戸数が401戸、受益者面積204ヘクタール、防護柵延長69キロと、大変多く設置の要望が上がっているわけではありませんか。防護柵延長69キロといいますと山鹿から熊本の折り返しの距離ということで換算するわけです。特に鹿北地区におきましては、21行政区から37件上がっており、被害の増大で要望が上がっていると思われます。今年、国から県への配分が２億7800万円、要望額の３分の１程度、しかも山鹿市の配分額が1713万7000円との通知があるということで、この金額を武雄市の防護柵の１メーター価格約530円としますと、３万2333メートルになります。約半分の距離にはなるかと私、換算するわけです。こういった防護柵を計画的に実施すれば一番いい方法だと思います。今後、市の助成と受益者負担を共用しながら、少しでも被害がなくなることを希望して、私の質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、稲葉議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

12番の日本共産党、原　徹です。

質問に入る前に、資料を準備しましたので議長に配付の許可をお願いします。

○議長（横手啓介君）

資料配付の要求があっていますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付させます。

［資料配付］

○12番（原　　徹君）

私は一般質問を３問いたします。

１問目に、人口減少に歯止めをかける定住促進対策について、市長に一問一答方式で質問いたします。この１問だけを一問一答方式で、あと２と３は一括で行います。

まず、資料１をご参照いただきたいと思います。

平成17年以降の山鹿市の人口の推移です。市民課から提供していただきました。

合併した当時の平成17年３月31日の人口は５万9459人でしたが、平成23年３月31日現在は５万6817人となっています。毎年平均440人余りが減り続け、６年間で2642人が減少しています。私は山鹿市の人口減少に憂慮しています。

福本議員と一緒に３月議会で太田黒議員が紹介されました甲佐町を視察しました。甲佐町は熊本市まで車で30分の位置にありますが、若者の人口減が著しく、高齢化が急速に進んでいたそうです。そこで町長は、今、かじを切らないと町の将来はなくなると、平成12年から若者の定住を図るための甲佐町定住促進要綱を制定し、各種の支援対策に取り組み、ついに平成22年度には、わずかですが人口増に転じさせたわけです。また、南関町も人口減に危機感を募らせ、本年度から若者の定住促進に工夫を凝らして、「南関町住んでよかったプロジェクト」と名づけて取り組みを開始しています。

資料２をご参照いただきたいと思います。甲佐町と南関町の子育て世代への支援対策をまとめたものです。もちろん山鹿市も十分やっているわけですけども、この特徴的なところを見ていただきたいと思います。甲佐町も南関町も、子どもの医療費無料化は中学３年生まで。現物給付のために窓口払いの心配は無用です。甲佐町は40歳未満世帯が町指定の団地に住宅を建設すると100万円の補助金が出ます。また、子育て支援住宅を用意して18歳未満の子どもがいた場合は、子どもの数によって5000円から１万円の家賃を減額しているわけです。子育てに優しいまちづくり、これに全力をかけて若者の定住を図っている様子がよくわかると思います。

そこで質問をします。１点目は、山鹿市の人口減少に歯止めをかけて市の活性化を図るために山鹿市も子育て世代を強力に支援する定住促進対策を図る必要があると思いますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

２点目、山鹿市も子育て支援に十分力を入れているということを承知の上で質問しますが、甲佐町、南関町では子どもの医療費助成の対象を中学３年生まで拡大して、地元での通院、入院は現物給付として窓口での医療費の支払いを不要としているわけです。この二つの医療費助成については、先の３月議会で私も取り上げましたけれども、市長からは受け入れてもらえませんでした。もう一度市長にお願いいたします。

この二つの助成制度は、子育て世代にとって切実な願いであり、定住促進対策の一つとして採用すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

答弁を求めて、１回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員のご質問にお答えいたします。

人口減少に歯止めをかける定住促進対策としましては、本市の定住自立圏共生ビジョンに基づき、市全体として定住のための暮らしに必要な諸機能を総体的に確保しながら、圏域の結びつきを強化しつつ、一体感のあるまちづくり、市民が将来にわたって安心して暮らすことができるよう取り組んでいくこととしています。共生ビジョンの重点施策の一つとしまして、子育て支援体制の充実を掲げており、すべての子どもたちが無限の可能性を秘めた、ふるさとやまがの宝である。この宝を市民みんなではぐくみ、光輝かせようという強い決意を持って、「子どもはやまがの宝だ宣言」をいたしました。子育て世代の支援を踏まえた定住促進ということについては、今後、財政状況や市民のニーズ等を十分勘案しながら、今以上に人が住む、住みやすい、住んでみたいという山鹿市をつくることが大事であると思います。特にこれからの次代を担う若者や子育て世代の方々が安心して喜んで子どもをしっかりと産み育てられるように、子育て環境の整備、児童育成の支援、相談体制の強化に取り組んでまいります。

次に、子ども医療費助成については、子育ての第一義的責任者としての責務を保護者の皆様に申請という形で果たしていただき、市は財源の確保等においてそれを支えていくことが重要であり、償還払い方式を継続したいと考えています。また、子ども医療費の助成対象を中学３年生までに拡大してはどうかということについては、昨年１月に小学校就学前の子どもから小学校卒業まで、その助成対象を拡大したばかりですので、当分の間はこのままでいきたいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

ただいまの市長の答弁は、促進対策に対して、これからどうするかという具体的なものが示されませんでした。山鹿市の人口減少が毎年続いている状況の中で、市長はまだ危機感を抱いておられないのではないかと思うわけです。日本全体の人口が減少していますので、山鹿市も減少している。このように捉えるわけですが、人

口が激減していく自治体に発展はない、このように思うわけです。行政にはいかに人口減少の幅を小さくし、いかに人口減少を遅らせるかという対策が課せられているのではないでしょうか。

子どもの医療費助成の改善については、今回も受け入れないという答弁でした。私は市長の答弁に対しまして２点から反論し、再質問を行います。

１点目です。現物給付をしない理由は、申請は子育ての第一義的責任者としての責務であるから。こういう答弁でした。確かに子育ての最高責任が保護者、親にあるということは言うまでもありません。なぜ市長がこの第一義的責任論を出してこられるのか。私は次の過去の答弁から酌み取ることができるわけです。市長は平成18年12月議会で、私の質問に対しましてこのように答えておられます。保護者が負担金を全く払わないと医療費に対する保護者としての自覚がなくなる。このように述べておられます。市長は、保護者の申請義務をなくして現物給付にしたら保護者としての責任感がなくなってしまうと考えておられるわけです。市民を信用されていないのではないでしょうか。既に多くの自治体が現物給付を実施していますが、市長の論理を借りれば、それらの自治体の保護者は、親として、保護者としての自覚を失っていることになるわけです。こんな論理は通用しません。もっと市民を信頼すべきではないでしょうか。確かに山鹿市には５万7000人近くの市民がいる中で、自覚のない、責任感のない保護者も存在すると思いますが、それはほんの一部であり、悪質な保護者には補助対象から除外するように条例で対応したらいいのではないでしょうか。山鹿市には山鹿市条例があります。国の法律と同等のものです。山鹿市行政はこの条例をもとに行われなければなりません。山鹿市子ども医療費助成に関する条例の第１条を見ますと、本条例は子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と育成のために、と条例の目的が明確に示されています。本条例は、子どもの病気を早期に発見し、早期に治療して重症にならないように、山鹿市が行政として子どもの健康を守っていく。こういう趣旨です。市長には当然、条例の目的を達成させる責務があると思います。

そこで質問します。償還払いの窓口払い方式を採るよりも、医療費の心配の要らない現物給付方式を採用した方が早期発見、早期治療を促進し、子どもの健康を守れると考えますが、市長はどのように判断されますか。

２点目です。市長は昨年度に引き続き、本年度も重点施策の一つに子育て支援対策の充実を掲げて、子どもと子育て家庭を社会総ぐるみで応援してまいりますと強調されました。さらには平成22年３月議会では、子どもはやまがの宝だ宣言をされました。教育と子育てが最もしやすいまちづくりを全力で取り組んでまいると、こう強調されたわけです。私も市長の重点施策と宝だ宣言には大賛成です。しかしな

がら、子育て家庭を社会総ぐるみで応援、最も子育てしやすいまちづくりを掲げながら、助成対象の拡大と現物給付の実施を拒否し続けるということは、市長の重点政策に反していると指摘せざるを得ません。市長は子育てを総ぐるみで応援するとの重点政策を掲げながら、これまでどおり改善もせず、窓口で一度支払って後で申請しなさい、申請しないと無料にしませんというのであれば、重点政策はかけ声だけに終わってしまう。このように思うわけです。小学校６年まででなくてもいいです。まずは病気が多発します就学前だけでも現物給付制度を開始することが、条例はもとより重点施策と子どもはやまがの宝だ宣言の実現に一歩近づくと思いますが、市長の見解を伺います。２回目終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の２回目の質問にお答えします。人口減少が非常に進んでいる、このことに危機感を持っていないのではないかというお話もあったわけですけど、毎年500名近くの人口が減っている。このことに大変な危機感を抱いておりますし、非常に胸を痛めているところです。そういった中で、定住自立圏構想やいろんな各種施策、企業誘致、農業振興、福祉等、いろんな分野で総合的に展開しながら、こういった状況を少しでも緩和していく。そういった取り組みをしているところです。総合的に展開しているということを申し上げておきたいと思います。

２番目に、早期発見、早期治療、そのことが現物給付、それと償還払いの中で違いがあるのではないかということですけども、基本的には小学校卒業までの期間、市が医療費を助成するという、そういった制度をつくっています。その点におきましては早期治療、早期発見、ともに同じような効果が出ているのではないか、恩恵があるのではないかというふうに私は思っています。

３番目に、医療費の現物給付の拒否あるいはまたその拡大等についての、拒否しているというお話をされましたけども、この医療費の助成拡大については、先般その拡大をしたばかりです。その辺はしっかりとご理解をいただきたいと思っておるわけです。

医療費の現物給付については、先ほども申し上げましたように、基本的に市としては子どもの医療費、小学校６年生まで１億1000万円程度の予算を組みながら用意している、対応している、助成している。そしてそれをまた利用していただいている。それぞれの地域の例等も出されたわけですけども、それぞれの自治体でやり方、方法はあると思いますし、またそれぞれの市の財政状況、規模等もありまして、や

はり違った面が出てくるだろうと思います。また、考え方もあろうと思います。山鹿市の場合は、先ほど申しましたような形で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

市長、きちんと答えていただきたかったのですが、私が質問したのは二つです。子どもの医療費助成に関する条例には、子どもの疾病の早期治療、これが目的だと。だから早期治療をするためには、窓口払いをするよりも、窓口払いなしの方が早期治療になるのではないかと、こうお尋ねしたわけです。それから２問目は、市長は子育て支援体制に対して、重点施策として掲げて、子育てが最もしやすいまちづくりをすると。そして子育て家庭を社会総ぐるみで応援していくんだと、このように言っておられるわけです。そうであるならば、一番私が言いたいのは、お金がないときに病院にさっと行けない、それをなくすために現物給付をして窓口払いなしをすれば、それがかえっていいのではないかと、病気を重くしなくていいのではないかと、こういう二つの質問をしたのですが、明確な答弁がなされませんでした。次の機会にお願いします。

３回目です。阿蘇市は平成22年度から、菊池市は平成23年度から中学３年生まで。お隣の和水町は既に高校まで無料化の対象者を拡大しています。同時に、地元の病院では現物給付で窓口払いの心配は無用となっています。こういった情報を耳にした山鹿市民は、なぜ山鹿市だけができないのか、議会は何をしているのか、山鹿も早く実施してほしい、こういった声が聞こえるわけです。これは当然のことではないでしょうか。周りがずっと進んでいって、山鹿だけそこが落ち込んでいたら、山鹿市民がそういう要求をしてくるのは当然のことです。子どもはやまがの宝だ宣言で、市長は、子育ては命のリレーであり、次世代の担い手づくりこそ輝かしい山鹿の未来を切り開くかぎだと、すばらしい表現、説得力のある感銘を覚えるような表現をされます。命のリレーである。

今のこの市長の命のリレーというのは、子どもの医療費無料化制度の原点です。幼い子どもの命を守る、こういうことからこの無料化が進められてきたのですが、

この考えと全く一致するわけです。私は以前、乳幼児医療費の無料化のルーツをこの議会で紹介したことがあります。今から50年前の1961年、初めて岩手県沢内村、現在の西和賀町で乳児医療費を無料にする村が現れたわけです。50年前です。豪雪地帯の貧しい山村で、地元にお医者さんがいない、また医療費の持ち合わせもないという、大変厳しい生活環境のもとでありました。乳児の死亡率が全国一高かった。そこで、当時の深澤晟雄村長が乳児の医療費を無料にして気軽に病院にかかれるように乳児の医療費無料化を決断したわけです。そうしますと、翌年には乳児死亡率ゼロ、これを達成したと、こういう実話です。昨年この実話は、「日本の青い空」という題で映画化されています。こういったことが契機となりまして、すべての乳児の命を人権という立場から行政が守るという運動が全国に広がって現在に至っています。今日では、子育て支援として乳児から高校まで対象が拡大されている自治体もあります。また「乳幼児」から「子ども」に名称も改正されています。本市でも乳幼児だったのが子どもの医療費というふうに名前を変えたわけです。お金がなくても気軽に医者に診てもらえる、全国の自治体で採用され、子育て支援対策として大きな役割を発揮しているわけです。

１点だけ、現物給付に絞って質問します。平成19年９月議会におきまして、3000余名の署名を添えた子どもの医療費の窓口払いなしを求める陳情書が提出され、議会は全会一致で２回目の採択決議をしました。それに対しまして中嶋市長は、議会の決議は重く受けとめる。今しばらく見極めて取り組むと、このように答弁されています。もうそれから４年が経過しました。もし今回も現物給付制度を受け入れないとするならば、それではどんな条件、どんな状況になったら現物給付制度を実施されますか。それとも永久に中嶋市長のときには、これはもう実施されませんか。市長の明解な答弁をお願いします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の３回目の質問にお答えします。

前回の質問のときに、答えがなっていないとか、答えていないという話もございました。お金がないときに行けないということですけども、先般も申し上げたかと思いますけども、お金がなくても医師法の中でそういった患者がお見えになったときには、必ずそれを診ると、それはちゃんと法律で決まっていますので、どうかお金がなくても大事な子どもたちの命です、しっかりと診ていただいて、そういった早期発見や早期治療が怠らないように、ぜひ取り組んでいただきたいと、そんな思

いがします。

それから、よその地域のいろんな施策、特に現物給付や医療費の拡大等について、お話があっているわけですけれども、先ほども申し上げましたように、それぞれの自治体の中で取り組みのあり方というのは非常に違いがあるという思いがします。山鹿市でもよその自治体に負けないようなたくさんの子育て支援策をやっています。

せっかくですので、事務方が用意していますので少し紹介させていただきたいと思います。

一番目には、ファミリーサポートセンター事業、病後児保育事業、子育て短期支援事業、保育料の一部減免など。また２番目には、不登校や家庭での養育上、問題のある児童や家庭からの相談、支援に答えるため平成22年度から家庭児童相談員を１名から２名にしたところです。３番目に、妊婦健診では14回の公費負担検診のほかに妊婦精密検査２回、出産後２カ月以内の産婦一般健康診査、乳児一般健康診査を１回余分に実施しています。４番目に、各種がん、胃、大腸、肺、子宮、乳がん、超音波検診においては、健康増進法では40歳以上が対象ですが、本市では19歳以上の全市民を対象として行っているところです。

そういったふうに、それぞれ違った方法の中で子育てや健康問題等にしっかりと取り組んでいる。そういうことを申し上げておきたいと思います。

現物支給についてどうかという話ですけど、その辺については現物給付をやるか、あるいはまた助成対象を拡大するかといった、そういった検討の中で先般、その助成対象拡大を先般したばかりです。そういったことで対処したところです。今の状態ではそれをさらに現物給付という形には、今の時点では考えていないということです。以上です。

○議長（横手啓介君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時57分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前11時08分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

３回終わりましたので質問はできませんけども、今の市長答弁についてちょっとコメントしておきたいと思います。

お金がなくても医師は法的に診療する責任があるので、病院に遠慮なくかかってほしい。社会総ぐるみで子育て支援をすると、また子育てが最もしやすいまちづくりに全力で取り組む。こういうことをおっしゃっている市長の答弁かなと私は思うわけです。同じようなことを先の３月議会、あるいは平成19年６月議会では治療費がないときは後払いでもいいではないかと、こんなことも言われておられますが、市長のこういった答弁は市民にとっては非常に私は冷淡であると思います。福祉の心を持ってほしい、弱い市民の立場に立ってほしい、こう願うわけです。

市長の答弁のような行動がとれないからお金がないと病院へ行くのをちゅうちょしてしまって、診療が遅れて病気を重くしてしまう。こういうのが出てくるわけです。子ども医療費助成に関する条例は、今のこのような不幸なことが起きないように、行政が支援することを定めたのではないでしょうか。今のような市長の答弁では社会総ぐるみの子育て応援や、最も子育てしやすいまちづくりなどを望むことはできないと思います。このままなら市長の重点施策や、子どもは宝だ宣言が単なるかけ声だけで、絵に描いたもちとなり、パフォーマンスで終わってしまうのではないかということを強く指摘しておきます。

絶対だめだということは答弁にありませんでした。検討しているという答弁もございましたので、ぜひ前向きな検討を期待して、この件の質問を終わります。

続きまして、２問目と３問目は一括して質問します。

山鹿市の防災対策についてです。このたびの東日本の未曾有の大震災と、福島の原発事故は、多くの犠牲者と損害を出しました。私は残念さと無念さが込み上げてまいりますし、同時に政府の対応の遅れにいら立ちを感じています。しかし、今回の災害は、私たちに貴重な教訓と示唆を与えてくれたのではないかと思います。既に本議会では、防災対策について５名の方が取り上げられましたので、私は学校施設の防災対策１点に絞って質問します。

大震災は学校の施設が、児童生徒の学習の場としてだけでなく、被災地住民の避難場所として大きな役割を果たすということを明らかにしました。したがって、学校施設の耐震状況を正確に調査し、避難所に適した建物にしておかなければならない、こう思うわけです。先日、県教育委員会が発表した学校施設の耐震改修状況では、山鹿市では耐震化率61.1％で、県下最下位です。なぜこういう結果になっているのか、また議会は何をしているのかと、市民から怒られそうです。なぜこういう結果になっているか、まずお尋ねします。同時に、市内26校の学校施設の耐震改修状況と今後の計画について、説明をお願いします。

３問目は、研究校指定事業についてです。まず、本質問に入る前に教育長に伺っておきたいと思います。植木町が合併して政令都市の熊本市となるために教職員の

人事異動も熊本市独自で行われるとのことです。そのために山鹿市在住の教職員で植木町から山鹿市に転入したい教師は５年間の猶予をもって異動させるとの説明を聞いています。

お尋ねします。山鹿市在住で植木地区の学校に勤務する教師の中で、山鹿市に転入したいと希望している教師はどのくらいいるのかお尋ねします。うわさでは一人もいなかったと聞いているのですが、事実でしょうか。質問の本題に関連しますので、答弁お願いします。

研究校指定事業について質問します。一般会計補正予算には、研究校指定事業として４種の研究内容で146万6000円が計上されています。かって県教育委員会は、余りにも教育現場が多忙でゆとりがないとの批判にこたえて研究指定校を激減させてきた経緯があります。ところが最近また、山鹿市内の研究指定校が増加したようにも見えるのですが、山鹿市内の研究指定校の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

原議員の山鹿市防災対策についての中の、小中学校の耐震改修状況と今後の計画について、ご答弁申し上げます。

小中学校の耐震化については、平成20年度から実施しています小学校の規模適正化を平成26年度までに計画する中で、学校規模適正化基本計画との整合性をとり、中学校施設の耐震補強から着手しているところです。これまでに菊鹿中学校と鹿本中学校を完了し、鹿北中学校の一部を補強しています。本年度は鶴城中学校と米野岳中学校の耐震補強を完了し、次年度以降、鹿北中学校の残りと山鹿中学校の耐震化を進め、平成26年度には中学校の耐震化を完了したいと考えています。なお、小学校についてＩＳ値0.3未満の施設としまして城北小学校校舎及び来民小学校と米野岳小学校の体育館の３棟がございますが、学校規模適正化を推進することにより、新たな施設として整備を目指しているところです。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

原議員の研究校指定事業についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず山鹿市居住教職員で植木地区校からの山鹿市転入希望者等について、ご説明を申し上げます。

平成22年度末におきまして、山鹿市に居住し植木町の学校へ勤務している教職員については、植木町には小学校が８校ございますが、ここには該当者が18人います。そのうち教諭は10人です。結果として年度末に管理職等の転入はございましたが、10人の教諭の山鹿市への転入はございませんでした。また、中学校は３校ございますが、この３校には該当者は22人います。そのうち教諭は14人です。結果として、年度末の山鹿市への転入は14人中８人ございました。中学校におきましては、教科で異動をさせますので管外からの転入等もありますので一概に植木町からの転入だけを考えることの難しさがございます。

次に、山鹿市内の小中学校における研究指定校の状況ですが、既に今年度の指定が決定しているものは、本議会の補正予算に計上しております４件だけです。また、この指定事業の内容については、10日の金曜日に太田黒議員の質疑にお答えする中でご説明したとおりです。今後、新たな指定の予定については、城北小学校は歯・口の健康づくり研究指定校として、県から指定の予定となっていますので、現在、その準備を進めています。なお、これまでの研究指定校数の結果を見ますと、先ほど議員からご説明がありましたように、以前は多いときで市内小中学校の16校が指定された時代もありましたが、年々と減少し、昨年度からは中学校の指定もなくなった状況です。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

学校施設の耐震改修について、２回目の質問です。菊鹿町の城北小学校の保護者の間では、城北小の校舎は危険校舎だ。地震がきたらニュージーランドで起こったように一気に校舎がつぶれてしまう。このままでは子どもたちの命が危ない、新しい校舎が建つまでは待てないので、プレハブ校舎を建ててもらおう。こんな声が広がり始めているそうです。先ほど説明がありましたように、ＩＳ値0.3未満の施設として城北小学校の校舎が上がっています。ＩＳ値0.3未満。どんな数値か知りませんけども、このように説明してあります。震度６強以上の地震で倒壊する危険性

が高いとされています。近々震度６強という地震が発生することは、なかなか想定できませんが、今回の東日本大震災と福島原発事故は、最悪の事態を想定して、災害に備えなければならないということを教えています。想定外などという理由はもう成り立たないわけです。ＩＳ値0.3未満の城北小学校校舎をどのように対処しようと考えておられるのか、答弁をお願いします。

次に、研究指定校についてです。教師が教育効果を上げるために、研修を積み、さらに研究を深めることは当然のことです。したがって、どこの学校でも校務に研究主任を置いて、校内での研究テーマを設けて実践を持ち寄り、毎週１回の割合で校内研修会が開かれているのが実態だと思います。また、この校内研修のほかに、県や文部科学省が研究指定校を設定して指定校をつくり、研究発表会を開かせています。私も以前、当時、文部省の研究指定校を３回ほど受けた経験がありますが、とにかく指定校になると超多忙になります。研究というよりも研究発表会のための準備が大変です。子どもたちとの遊ぶ時間、触れ合う時間が極端に少なくなり、自習時間もふえます。毎日仕事は持ち帰って、夜遅くまでしなければ追いつきません。こんな状況が続くわけです。したがって、現場の教師は一部の人、こういう言い方はいいかどうか知りませんけども、例えば早く管理職になりたい人以外を除くと、研究指定校になることを避けたいというのが本音ではないだろうかと思っているんです。ところが突然、ある日校長から、〇〇の研究指定校を受けたいという提案があります。そんなとき、どんなに反対しても校長の案が押し切られてしまうのが実態です。前教育長が雑談の中で嘆いておられたのを思い出します。学校を時々訪問するが、近ごろの先生たちはいつもパソコンとにらめっこしている。先生が子どもたちと遊んでいる姿をほとんど見なくなった。これではいけない、もっと教師は子どもと触れ合うことが大事だと。私も全く同感です。今回の研究校指定事業は、県の指定だそうですが、市内においての研究指定校の選定、県から持ってきて、例えばここに挙がっているのが三岳、大道、岳間、岩野が挙がっていますけれども、そういった選定はどのようにして行われるのか、ぜひ知りたいと思いますので、ご説明をお願いします。

〇議長（横手啓介君）

答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

〇教育部長（倉原謙治君）

２回目のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、城北小学校の校舎は鉄筋コンクリート３階建て、2034平方メートルです。ＩＳ値については各階層ごとに桁行き方向と梁間方向で算定がなされ、

城北小学校の場合は六つの数値が算定されているところです。その数値は0.28から0.88までばらつきがありまして、最低数値を採用して公表しているものです。教育委員会としましては、学校施設の老朽化対策をその目的の一つとする学校規模適正化事業に取り組んでおりまして、当然のことながら城北小学校もその計画の中にあります。城北小学校校舎のＩＳ値については、大きなものとして捉え、規模適正化計画で後期に位置づけられていたものを前期計画に前倒して取り組みを進めているところです。

また、地震に対する備えとして、学校において避難訓練等をお取り組みいただくのはもちろん、より避難しやすい学級配置や避難経路の確保など、できる限りの対策を講じていただくようお願いし、対応をいただいているところです。子どもたちの安全安心の確保のためにも、学校規模適正化事業にご理解をいただき、できるだけ早く新しい校舎で子どもたちが過ごすことができますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

原議員の研究校指定事業についての２回目のご質問、研究指定校の選定方法について、お答えいたします。

文部科学省いわゆる国及び県の研究指定においては、各教育事務所ごとに指定校の数が振り分けられ、各教育事務所、市町村の教育委員会、各学校の希望等で検討していく方法がございます。それともう一つ、実施要項等を各学校に送付し、教育事務所、市町村の教育委員会、各学校の希望等で検討する方法がございます。いずれにしましても、山鹿市教育委員会としましては、各学校の児童生徒の学力等の現状及び実態をしっかりと考慮し、各学校の活性化及び児童生徒の学力向上、健全育成を目指しまして、各学校の希望等をしっかりと聞いて検討を重ね、研究指定を行っています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

３回目。最後の質問です。

まず、学校耐震改修の問題についてです。目前に小学校の統廃合問題があって、極めて判断しづらいわけですが、城北小の場合、建設計画を後期から前期に前倒しすると、こういう答弁でした。しかし、それでも新校舎館完成までには３、４年は必要です。その間、現在の校舎で我慢しなさいというのも、これは大きな問題があると思います。保護者の方も容認できないのではないでしょうか。他にもＩＳ値0.3未満の施設として来民小学校体育館、米野岳小学校体育館を挙げられましたが、いずれも統廃合を控えているわけですけれども、学校での安心・安全は絶対に保障しなければなりません。そのためには最低限、危険と言われていますＩＳ値0.3未満を脱する小規模な耐震工事、こういうものができないかどうかを検討すべきではないかと思うわけです。

時間が足りませんので、これはまた総務文教委員会で一緒に論議をしたいと思いますので、答弁は要りません。

次に、研究校指定事業についてです。とにかく研究を中心にして、発表会に力を入れないでほしいと思うのです。発表のための準備というのが大変なわけです。

最後に教育長にお願いしておきたいと思います。私は若いころ、天草で教鞭をとっていました。そのころから先輩に、山鹿、当時は鹿本地区と言っていましたが、分かりやすいように山鹿を使わせていただきます。山鹿に転勤したら大変だぞと言われていました。もう40年前の話ですが、なぜ山鹿が敬遠されていたかと言いますと、山鹿地区の学校は以前、ちょうちん学校と言われ、職員室は夜の９時、10時になってもこうこうと照明がともっていました。したがって、山鹿地区への転入希望者は第１希望者はおらず、今は第５希望ぐらい書かせると思います。私が退職するときには、この山鹿に転入希望を出している人が第一希望はゼロ、第三か第四に希望した者が山鹿に来ていました。また山鹿出身の教師を大分知っておりますけれども、なかなか地元に帰ってきていません。山鹿出身でない私がやむなく山鹿に転入してきています。そして実際、山鹿に来てみますと、確かに研究指定校が多くて非常に形式的なことが多いわけです。何でもかんでもまとめる、一つの型に。そういうのを覚えています。とても窮屈でした。また毎年教育論文などを初め提出物も多すぎて、子どもと触れ合う時間を見つけるのが大変だったのを思い出します。一時は私も登校拒否寸前までいったことがあります。

先ほど、山鹿市在住で植木に勤務している教職員の中で、山鹿市転入が、校長、教頭は管理職ですからどこでも行かなければなりませんが、教諭には希望者がいたのかどうか、これを聞いたのですが、小学校10名中ゼロ、希望でなくて、来なかっ

た人が。中学校14名中８名という報告がありました。小学校に一人の転入者もいないということは、希望者がゼロというううわさは本当ではないかと思うようになっています。今でも山鹿地区への転入は、山鹿にいるよりも植木の方がいい、熊本市だからと、熊本市は非常に余裕があるのです。そういうことから、山鹿への転入がないのではないかと、こういうふうに想像しているところです。

そこで、教育長にお願いしたいわけです。山鹿市の教育のイメージは今でも超多忙、そして一つの型にはめ込みすぎるということだろうと思います。このイメージを変えて、もっと喜んで山鹿市内の学校を希望する教師がふえるように、ゆとりのある学校、そして自由に意見が言える学校、そういう学校づくりに努めていただきたい。そうしないと、教育長がよく口にされますけれども、優秀な教員は、どんな人が優秀か知りませんけども、優秀な教員は山鹿市に来なくなるのではないか。このように思います。最後に、教育長の見解を伺って、質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

○教育長（杉本作徳君）

原議員の３回目のご質問についてお答えいたします。

まず、研究指定については、学校全体で児童生徒の実態を把握し、子どもたちの学力向上や成長に向けて取り組むことになります。指定を受けるわけですので、ご苦労があることは否めません。しかしながら、子どもたちのために教職員が一体となって研究を進めることが大切なことだと考えております。その教職員の姿は、必ず子どもたちの成長に反映してくるものと考えております。

また、研究指定の中には学校応援団という形で地域のボランティアの方々の力をお借りして、学習や体験活動の支援をしていただくという指定もございます。例えば学習ボランティア、花いっぱいボランティア、環境ボランティア、草刈りボランティア、読み聞かせボランティアなど、地域の方に学校を応援していただく事業です。これにつきましては、学校の応援団をふやすわけですから、教師の多忙化解消のための教育実践と言えるかもしれません。

以上のように、研究指定校については、多少なり学校にご苦労をかけることも否めませんが、学校の活性化、先生方の組織力の活性化という点では、価値あるものと考えます。

原議員のお考えの、多忙化解消のための教育実践については、教育事務所、教育委員会、学校現場としっかり連携をとって、そして今後も精一杯努力をしてまいりたいと思います。

なお、植木町の小学校の先生方の異動がなかったという点については、いろいろ流れています。私たちもしっかりこの辺は検討していますが、予想の段階でしかできません。今後、その辺をしっかりと検討し、魅力ある山鹿市の教育実践ができるように努めてまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、藤原　弘議員の発言を許します。

藤原議員。

［25番　藤原　弘君　登壇］

○25番（藤原　弘君）

25番議員の藤原弘でございます。今回、一般質問を２問させていただきます。

その前に、本日の議会の冒頭、中嶋市長の方から、焼却施設の建設に向けて、今後検討を進めていくという意思表明があったわけでございます。新しい焼却施設をつくるにしましても、７、８年の年月がかかるわけです。その間、大変だと思います。それから、生ごみ処理化の施設等をつくるという、その中間施設もこれから重要性が増してくると思います。執行部におかれましては、十分な検討をされまして、この結論を早急に出していただきたいと思います。

それでは、ごみ問題について３点ほどお伺いしたいと思います。まず最初に、ごみ収集所の整備と維持管理について、お伺いいたしたいと思います。

現在、市内の可燃ごみ収集所や資源ごみ収集所を見るとき、しっかりと整備されたところ、また遅れたところ等、それぞれの自治会によってまちまちです。また、雨の中、傘を差しながらの分別カゴへの投入は高齢者にとってはもちろん、若い人にとっても至難のわざです。このような中で、雨天対策など収集所の整備を図ることは、市の責務であると思います。

そこで、これらに対してごみ収集所の整備や維持管理のための区に対する補助金の考えをお尋ねします。お隣の、今は熊本市ですが、植木町では可燃物収集所整備に対して要した費用の２分の１、上限５万円の補助を行っています。そしてまた、独自の予算で、これは市全体での400万円ですけれども、その地区から出される資源ごみのコンテナ数に応じて、その地区に助成金を交付しています。そのことによって、住民の資源ごみ分別に対する意識向上を図っておられます。山鹿市におかれましても、今後、生ごみの分別収集も取り組まなければならない中で、衛生面、景観面を考えるとき、収集所の整備は不可欠だと思います。お考えをお伺いします。

次に、市から各家庭に配布されるチラシ等についてお伺いします。毎月配布されます広報やまがについては、広報担当の方のご努力によって、市民にとって大事な

情報を発信していただいておりますことに対して、感謝申し上げます。ただ、付属して配布されますチラシが、ときには10枚以上超えることがあります。読み終わったらこれらはすべてごみとなります。それらの情報も広報紙の中に掲載できないものでしょうか。中国の故事に、まず隗より始めよという言葉があります。率先して行政みずからが身近なところからごみの減量化に努めるべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

３点目に、３月議会で原議員からも質問があっていましたが、さまざまな理由で収集日にごみを出せない人に対しての利便性を図る必要があると思います。現在、各地区ごとに収集を行っていますが、指定日に可燃ごみ、資源ごみを出せない人のために、旧市町単位での広範囲での中の収集場所の設置が必要ではないでしょうか。今、山鹿市には遊休資産等もございます。これらを活用して、いつでもごみを持ち込める場所を設置すれば、収集の効率化を図ることにもつながるし、また不法投棄等の防止につながると思いますが、お考えをお伺いします。

次に、市道管理についてお伺いします。現在、市道の除草作業については、その多くが年数回行われる各集落の公役や、隣接する土地所有者の草刈り作業に頼っている部分が多いと思います。山鹿市は、中山間地ということで、市道部分ののり部分が傾斜がきつかったり、高いところでは３メートルを超えるような場所もございます。そしてまた近年、住民の高齢化等によりまして、こういう場所での作業が非常に困難になってきていますし、また危険を伴っています。そしてまた、人手も足りなくなっているのが現状だと思います。

県においては昨年度、県道ののり面をコンクリート張りすることによって、除草作業の軽減を図っておられます。市道においても、危険箇所等を調査され、こういう工法が取れないものか、お伺いします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。古荘環境部長。

［首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

藤原議員のごみに関する一般質問の１点目、ごみ収集所の整備や維持管理のための区に対する補助金の考え方について、お答えいたします。

ごみ収集所につきましては、市内に燃えるごみの収集所が781カ所、資源ごみの収集箇所が356カ所ございますが、各自治会等において自己負担で収集場所を確保し、またその維持管理についても設置者にお任せしているところです。

議員ご指摘のとおり、他の自治体におきましては、収集所の整備や収集所の管理運営について、補助金もしくは助成金制度を設けている事例もございます。市のご

み処理については、行政と市民、事業者等のごみ排出者が協同で取り組むべき事柄であり、おのおのができる範囲でご負担いただき、適切なごみ処理に取り組むことにより、市が目指す資源循環型社会の構築、ごみ減量化の実現につながるものと考えております。しかしながら、可能な限りごみを燃やさない、減量化、資源化を徹底して取り組んでいくためには、ごみ分別の指導や収集所での立ち会いなど、市民の皆様にご協力いただかねばならないところも多く、負担感があることも事実と捉えております。今後、他の自治体の状況等調査、検討しながら、最良の方法を考えてまいりたいと思います。

２点目の、市から各家庭に配布されるチラシ等についてお答えします。議員ご指摘のとおり、最近、嘱託員の方から封筒やチラシ等の配布物が多いとのご指摘があっています。このことは地方分権社会の推進により、各自治体が独自の事業を行えるようになったこと、また市町村合併によりこれまで各市町のみに配布されていたチラシ等の情報を、全市民に伝えるようになったことも原因と考えられます。これらの情報は、住民にとって大切なものであり、早急に削減することは困難だと考えておりますが、経費削減とごみ減量化のために、庁内における使用封筒の減量化やチラシを含む効率ある広報に取り組んでまいります。

続きまして３点目、収集所にごみを出せない人の対策について、お答えします。議員ご指摘のとおり、自治会に未加入であったり、勤務形態や高齢などの理由により、決められた日時に収集所へ搬出できない方への対策を早急に検討しております。本年度は、家族の中でごみを搬出できる方がいない高齢者のみの世帯や、障害者のみの世帯を対象に、戸別訪問により収集を行うとともに、安否の確認も行えるような、高齢者等戸別回収支援サービスを関係機関と連携し、実験的に実施する予定にしております。また今後、資源ごみを対象とした収集所の常設や、休日収集所の開設など、検討していく必要があると考えております。以上、答弁とします。

○議長（横手啓介君）

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

藤原議員の一般質問の２問目、道路管理の除草対策による作業軽減について、お答えします。

山鹿市が管理しております市道は、平成23年３月末現在で1613路線、総延長は約1017キロに達し、市全域を網羅しています。これらの市道の除草については、各地域でのボランティアや、各地域、業者に委託して実施していますが、地域によっては高齢化によりまして作業が困難なところもございます。今後10年、20年後を考え

るとさらに高齢化が進み、各地域での除草が困難になってくると思われます。県道においては、のり面をコンクリートで張って除草委託を軽減しているところですが、市道においては管理する路線が多く、延長が長いため、まずは交通量が多く、除草作業が危険な幹線道路や準幹線道路から県道と同じようにのり面をコンクリートで張って、除草作業の軽減を図りたいと考えています。ただし、余りコンクリート施工しますと、歩行者、特に子どもたちが歩いて来る場合については、非常に危険になる場合がございますので、その辺も十分考慮していきたいと考えています。

以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

藤原議員、了解ですか。

○25番（藤原　弘君）

議長。

○議長（横手啓介君）

藤原議員。

［25番　藤原　弘君　登壇］

○25番（藤原　弘君）

ごみ問題に対しましては、市民の間にもそれぞれ温度差があるのは事実だと思います。そういう方々に対しての啓発も含めて、市が掲げます資源循環型社会の構築に向けて、今後も一層努力していただきたいと思います。建設部の方からは前向きな答弁をいただきました。本当に現状は厳しいものがあるし、今後もその厳しさはますます増すと思いますので、建設部の方で調査また対応をしっかりしていただくことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、藤原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時51分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。

芹川議員。

［８番　芹川正美君　登壇］

○８番（芹川正美君）

残り３名になりましたけれども、しばらく時間をいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、２問、一括でお尋ねいたします。８番議員、みらい山鹿、芹川正美です。

１問目、指定管理者制度移行後の現況について、お尋ねいたします。

１点目、指定管理者制度の導入後におきまして、事故または不評のお話も耳にいたします。現在の状況、また再度になりますが審査基準、審査方法、公募施設の数などをお尋ねいたします。

２点目、水辺プラザかもとほか、本年度が公募に向けた準備期間となる施設もあると思いますが、仮に指定管理者の変更があった場合、出荷協議会などの組織の位置づけ、運営など、出荷者に対して支障を来さないか、心配するところです。先日、森川議員から地産地消の推進についてお尋ねがありました。その答弁の中で、各物産館の出荷数も1700人を超え、売上も伸びているとの報告がありました。そのような中で、大企業などの参入によって出荷協議会などの組織が壊れるのではないかとの声も聞かれます。心配するところです。今後スムーズな移行を行うために、どのような考えを持っておられるか、お伺いをします。

２問目に移らせていただきます。学校規模適正化基本計画の進捗状況についてお尋ねをします。小学校の再編については前期の着手部分、山鹿小、川辺小の再編、また鹿北地区の３小学校統合計画など、全員協議会などの説明により大体の状況は心得ているつもりですが、前期二次分、菊鹿地区の３小学校、鹿央地区については状況が分かりません。特に後期計画になっています我が鹿本地区においては状況が分かりません。先ほど原議員の質問にありましたように、来民小の体育館の雨漏り、あるいは小学校低学年保護者の方々が心配されることなど、耳にするところです。後期計画は、合併特例債も終わる時期になりますので、取り組みについてお尋ねをいたします。以上、２問、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

一般質問の１問目、指定管理者制度移行後の現況についてお答えいたします。

ご承知のとおり、本市においても平成18年４月から指定管理者制度の導入を行っているところです。また、平成21年４月から第三セクターが管理します施設等につきましても、制度運用指針に基づき、原則公募制による導入を行い、平成23年４月１日現在、公募で24施設、非公募により22施設の合計46施設に導入を行っているところです。なお、第２期の公募については、公告と広報やまがや市のホームページ

への掲載などを通して、広く公募を行い、申請者から提出されました書類について、所管課で一次審査を実施しております。

質問の１点目、審査基準及び審査方法のうち、まず審査基準については、一つ、住民の平等な利用を確保すること。二つ、当該公の施設の効用を最大限に発揮させること。三つ、管理に係る経費の縮減が図られること。四つ、管理を安定して行うために必要な人的能力及び財政的基礎を有していること、を選定項目としています。

次に、選定方法については、指定管理候補者選定委員会を開催し、各委員が所管課で作成されました審査表に基づき審査を行い、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の候補者として決定しているところです。なお、この選定委員会については、公募制の導入に合わせ、外部から二人の学識経験者を委員に委嘱し、審査の透明性、公平性、専門性の確保に努めています。また、平成21年度に公募等により制度の導入を行ったこれらの施設等は、本年度が第３期の公募に向けた準備期間となりますので、さらなる住民サービスの向上、行政コストの縮減に努めながら、スムーズな移行を図ってまいります。

次に、２点目にお尋ねの、仮に指定管理者の変更があった場合、現在の出荷者に支障が及ぶのではないかというご心配ですが、指定管理者の公募に際しての仕様書の中で、現在の出荷協議会から出荷された農産物を初め、市内農産物等の取り扱いを基本とすることを２回目同様、明文化する方針です。これは水辺プラザかもとを含む四つの物産館共通の仕様です。これに基づき管理運営がなされますので、現在の出荷体制が変わることはございません。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

芹川議員の一般質問の２問目、学校規模適正化基本計画の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

学校規模適正化事業については、平成20年度から平成26年度までを第一次計画として取り組んでいるところです。これまでの経過としまして、前期計画である山鹿小学校と川辺小学校の再編については、今年度より校舎等の建設に着手する予定です。また、鹿北地区３小学校については、地域の合意形成に基づき、校舎建設に向けた基本設計及び実施設計に取り組んでいるところで、いずれも平成25年４月の統合を目指し事業を進めているところです。また、菊鹿地区３小学校及び米田小を含めた鹿央地区については、統合の時期と場所について、平成21年度から嘱託員会議や地域審議会、分館長会議等での説明や、各小学校保護者との意見交換等を重ねて

きており、いずれの地区も今年度の早い時期に建設場所も含めた統合の合意がいただけるように取り組んでいるところです。

また、鹿本地区３小学校の再編については、これまで地域での具体的な説明は行っておりませんが、嘱託員会や地域審議会、保護者の方への規模適正化及び再編に関する基本的な方針等を説明してきたところです。今後においては、前期計画の進捗状況を踏まえ、教育委員会として提案する統合校の位置や統合までのスケジュール等の具体的な説明や、それに対する意見交換等を行い、計画期間内の着手を目指していきたいと考えているところです。以上、ご答弁します。

○議長（横手啓介君）

芹川議員、了解ですか。

○８番（芹川正美君）

終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、芹川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

19番、温もりの会、川野です。先日通告していました３問について、一問一答方式で質問します。

まず１問目、防災対策について質問します。東北大震災を受けて全国的に防災意識が高まっております。本市においても例外なく高まっており、一般質問に関しましても私を含めて６名の方が質問されています。今回私も防災について５点質問しますが、他の議員とかぶっているところは省いてもらっても構いませんので、よろしくお願いします。

１点目、今回の東日本大震災を受けて、本市の防災計画に変更はないかという質問ですが、これは金曜日に太田黒議員、北原議員の質問とほとんど同じですので、大部分は答弁は要りません。その中で、ただ一つだけ、住民基本台帳等も含めた大事なデータをいかにして守っていくかについて質問します。一応答弁はあっていますが、再度もう少し具体的にお尋ねします。震災や事故等があったとき、バックアップデータをどのように取り扱うのか、保管先も含めてお尋ねします。

次に２点目、避難所への誘導サイン計画についてお尋ねします。これも金曜日に冨丸議員が質問されましたが、私の質問は、普段の生活の中で避難所の場所が常に目につくようなサイン、常に市民の潜在意識にすり込むようなサインを研究して計

画を立てて設置していただきたいということです。以前聞いたことがあるのですが、看板の設置には人の習性というものを理解して設置すると、その効果が倍増するということです。単に方向と施設名を書いただけの看板を設置するというのではなく、いざというときに自然とそちらに足がむくように人間の心理も計算されたサインを検討・研究して設置していただきたいと思います。そういうことを研究し、設置している自治体があったことを以前見たことがあります。これから本市全体のサイン計画を体系的に整備する必要があるのならば、研究するだけの価値があると思いますので、今回質問しました。

次に３点目、防災意識が高まっている今の時期に、市民挙げての防災訓練を実施してみたらどうかという質問です。３月11日以前は、こういう発想は全くなかったのですが、なかったというか、実施しようとしても市民の多くの参加は望めなかったと思います。しかし、今の現状を見てみますと、市民の防災意識や不安は高まっています。今、市民参加の防災訓練をすることで、多くの市民が参加してくれるのではないかと思います。本市の考えとしては、市民の自主防災組織をつくり上げてからとの答弁があっておりましたが、市民の防災意識が高い今が市民を挙げての防災訓練をするよい機会だと思っています。ぜひ検討してもらいたいと思います。

次に４点目、放射線の測定についてお尋ねいたします。不安をあおるつもりではありませんが、福島原発の水素爆発では放射線が中国、韓国まで飛来したと聞きました。そうなると当然、本市にも飛来していると思いますが、市としては放射線測定をしているのでしょうか。特に小中学校の校庭やプール等は独自に測定した方がいいと思います。これは安心のためです。多分、問題のない数値になると思いますが、放射線の影響を最も受けやすいのは子どもたちです。子どもたちが保護者が安心して生活するためにも、個別に測定してもらいたいと思っています。

次に５点目、本市では防災無線の設置事業が計画されています。東北大震災では多くの施設が使えなくなりました。津波の原因によるものが多かったと思いますが、その仕様、設置基準についての変更点などはないのでしょうか。また問題はないのでしょうか。特に停電時の対応はどうなっているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

防災対策についてのご質問の１点目、東日本大震災を受けての本市の防災計画の変更について、ご答弁いたします。

北原議員の一般質問への答弁でご説明しましたとおり、住民基本情報データについては毎日バックアップ処理を行い、情報企画課内の耐火金庫で保管している状況です。なお、近年における国内での大規模災害の発生を受けて、遠隔地などでのバックアップデータ保管など、データ消失対策について全国の自治体で検討されているところです。本市におきましても、データの分散管理の必要性を認識しているところではございますが、個人情報を含む重要なデータであることから、情報の漏えい対策には細心の対策が求められるため、保管地域や保管施設の選定、また保管先までの移送手段等について、明確な基準を設ける必要があります。このようなことから、これらの問題について十分な対応策を検討しながら慎重に進めてまいりたいと考えます。

ご質問の２点目、避難所までの誘導サイン計画についてご答弁いたします。避難所については、市内247施設を指定しているところですが、そのうち小中学校などの主要な施設のみへの設置としましても60カ所近くの施設があり、大規模な事業量になります。冨丸議員へご答弁申し上げましたとおり、全世帯に配布しております防災マップ等により再度ご家庭や地区の会合の席等でご確認いただくよう、啓発に努めたいと考えます。まずは主要な避難所への表示について、施設管理者と協議していくことが優先ではないかと考えております。

次に、ご質問の３点目です。市民参加型の防災訓練の実施についてですが、防災意識の高揚と防災意識の習得を図るために、防災訓練は有効な手段です。本市におきましては、近年、市民参加型の防災訓練は実施していませんが、本年度は消防署など関係機関と連携した図上訓練を計画しているところです。市民参加の訓練の必要性については、十分認識をしているところではございますが、訓練への市民の参加率の向上を含め、より効果的な訓練とするためには、まずは防災活動の基本となる自主防災組織の結成を進めるなど、足元の強化を図ることが必要であると考えます。今後、市民参加型の訓練の実施を前提とした実働訓練の導入についても、県の防災訓練アドバイザー派遣事業の活用なども考えていきたいと思っています。

次に、質問の４点目です。本市での放射能測定状況についてですが、放射線測定については、従来から全国の都道府県で実施されていましたが、今回の原発事故によりさらに強化されているところです。熊本県でも宇土市にあります保健環境科学研究所におきまして、環境中の放射線量や水道水、ちり、雨などについて毎日測定が行われておりますことから、本市独自の測定は行っていません。なお、今回の震災後におきましても、近隣県を含め、異常は認められておりませんことから、今後、研究所の測定結果を注視していきたいと考えます。

最後に、ご質問の５点目です。防災無線施設整備事業に係る仕様の見直しについ

てご答弁いたします。ご承知のとおり、本年度より防災行政無線施設の未整備地区への拡張整備に着手することとしており、現在、工事発注に向けた準備を進めているところです。防災行政無線については、その名の通り、防災用として開発されたものであり、その仕様は総務省が定めた基準、最大風速60メーター以上、十分な耐震構造がございます。また、停電時のバックアップ機能として親局や中継局への自家発電設備の設置のほか、放送設備についても停電後72時間は放送可能な蓄電池を装備した仕様としています。本市におきましてもその基準に準拠した仕様書と設計図書により発注しますことから、今回、特に仕様の見直しは考えていないところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

災害時のデータ喪失対策についてですけども、毎日バックアップ処理を行い、耐火金庫で保管しているということですけども、そのビルごと崩壊し、消失してしまえば、だめになる可能性もあると思います。現在のコンピューターや情報技術の進化はすさまじく、従来の考えや価値観では考えられなかったことが実用化されつつあります。例えば、クラウドという技術です。ここで難しい話をしても仕方がありませんので、これ以上は言いませんけども、データをすべて目の前に置いていくことだけが安全だとは限りません。答弁は要りませんが、その点、十分ご検討いただきたいと思います。

それでは、２回目の質問をします。３点目の市民参加型防災訓練の実施についての答弁では、防災訓練よりまずは自主防災組織を充実させることが先であるという答弁でした。最近、ちまたのうわさでは、ジュセリーノダルースという、東北大地震を予言した人が、次は６月26日に九州の熊本に地震が来ると言っているとの話が広まっています。別にそれを信じて皆さんをあおるつもりは全くありません。しかし、結構いろんなところからそういう話が聞こえてきますので、実際不安に思っている人も多くいるのではないかと感じています。市民挙げての防災訓練をするのは、今がいい機会だと思います。やってみることで、足りなかった点や組織のあり方も現実に近いものが見えてくるのではないでしょうか。もし訓練が余りうまくいかな

かったとしても、そのこと自体が成果となって次につなぐことができると思います。いかがでしょうか。再度、考えをお聞きしたいと思います。

次に、４点目の放射線について、再度質問します。宇土市で毎日測定しているから問題がない、との答弁でした。原発事故の後、官房長官が人体に影響のない数値ですとか、レントゲンを受けるより少ないですというようなことを言って、国民を安心させるようにしていますが、それを聞く方がかえって不安になっています。本市の答弁も、宇土市で毎日測定しているから問題ないとの答弁では、全然納得がいきません。せめてどういう方法で測定し、その結果、何マイクロシーベルトでしたぐらいの答弁はしていただきたいと思います。ただ、国が言っている年間20ミリシーベルトという数字から考えると、恐らく熊本県の数値は全く問題にならない数値だと思いますが、しかし、そもそも20ミリシーベルト以内であれば安全であるなどとはだれも補償できないことです。問題かどうか判断するのは個人でするべきことだと思っています。先日テレビで小さい子どもを持ったお母さんがガイガーカウンターを購入し、子どもが生活し、遊ぶエリアの放射線を測定している場面の放送がありました。国の発表と自治体の発表の数値が余りに違うので、不安になっての行動であったようです。そしてその結果を見た人は、その数値の高さにみんな驚いたと思います。同じようなところでも、土や草の上では発表されている数値の何倍もありました。やはり実際に測定するということがいかに大事か、実感しました。その番組では、ガイガーカウンターのレンタルをしているところも紹介していました。１日１万円だそうです。そのガイガーカウンターでどこまで正確な数値が測れるのか、放射線の種類がいろいろありますが、どの放射線まで測定できるか分かりません。しかし、安全という安心感を得るためには、特に放射線の影響を受けやすいと言われている子どもたちです、子どもは宝だと言っている本市中学校の校庭とプールぐらいは測定したいと思いませんか。再度お尋ねします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

防災対策についての２回目のご質問について答弁申し上げます。

市民参加型の防災訓練の実施については、先ほども答弁しましたとおり、自主防災組織の設立を進めることや、既に設立されている地域については、その組織の強化に努め、地域住民の防災への機運を高めた上で防災訓練への住民の参加を促していきたいと思っています。

また、２点目の放射線測定の頻度や結果の公表状況については、各都道府県で毎日１時間単位での測定を実施しており、またその結果については、文部科学省のホームページに環境放射能水準結果として随時更新の上、公表されているところです。熊本県の結果としましては、過去の平常値の0.021マイクロシーベルトから0.067マイクロシーベルトの範囲に収まっております。市内の小中学校などにおけます測定については、その数値を参考として対応していきたいと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

放射線測定結果は場所によって大きく違うということは分かっていることですし、既存の公共機関の測定方法は全世界の原爆実験の影響を測定するために設置された施設であり、測定場所も地上20メートルとか７メートルとかの場所が多く、人体に影響のある１メートルぐらいのところを図っているところは少ないと聞いています。そういうことで、公表されている数値をそのまま信用するのには不安があります。国からの指示があっているのかどうかは知りませんが、行政全体が放射線の値を明確に公表していないのは問題だと思います。そういうことで、宇土市のデータをそのまま信じることに不安を感じています。あとは皆さんがどう思うかということだと思います。答弁は要りません。

それでは２問目に入ります。光ブロードバンドについて質問します。昨年12月の一般質問で、市長の方からは光はインフラだと思っている、本市でも普及に努めたいとの答弁をいただいていますので、この事業は順調に進んでいると思っています。また、ある程度優先施策だと思っています。

そこで、今までの進捗状況と、それを推進していく上での課題、その対策をお聞きしたいと思います。また、この事業が市民にとってどれくらい大事な事業なのか、私たち議員や市民の皆さんに知ってもらう、理解してもらうということは予算を立てて執行する行政の立場としては大事なことだと思います。なかなか市民に理解してもらうことは難しいと感じているかもしれませんが、事あるごとに啓蒙していくことが大事ではないでしょうか。市の考え、思いを述べていただきたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

川野議員の一般質問の２点目、光ブロードバンドについてお答えいたします。昨年12月定例会で、川野議員のご質問にお答えしましたとおり、光ブロードバンド事業の推進については、本市全域の通信基盤の均衡を図ります地域情報格差の是正、並びに定住自立圏構想の実現のために行うものです。現在、事務レベルでの協議を行うべく、資料の取りまとめと、関連します情報の収集に努めているところです。生活の利便性を高め、そして豊かな地域づくりを追求するために、超高速通信としてインターネットを最も快適に利用できる光ブロードバンドでの環境は、今後の市民生活に欠かすことのできない情報基盤となっていくと考えております。携帯電話不感地帯や、テレビ難視聴地域の解消にも役立ち、行政手続きのオンライン申請の利用、消費拡大の誘導、産業及び雇用の活性化、医療福祉方面への寄与など、市民生活の安心安全を実現するためのインフラとして期待しているところです。また、過疎化の抑制には直接的には作用はいたしませんが、すべての市民が生まれ育った山鹿への定住を希望され、生産年齢人口の減少に歯止めがかかればという期待も持っています。本年３月11日に発生しました未曾有の災害であります東日本大震災について、出版社等で行われましたアンケート結果を参考にいたしますと、震災直後に被災者の方々がその情報源として利用されたものはテレビ、パソコン用のニュースサイト、携帯電話のワンセグ、ラジオ、そしてツイッターとあります。また、安否確認用としてグーグルなどから消息情報サイトが緊急に開設されましたが、互いの連絡手段として利用された通信方法は、携帯電話とＰＨＳのメール機能、次いで同機器の通話機能、固定電話、そしてパソコンによるメールとありました。このように、災害時には複数の通信手段が利用されています。光ブロードバンドの整備は、いろいろな通信手段を支えるためのインフラとして、すなわち情報通信システムに不可欠な重層化としての役割を担うものです。今回の震災では、インターネットのホームページやツイッター、フェイスブックなど、ユーザー同士が互いの情報を交換して利用しあうソーシャルメディアが情報を収集し、また伝達する上で非常に大きな役割を果たしました。しかし一方では、これらのメディアは情報技術を使いこなす能力の高い人、すなわちＩＴリテラシーの高いユーザーに多く利用されたことも事実です。このことは計画しています光ブロードバンドによるインフラ整備を市民生活にフルに利活用していただくためには、市民のＩＴリテラシーの向上が不可欠であり、取り組んでいかなければならないテーマであると認識をしています。こ

のように、現在、社会資本整備の一環として情報通信分野の役割を担うため、冒頭で申し上げましたとおり、資料の取りまとめと関連情報の収集を行っているところです。計画推進に際しましては、光の道構想など国が進める成長戦略の行方や、携帯電話、スマートフォンのような携帯情報端末の著しい発展、そして普及など、今後新たな情報通信サービスの展開も気にかかるところから、通信事業者の動向並びに通信事業の最新の状況等の把握に努め、事業実施に向けての整理を行っているところです。なお、具体的な施工方法については、民設民営を基本と考えておりますが、より有利な条件を収集するため、他市町村、国の動きについても注視をしているところです。以上、ご答弁とします。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

光ブロードバンドについては、何度もしつこいように質問しておりますけども、それだけ期待していることのあらわれですので、これからもしっかりお願いしたいと思います。

次に、３問目のごみ問題について質問いたします。３月議会で質問したときに、中間処理施設はごみを燃やすことも含めて考えるとの答弁をいただきました。今回、多くの議員がごみ問題について質問され、その件についても答弁があっていますが、私も前回の質問の流れ上、お聞きしたいと思い、質問いたしました。しかし本日、市長から、中間処理施設は焼却施設が望ましいということを言われましたので、今回私の質問に関しての答弁は要りません。しかし、それを実行するためには超えなければならないハードルがたくさんあります。温もりの会では、ごみの問題を市の抱える大きな課題として取り組んでいます。あとは温もりの会の永田紘二議員に引き継ぎたいと思いますので、これで私の一般質問は終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

17番議員の温もりの会、永田紘二です。発言通告に基づきまして、可燃ごみの処理についてお伺いをしていきたいと思います。一問一答にてお願いを申し上げます。

しっかり考えてきましたけれども、朝から、私の求める最終ラウンドを市長の方から答弁がありまして、非常に質問がやりにくくなったわけでありますけれども、今まで、今議会もそうであります、今までもごみの処理については大変議員の皆さん方から提案があっておりましたし、市民の皆さん方も再利用、減量化、資源化のために一生懸命分別に取り組んで協力をしていただきました。しかし、どうしても燃やさざるを得ないごみ、可燃ごみの中でもどうしても燃やさざるを得ないごみ、それから生ごみとして処理をせざるを得ないごみは発生するわけでして、クリーンセンターは使用期限が切れた後の処理方法、それから対策等についてお伺いをしていきたいと思います。若干皆さん方との重複があるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思います。

まず１点目です。燃やすごみの処理方法について、お伺いをします。先ほど川野議員の質問にもありましたけれども、３月議会において、また今議会においても可能な限り資源化する中間処理施設を検討すると答弁をされてまいりました。現在、どのように検討されているのか、またクリーンセンター使用期限の切れる平成25年３月までに新たな中間処理施設の建設が間に合わないと思いますが、具体的な対策について、まず一つ、可能な限り資源化する中間処理施設を検討するとされてきましたが、現在、どのような状況で検討をされていますか。２点目、平成25年４月から燃やすごみの処理について検討するとされてきましたが、具体的な検討結果はどうなっているでしょうか。以上、お伺いをしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

永田議員の一般質問の１点目、中間処理施設についての検討状況につきましては、冨丸議員のご質問にもお答えしましたとおり、これまで山鹿植木広域行政事務組合と協議を重ね、可能な限りごみを燃やさない、資源化できる新たな中間処理について検討してきたところです。その方策として、生ごみ等の分別収集などにさらなる資源化の徹底によるごみの減量化を図り、排出された燃やすごみの中から、資源ごみの選別を行う施設と体制の整備等どが有効な施策だと考えております。特に生ごみの資源化については、関係部署と連携を取りながら、具体的な方法、手段について検討を進めているところです。また、将来にわたり減量化、資源化を徹底した結

果、どうしても残ってしまうごみについては、今後、中間処理施設として焼却施設の建設に向け検討を行ってまいります。

続きまして、２点目、新たな中間処理施設が整備されるまでの間の燃やすごみの処理についてお答えいたします。新たな中間処理施設が整備されるまでの間は、山鹿市が直接利用できる施設がないことから、外部の施設に燃やすごみの処理を委託することを検討しております。委託可能な施設としましては、熊本県下に幾つかの施設が想定されます。搬入の方法としましては、収集したごみを一旦市内の中継施設に集めまして、外部施設に搬入する方法が考えられます。しかし、新たな処理施設が完成するまでの間、外部施設へ処理を委託する場合の課題としましては処理経費の増大が予想されます。以上、答弁いたします。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

２回目の質問を行います。新たな中間処理施設ができるまでの間、燃やすごみの外部委託の検討をしているとの答弁がございました。必要な経費等、具体的に計算されているかどうかをお伺いしたいと思います。

まず１点目は、外部委託する場合の経費の試算についてお伺いをします。２点目は、生ごみの資源化について、具体的にという表現がありましたので、どういう方法を考えておられるのかをお伺いしたいと思います。２回目を終わります。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

永田議員の２回目の１点目、外部委託をする場合の経費の試算についてお答えいたします。

まず、試算を行う場合の前提条件としましては、平成25年度以降における山鹿市の処理すべき燃やすごみの量を現在の約１万2000トンから約5600トンに減量化が可能と想定しております。これは昨年度実施しました一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、将来のごみの推計量を求めるため、ごみ分別モデル地区から排出された

ごみの組成調査の結果をもとに試算したものです。現在の量からすれば半減できると考えております。この収集した燃やすごみを一旦中継施設に集め、まとめて外部施設に搬入した場合、各地区のごみ収集所から中継施設までの収集運搬費用として約１億400万円、中継施設の維持管理費用として約8400万円、中継施設から外部処理施設までの収集運搬費用として約1800万円、処理委託費用として約２億2700万円、合わせて約４億3300万円かかると試算しております。なお、現在の処理経費としましては、平成23年度予算で収集運搬委託料１億360万8000円、クリーンセンター分の山鹿植木広域行政事務組合への市負担分が１億8984万8000円、合わせて２億9345万6000円となっております。

続きまして、２点目、生ごみの資源化についてはどのように考えているのか、についてお答えいたします。ごみを出さないことが最も好ましいことであり、市民の方がライフスタイルを見直すことで、ごみの排出抑制に取り組んでいただくことが最善の方法と考えています。その一つの方法としまして、生ごみについてはできる限り家庭において各自処理するコンポストや、生ごみ処理機などにより減量化、資源化を推進してまいりたいと考えています。しかしながら、このような家庭での生ごみの減量化、資源化を推進しましても、全国的な統計、他市の状況、モデル地区における組成調査等の結果から推計しますと、年間約4000トンの生ごみが排出されると考えられ、このどうしても排出される生ごみについては、本市の基本方針である資源循環型社会の構築を目指して関係部署と検討しながら、堆肥化として資源化を図ってまいりたいと考えております。また、堆肥化施設の整備についても既存施設の有効活用を考慮しながら検討を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

燃やすごみの処理方法について、３回目の質問を行います。新たな中間処理施設を整備するまでの間、外部委託を検討しているとの答弁がございました。外部に委託するということは、本来、市が義務を負うべき一般廃棄物の処理を外部の手にゆだねるということです。確実性に欠けるものだと思います。また、経費についても

大幅に増大することが見込まれ、暫定的な処理としても本当に最良な選択であるとは思えないわけですが、仮に暫定的に５年間、この委託を進めた場合、年間、先ほどの数字からいきますと１億4000万円ぐらいプラスアルファが要るわけでありまして、５年間かかるとすれば７億円以上の費用がかかってくると思います。決して小さな数字ではないと思います。検討する期間は非常に短いと思いますけれども、再度、市として他の選択肢等がないのか、十二分に検討してもらいたいと思いますし、具体的に今後どのように進めるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

永田議員の３回目の一般質問についてお答えいたします。

議員ご提案の内容については、真摯に受けとめまして今後、事務を進めてまいりたいと思いますので、ご提案まことにありがとうございました。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

何か簡単な答弁があったようでありました。朝の市長みたいに歯切れがいい答弁を期待したわけでありますけれども、とにかくそういう次第で、市民の皆さん方が非常に心配をしておられました。方向づけの整理が進んでいくわけでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

じゃあ、２問目の質問に移りたいと思います。生ごみの処理についてお伺いをします。関係部署と十二分に協議をしてという話がありました。当然、農林部の方にも話が行っていると思いますので、農林サイドで答弁いただきたいと思います。

先ほど環境部長の答弁の中には、生ごみの資源化について処理量が約4000トン、堆肥化をする、既存施設を有効活用するという答弁がありました。すなわちバイオマスセンターの活用だと思います。現在、バイオマスセンターで生ごみの処理は計画の約30％、当初1000トンぐらいだと思いますので、300トンぐらいしか処理ができていないと思いますが、全量が液肥化をする処理です。4000トンの生ごみを本当

に堆肥化する可能性があるのかをお尋ねしたいと思います。それにはバイオマスの利用自体にいろんなハードルがあると思います。これに対してどのような対策を考えておられるのか、お伺いをします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

生ごみの処理についてお答え申し上げます。

農林部としましては、山鹿市総合計画後期基本計画に沿いまして、資源循環型農業の構築のため、分別された生ごみについては堆肥化を行い、農地に還元する方向で進めていきたいと考えております。生ごみを堆肥化する処理施設については、施設の規模や能力、設置条件や管理運営などを総合的に判断し、新たな場所に設置するより既存施設であるバイオマスセンターの堆肥舎内に設置できればと考えております。また、生ごみ処理施設の整備計画については、市全体で発生する生ごみの年間発生量を約4000トンと想定してありますので、これを処理できる生ごみ処理機の導入や不純物を取り除く選別機、臭気を取り除く脱臭装置の設置等が必要になると考えており、現在、先進地視察等を行いながら検討を進めているところです。特にバイオマスセンターの臭気については、これまで機器の故障や不具合により、地域住民の方に大変なご迷惑とご心配をおかけしていることから、生ごみ処理機の導入に際しても万全の対策を講じることが必要となります。つきましては、地元区長と山鹿市で構成する環境保全会議や集落説明会等を開催し、臭気対策や生ごみ処理機の導入、搬入区域の変更等に関しまして、地元のご理解とご了解が得られるよう、努力してまいります。本市としましては、バイオマスセンターは安全・安心な農産物生産に必要な土づくりのための重要な施設として位置づけています。今後も臭気対策を初め施設の安全性や安定性の確保に注意を払うとともに、本施設を核として良質な堆肥や液肥の製造及び利用促進に努めながら、資源循環型農業の構築を目指してまいりたいと考えています。以上、答弁といたします。

○議長（横手啓介君）

永田議員、了解ですか。

○17番（永田紘二君）

議長。

○議長（横手啓介君）

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

○17番（永田紘二君）

２回目の質問をします。答弁は要りません。先ほどから生ごみが出たら既存施設を使う、バイオマスセンターが一番いいだろう、バイオマスセンターで堆肥にしよう、簡単に潮﨑部長は答弁をされましたけれども、そこの内容の詰めがどこまで行っているのか非常に不安であります。4000トンの生ごみを堆肥化するためには、確かにバイオマスを使った方が一番いいだろうと思います。しかし、それを乗り越えるためのハードルが地域の搬入区域の変更、まず鹿本地区だけしか搬入できないと申し合わせがあっているはずです。これも乗り越えなきゃいけない。それから液肥をつくっていた生ごみ処理ですから、堆肥を作るための処理機も入れないといけない。これは何億円かかるか分からない。そこら辺の内部の詰めができているのかという不安を持ちます。今後、それぞれの立場で連携を取って本当に4000トンの生ごみをバイオマスセンターで堆肥にできる、処理をすればできる、10分の１ぐらいの堆肥になるわけですから処分は大変なことはないと思いますが、本当にそういう具合にできるのか、しっかり検討して提示をしていただくことを要望して、一般質問を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号及び議案第68号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第68号の２案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（横手啓介君）

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第67号及び議案第68号を除く全案件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞ

れの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（横手啓介君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後１時59分　散会

～～～

６月２４日(金曜日)

平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成23年６月24日（金曜日）午前10時開議

第１　表彰状の伝達
第２　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第64号　財産の取得について
議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第66号　字の区域の変更について
議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書
（委員長報告）
討　　論
採　　決

○

本日の会議に付した事件

第１　表彰状の伝達
第２　議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第64号　財産の取得について
議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第66号　字の区域の変更について
議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

第３　議案第69号　工事請負契約の締結について
議案第70号　工事請負契約の締結について
意見書案第1号　公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

○

出席議員（30名）

１番	永田　健	君
２番	稲葉　昇	君
３番	藤本芳雄	君
４番	福本義文	君
５番	冨丸洋一郎	君
６番	藤本峰秀	君
７番	北原昭三	君
８番	芹川正美	君
９番	藤原　豊	君
10番	立山秀木	君
11番	立山　隆	君
12番	原　徹	君
13番	平井邦廣	君
14番	吉本政幸	君
15番	池田誠一	君
16番	堀　茂幸	君

17番	永田紘二君
18番	森川昭彦君
19番	川野　功君
20番	古荘克郎君
21番	森　芳顕君
22番	家入憲隆君
23番	横手啓介君
24番	高野誠二君
25番	藤原　弘君
26番	森　久雄君
27番	太田黒鐵郎君
28番	丸山寛治君
29番	寺崎勇児君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	杉本作徳君
総務部長	本多隆文君
市民福祉部長	富田辰郎君
農林部長	潮崎昭二君
商工観光部長	三森兄臣君
建設部長	緒方淳一君
環境部長	古荘秀幸君
病院事務部長	荒木　隆君
教育部長	倉原謙治君
首席審議員兼会計管理者	富安　豪君
市民福祉部次長	有働　博君
市民福祉部次長	山口敦子君
農林部次長	冨田弘海君
総務課長	原　弘文君
総務課監理検査室長	村上　武君
農林振興課長	金光一誠君

商工課長	大森健司君
観光課長	早田順二君
住宅課長	山内敏雄君
下水道課長	有動淳一君
病院事務部経理課長	永田臣司君
監査事務局長兼選管事務局長	緒方　栄君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	幸村英星君
議会総務係長	渡邊義明君
議事係長	中村武志君
書記	森　英州君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　表彰状伝達

○議長（横手啓介君）

日程第１、表彰状の伝達を行います。去る６月15日、東京日比谷公会堂におきまして、第87回全国市議会議長会定期総会が開催されました。その際、議員在職20年以上の特別表彰を寺崎勇児議員が、また議員在職10年以上の表彰を森　芳顕議員、古荘克郎議員、川野　功議員が受賞されました。よって、本日はその表彰状の伝達を行います。受賞者の方々は演壇の方へお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

表彰状

山鹿市

寺崎　勇児　殿

あなたは市議会議員として二十年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長　関谷　博

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（横手啓介君）

表彰状

山鹿市

森　芳顕　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会

会長　関谷　博

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（横手啓介君）

表彰状

山鹿市
古荘　克郎　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会
会長　関谷　博

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（横手啓介君）

表彰状

山鹿市
川野　功　殿

あなたは市議会議員として十年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十七回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成二十三年六月十五日

全国市議会議長会
会長　関谷　博

（代読）

［表彰状、記念品贈呈、拍手］

○議長（横手啓介君）

受賞者の方々には、まことにおめでとうございました。これをもちまして、表彰状の伝達を終わります。

○

日程第２　議案第57号～議案第68号
　　陳情第10号

○議長（横手啓介君）

日程第２、各常任委員会に付託してありました議案、陳情、議案第67号及び議案第68号の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第58号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
議案第59号　専決処分の承認を求めることについて
　　（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例
議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）
議案第64号　財産の取得について
議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
議案第66号　字の区域の変更について
議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（横手啓介君）

各常任委員長の報告を求めます。藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原　弘君　登壇］

○福祉厚生常任委員長（藤原　弘君）

福祉厚生常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。

去る６月17日午前10時より本庁３階会議室におきまして、委員全員出席のもと、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。議案審査に先立ちまして、現地調査を行いました。調査は、平成21年４月と今年の４月に経営主体が民間へ委譲されました養護老人ホーム寿楽荘とやはた保育園の２カ所を行い、当該施設の関係職員から移譲に伴う経営状況等につきまして説明を受けました。午後１時か

ら委員会を再開、議案審査に入ります前に、執行部より組織改編の説明及び４月１日付の人事異動による職員の自己紹介を受けた後、慎重に議案審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

議案第57号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第58号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例）。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第61号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」事業につきましては、閉会中の所管事務調査として８月中に委員会を開催し、調査することに決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

○経済観光常任委員長（立山秀木君）

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案２件であります。去る６月20日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。

まず、鹿本森林組合の木材共販所において、鹿本森林組合の概要及びさくら湯の材料でありますスギ、ヒノキ等、地元産材の供給の取り組み状況について、中野組合長に詳しい説明をいただきました。

次に、鹿北町荒平地区にて、ワイヤーメッシュによるイノシシの防護策の現状について、担当職員に説明を受けました。昼食の後、今回の議案に上程されております菊鹿町山内地区の字界変更の現地にて担当職員の説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号　字の区域の変更について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井邦廣君　登壇］

○建設環境常任委員長（平井邦廣君）

建設環境常任委員会の報告を行います。

本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。去る６月21日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

まず、議案審査に先立ちまして、４月１日付人事異動による職員の自己紹介を受けた後、現地調査を行いました。調査箇所は、山鹿市墓地公園内不法投棄分別場、奉迎橋補修工事現場、バイオマスセンター、菊鹿東部地区浄水センター、幸の国有機センター、鹿北有機液肥製造施設を視察いたしました。バイオマスセンター、幸の国有機センター、鹿北有機液肥製造施設は農林部の所管ですが、今後のごみ処理問題に関連するために現地で運営状況を確認いたしました。

午後３時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号）中所管。原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案６件、陳情１件であります。

去る６月22日午前10時から本庁３階会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ちまして、同会議室内において災害備品の整備状況について、総務課から説明を受けた後、現地視察を行いました。

まず、情報企画課がありますＮＴＴビルにおいて、担当課から電子計算組織の運用業務などについて詳しい説明を受けました。

次に、温泉プラザ山鹿の３階西のホールにおいて、観光課からさくら湯再生事業の概要及び山鹿・福岡間の直行バスの運行状況等について説明を受けました。その後、同じホールにありますＮＰＯ法人山鹿元気クラブにおいて、商工課から温泉プラザ山鹿の状況について説明を受けました。また、同クラブの松尾理事から山鹿市

ソーシャルビジネスプランについて説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開、議案審査に入ります前に、組織改編の説明及び４月１日付の人事異動による職員の自己紹介を求めました。その後、慎重に議案審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

議案第59号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例)。原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第60号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第62号　山鹿市立学校条例の一部を改正する条例。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第１号)。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号　財産の取得について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について。原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書。執行部から現在の状況についての報告を受け、委員より公契約条例について詳しく精査したいので、継続審査を求める発言がありました。委員会として、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第57号から議案第59号までの３案件を一括採決いたします。議案第57号から議案第59号までの３案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第60号から議案第62号までの３案件を一括採決いたします。議案第60号から議案第62号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第64号から議案第66号までの３案件を一括採決いたします。議案第64号から議案第66号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第67号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第68号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第10号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとお

り決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第10号は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま議案２件、意見書案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（横手啓介君）

お諮りいたします。この際、議案２件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、議案２件、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程第３　議案第69号　工事請負契約の締結について
議案第70号　工事請負契約の締結について
意見書案第１号　公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

○議長（横手啓介君）

日程第３、直ちに一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

［商工観光部長　三森兄臣君　登壇］

○商工観光部長（三森兄臣君）

議案第69号及び議案第70号　工事請負契約の締結について、関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第69号です。本案は、さくら湯建設（建築）工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

契約の目的は、さくら湯建設（建築）工事です。なお、さくら湯建設工事では、当該建築工事に付帯する機械設備工事及び電気設備工事をあわせて施工するものでございます。契約の方法は、指名競争入札です。原則任意５社が共同連携して工事を請け負うこととする建設工事共同企業体方式を指名条件としております。なお、業者の選定につきましては、市内の建築の入札参加資格者全29社のうち、経営事項

審査の評点の上位25社を選定し、その25社を１グループ５社、２グループ10社、３グループ10社とし、共同企業体の結成につきまして１グループの１社を代表構成員とし、２及び３グループからおのおの２社を構成員とする原則任意５社を持って五つの企業体を結成していただき、山鹿市工事入札者指名審査会での審査を経まして、去る６月13日に入札を行ない、６月16日に落札者と仮契約を締結しております。契約の金額は６億6675万円です。契約の相手方は、野中・福山・大栄・牧野・井上建設工事共同企業体、代表者、山鹿市津留1734番地、有限会社野中建設代表取締役、野中誠二です。

次のページをご覧ください。工事場所は、山鹿市山鹿地内です。工事概要は、構造につきましては木造２階建瓦ぶき、建築面積は1035.53平米、床面積は1012.76平米になります。用途は、公衆浴場、休憩室、研修室、観光案内所、温泉資料室等です。工期は、本契約の成立日の翌日から平成24年10月31日までとなります。

続きまして、議案第70号をご説明申し上げます。本案は、さくら湯建設機械設備工事の請負契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。契約の目的は、さくら湯建設（機械設備）工事でございます。契約の方法は、指名競争入札です。任意の２ないし３社が共同連携して工事を請け負うこととする建設工事共同企業体方式を指名条件としております。なお、業者の選定につきましては、市内の機械設備の入札参加資格者全20社選定し、その20社を１グループ７社、２グループ13社とし、共同企業体の結成につきまして、１グループの１社を代表構成員とし、２グループの１社または２社を構成員とする任意の２ないし３社をもって七つの企業体を結成していただき、山鹿市工事入札者指名審査会で審査を経まし、去る６月13日に入札を行い、６月16日に落札者と仮契約を締結しております。契約の金額は１億5414万円です。契約の相手方は、城北工業株式会社・有限会社東総合設備・城設備建設工事共同企業体、代表者、山鹿市山鹿1382番地７、城北工業株式会社代表取締役、船津康行です。

次のページをごらんください。工事場所は、山鹿市山鹿地内、工事概要は、さくら湯建設（建築）に附帯する機械設備工事、温泉設備、給水設備、消火設備、空調設備等一式の工事です。工期は、本契約の成立日の翌日から平成24年10月31日までとなります。

次に、補足説明として、ただいまご説明申し上げました議案第69号及び70号の関連工事であります、さくら湯建設（電気設備）工事につきましてご報告を申し上げます。

契約の方法は指名競争入札、任意２社が共同連携して工事を請け負うこととする

建設工事共同企業体方式を指名条件とし、業者の選定につきましては市内の電気設備の入札参加資格者全10社を選定し、その10社を１グループ５社、２グループ５社とし、共同企業体の結成につきまして、１グループの１社を代表構成員とし、２グループの１社を構成員とする任意２社を持って五つの企業体を結成していただき、山鹿市工事入札者指名審査会での審査を経まして、去る６月13日に入札を行いました。契約の金額は、7875万円です。契約の相手方は、相互・黒田建設工事共同企業体、代表者、山鹿市山鹿465番地３、相互電気設備株式会社、代表取締役、川端健次郎です。工事概要は、さくら湯建設（建築）工事に付帯する電気設備工事として、受変電設備、発電設備、電灯コンセント設備、自動火災報知設備等の工事です。工期は、本契約の成立日の翌日から平成24年10月31日までとなります。なお、この契約の締結につきましては、建築工事及び機械設備工事とあわせて行うものでございます。以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横手啓介君）

意見書案１件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 1 号

平成23年６月24日提出

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　北原　昭三

賛成者

山鹿市議会議員　平井　邦廣

山鹿市議会議員　芹川　正美

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄

倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者や不便な避難所生活を余儀なくされることなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と平行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記

1　公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

2　公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。

3　公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。

4　公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して、地方公共団体に情報提供すること。

5　公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月24日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　菅　　直人　様
総 務 大 臣　片山　善博　様
文部科学大臣　髙木　義明　様
国土交通大臣　大畠　章宏　様

○議長（横手啓介君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、北原昭三議員ありませんか。

○７番（北原昭三君）

ありません。

○議長（横手啓介君）

この際、議案審査のため、しばらく休憩いたします。

午前10時38分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午前10時52分　開議

○議長（横手啓介君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております３案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第69号及び議案第70号の２案件を一括採決いたします。議案第69号及び議案第70号の２案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しまし

た。

次に、意見書案第１号について。原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

閉　会

○議長（横手啓介君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成23年（第３回）山鹿市議会６月定例会を閉会いたします。

午前10時54分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**横　手　啓　介**

山鹿市議会議員　**藤　本　峰　秀**

山鹿市議会議員　**冨　丸　洋一郎**